租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

名御礟

御

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣

安倍

晋三

政令第百二号

は、行导色に乗り(3 …(マ;・ニ゚ ゝませんざんご) 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

(租税特別措置法施行令の一部改正)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定に基づき、この政令を制定する。内閣は、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)の施行に伴い、及び租税特

第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

 金曜日

第一 条の二第三項の表法第六十六条の十三第一項第一号の項を次のように改める。

法第六十八条の九第二項もの又は
する受託法人又はもの、同法第四条の七に規定

第一条の二第三項の表法第六十八条の九十八第一項第一号の項を次のように改める。

hh		
第一条の二第三項の表第二十		項第一号との九十八第一
七条の四第十二項及び第二	法人税法	普通法人
一十八条の九第十三項の項中「及び」	同法	く。) 七に規定する受託法人を除 普通法人(法人税法第四条の
を		

(号外特第 5 号)

げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」に改め、同表第二十八条の九第十八項第 同条第十一項を削り、 円とし、資本金の額等が五千万円を超える法人にあつては二千万円とする。」を「当該法人が次に掲 び第二十項第一号」を加え、「資本金の額等が千万円を超え五千万円以下である法人にあつては千万 三項の項中「及び」を「、第三十九条の四十一第一項及び」に改め、同表第三十九条の五十六第五 一号及び第二十項第一号の項を削り、同表第三十九条の三十九第十一項及び第三十九条の五十六第 第四条の二第五項中「この項から」を削り、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、 |第一号、第六項第一号及び第七項第一号の項中「は、」の下に「それぞれ」を加える。 八条の九第十六項第一号の項中「第二十八条の九第十六項第一号」の下に「、第十八項第一号及 第二十七条の六第一項及び」に改め、「法人と」及び「)と」の下に「する」を加え、同表第二 同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項から第十六項までを二項ずつ

条の十四の二第二十八項から第三十項まで」に、「、第二十六項」を「、第二十八項」に改め、 項まで」を「第二十八項から第三十項まで」に、「規定、」を「規定又は」に、「まで若しくは」を「ま る税で政令で定めるものを除く。)」を「内国法人又は外国法人が納付した所得税」に、「ついて同号 号中「所得税(所得税法第百七十六条第三項に規定する外国の法令により課される所得税に相当す を加え、「同項」を「法第九条の三の二第三項」に、「第三百条第三項(同令第三百六条の二第二項に 部分を除く。)」を加え、「同条第一項」を「法第九条の三の二第一項」に改め、同条第十二項第一号 掲げるもののみに対応する部分を除く。以下この号及び第十二項第二号において同じ」に改め、「外 を同条第三十五項とし、 で、」に、「の規定又は第二十五条の十三の八第二十六項から第二十九項まで」を「若しくは第三十七 るもののみに対応する部分を除く。)」を加え、同条第三十六項を同条第三十八項とし、同条第三十 に規定する」を「ついて当該」に改め、「するもの」の下に「(所得税法第九条第一項第十一号に掲げ おいて準用する場合を含む。)」を「第三百条第九項又は第三百六条の二第七項」に改め、同項第二 て当該」に改め、「するもの」の下に「〈所得税法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する 国所得税 () の下に「当該外国所得税の課せられた収益を分配するとしたならば所得税法第九条第 た所得税(当該所得税の課せられた収益を分配するとしたならば所得税法第九条第一項第十一号に より課される所得税に相当する税で政令で定めるものを除く」を「内国法人又は外国法人が納付し 一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。」を加え、「ついて同号に規定する」を「つい 第四条の六の二第三項第一号中「所得税(所得税法第百七十六条第三項に規定する外国の法令に 項を同条第三十七項とし、同条第三十四項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十八項」 「第三十項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「第二十六項から第二十八 「するもの」の下に「(所得税法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。)」 同条第三十二項中「第二十九項本文」を「第三十一項本文」に改め、

平成 31 年 3 月 29 日

改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、 二十項とし、同条第十八項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十八項」を「第三十項」に 条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第 の表第三項の項の項中「第四条の六の二第二十一項」を「第四条の六の二第二十二項」に改め、 の二第一号イ⑴及び⑵の項、第二百一条の二第三項の表第二項の項の項及び第二百一条の二第三項 十六第三項の表第三項の項の項、第百五十五条の四十五の二第一号イの項、第百五十五条の四十五 第三項の表第三項の項の項、第百五十五条の三十六第三項の表第二項の項の項、第百五十五条の三 第二十三項とし、同条第二十一項の表第百四十条の二第一項の項中「第四条の六の二第十八項」を 第二十二項中「第四条の六の二第二十一項」を「第四条の六の二第二十二項」に改め、同項を同条 同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。 同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十八項」を「第三十項」に改め、 三項及び第三十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項を同条第三十項とし、 に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第三十一項及び第三十二項」を「第三十 三十三項とし、同条第三十項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十八項」を「第三十項」 を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「第二十九項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第 「第四条の六の二第十九項」に改め、同表第百四十八条第三項の表第二項の項の項、第百四十八条 第四条の六の二第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条 該金額を控除したことを証する書類その他財務省令で定める書類を保存しなければならない。 る所得税の額から同項各号に定める金額を控除したときは、財務省令で定めるところにより、 式等の配当等の交付をした場合において、同条第三項の規定により当該上場株式等の配当等に係 支払の取扱者は、法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対し上場株 同条第十六項の次に次の 項 同 当

当等につき同項に規定する政令で定める金額がある場合には、 ける当該上場株式等の配当等の額に加算するものとする。 法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人が交付を受ける上場株式等の配 一当該金額をこれらの者が交付を受

第四条の九第一項及び第二項を次のように改める。

条において同じ。)の支払を受ける次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額を合計した金 外国法人税の額に係る特定目的会社の利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この する外国法人税の額をいう。以下第五条までにおいて同じ。)をいう。以下この条において同じ。) 控除外国法人税の額(法第九条の六第一項の規定により控除する外国法人税の額(同項に規定 特定目的会社(同項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。)が納付した

- 三 非居住者又は外国法人 非居住者等控除限度額に当該特定目的会社の各事業年度の外貨建資 産割合を乗じて計算した金額(当該計算した金額が次項第三号ロに掲げる金額を超える場合に 債券その他の資産をいう。)の帳簿価額の当該特定目的会社の当該事業年度終了の時の貸借対照 社の事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている外貨建資産(外国通貨で表示される株式、 て計算した金額(当該計算した金額が次項第一号口に掲げる金額を超える場合には、当該金額) 表に計上されている総資産の帳簿価額に対する割合をいう。以下この項において同じ。)を乗じ 定する事業年度をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の外貨建資産割合(特定目的会 内国法人 内国法人控除限度額に当該特定目的会社の各事業年度の外貨建資産割合を乗じて 居住者 居住者控除限度額に当該特定目的会社の各事業年度(法第二条第二項第十八号に規 (当該計算した金額が次項第二号ロに掲げる金額を超える場合には、当該金額)

金曜日

- 「発生者がえなどをする時間的などの可能の記事の質「発生者がえなどを表する特別である。「発生者性除限度額」次に掲げる金額の合計額に所得税法第百八十二条第二号に規定する税率の 請項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 居住者が支払を受ける特定目的会社の利益の配当の額
- に係る外国法人税の額として財務省令で定める金額を超える場合には、当該金額) (1)に掲げる金額から②に掲げる金額を控除した金額(当該控除した金額がイに掲げる金額
- で除して計算した金額 (1) イに掲げる金額を一から所得税法第百八十二条第二号に規定する税率を控除して得た率
- 2 イに掲げる金額
- する税率を乗じて計算した金額 内国法人控除限度額 次に掲げる金額の合計額に所得税法第二百十三条第二項第二号に規定
- 1)こ曷げる金質から2)こ曷げる金質と空余ノこ金質(台) 内国法人が支払を受ける特定目的会社の利益の配当の額
- に係る外国法人税の額として財務省令で定める金額を超える場合には、当該金額)1 ⑴に掲げる金額から⑵に掲げる金額を控除した金額(当該控除した金額がイに掲げる金額
- 得た率で除して計算した金額(1) イに掲げる金額を一から所得税法第二百十三条第二項第二号に規定する税率を控除して
- これに掲げる金額
- 定する税率を乗じて計算した金額 非居住者等控除限度額 次に掲げる金額の合計額に所得税法第二百十三条第一項第一号に規
- 7 非居住者又は外国法人が支払を受ける特定目的会社の利益の配当の額
-)・こまずらと見たことの行手も伝統に行っては、「見ちっちに見なってはないない。」に係る外国法人税の額として財務省令で定める金額を超える場合には、当該金額)ロ「1)に掲げる金額から2)に掲げる金額を控除した金額(当該控除した金額がイに掲げる金額
- 得た率で除して計算した金額(1) イに掲げる金額を一から所得税法第二百十三条第一項第一号に規定する税率を控除して

平成 31 年 3 月 29 日

第五条第三項中「、外国法人税」を「、外国法人税の額」に改め、同条第五項の表第百四十八条第五項第一項、第五条第二項に規定する控除限度額のうちに」を「のうち、」に、「同条第二項各号に定める金額「に、同条第二項に規定する控除限度額のうちに」を「のうち、」に、「同条第二項各号に定める金額「に、同条第二項に規定する控除限度額のうちに」を「のうち、」に、「同条第二項各号に定める金額の占める割合を乗じて計算した」を「、外国法人税」を「、外国法人税の額」に改め、同条第五項の表第百四十八条第五項第二項中「、外国法人税」を「、外国法人税の額」に改め、同条第五項の表第百四十八条

||と||に改め、同条第五項を次のように改める。||条第七項第七号||に、「金額と」を「金額(次項において「特別試験研究機関等研究費の額」という。)||条第七項第七号||に、「同条第八項第七号」を「同

一 新事業開拓事業者等(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第五項に規での内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるものその内容その他財務省令で定める事項が定められているものを除く。以下この項においての方法並びに当該試験研究の成果が当該費用のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその内細、当該新事業開拓事業者等が当該費用のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその内細、当該新事業開拓事業者等が当該費用のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその内容、当該個人及び当該新事業開拓事業者等の役割分担及びよの方法並びに当該試験研究で、当該新事業開拓事業者等との契約又は協定(当該契約又との内容、当該個人及び当該新事業開拓事業者等(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第五項に規定である事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの人口での内容をの他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの人口では、当該個人及び当該新事業開拓事業者等(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第五項に規定をは、新事業開拓事業者等(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第五項に規定の内容をの他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの人口では、対している。

- 完全支配関係にある同条第十二号の七に規定する連結子法人を含む。)規定する連結親法人である場合には、当該法人による同条第十二号の七の七に規定する連結総額の百分の二十五以上を有している法人(当該法人が法人税法第二条第十二号の六の七にイ 当該個人がその発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は

する連結完全支配関係にある同条第十二号の七に規定する連結子法人を含む。、当該個人との間に号の六の七に規定する連結親法人にあつては、当該連結親法人による同条第十二号の七の七に規定個人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している法人(同法第二条第十二条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第十一号」に、「当該条第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第十号」に、「第六条第七項第七号」に、「第四十二条の四第八項第七号」に、「第六第七項第七号」に、「第四十二条の三第十項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「第十条第八項第五号」を「第十条五条の三第十項第九号を同項第十二号とし、同項第八号中「第十条第八項第七号」を「第十条第八項第七号」を「第十条

びに次号及び第十号に掲げる試験研究こ亥当するう)では、って、コー、コースの下に「(当該試験研究の主要な部分について当該特定中小企業者等が再委託を行うもの並るもの」の下に「(当該試験研究の主要な部分について当該特定中小企業者等が再委託を行うもの並るに、「行われ びに次号及び第十号に掲げる試験研究に該当するものを除く。)」を加え、同号を同項第八号とし、 当事者間の支配の関係がある法人及び」を「第三号イ及び口に掲げるもの並びに」に改め、「行 同号の次に次の二号を加える。

もの(当該試験研究の主要な部分について当該新事業開拓事業者等が再委託を行うものを除 に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われる 開拓事業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人 役割として当該個人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該新事業 委託に係る委任契約等(当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべきて同じ。)のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該新事業開拓事業者等とのその その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下この号及び次号におい る契約又は協定(以下この号及び次号において「委任契約等」という。)により委託するもので、新事業開拓事業者等に委託する試験研究(委任契約その他の財務省令で定めるものに該当す

(号外特第 5 号)

のであること(その委託に係る委任契約等において、当該新事業開拓事業者等に委託する試 して財務省令で定めるもの(イ及び次号イにおいて「工業化研究」という。)に該当しないも- その委託する試験研究の成果を活用して当該個人が行おうとする試験研究が工業化研究と 験研究が当該個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場 その委託する試験研究が主として当該新事業開拓事業者等の有する知的財産権等(法第十

等が当該新事業開拓事業者等の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試用して行うものであること(その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権 及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。ロ及び次号ロにおいて同じ。)を活条第七項第七号に規定する知的財産権その他これに準ずるものとして財務省令で定めるもの 験研究の内容が定められている場合に限る。)。

イ その委託する試験研究の成果を活用して当該個人が行おうとする試験研究が工業化研究にする旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの他の者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人に帰属 すべき役割として当該個人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該のその委託に係る委任契約等(当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担を除く。)に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該他の者と 験研究が当該個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場該当しないものであること(その委託に係る委任契約等において、当該他の者に委託する試 他の者(特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等並びに第三号イ及び口に掲げるもの

3

有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められているあること(その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該他の者のあること(その委託に係る委任契約等において、 場合に限る。)。 その委託する試験研究が主として当該他の者の有する知的財産権等を活用して行うもので

五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。 第五条の三第十項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第

几 他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。) 該個人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人及び当該 の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当 当該試験研究における当該個人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該個人及び当該他 除く。)と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定(当該契約又は協定において、 に基づいて行われるもの 他の者(特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等並びに前号イ及び口に掲げるものを

247

条第七項第三号」に、「計算に」を「計算における同号の試験研究費の額に」に改め、同条第十三項改め、「適用年(以下この項」の下に「、第十四項及び第十五項」を加え、「同条第八項第三号」を「同条第十項第二号」に 「第十条第七項第一号」に改め、同条第十二項中「同条第八項第二号」を「同条第七項第二号」に 項第五号」に改め、同項第四号中「前項第八号」を「前項第十一号」に、「第十条第八項第一号」を項第五号」に改め、同項第四号中「前項第八号」を「前項第十一号」に、「第十条第八項第一号」を める。 号」を「第十条第七項第八号」に、「同条第一項、第三項又は第七項の規定の適用を受けようとする中「第十条第八項第八号」を「第十条第七項第八号」に改め、同条第十四項中「第十条第八項第八 等適用年」を「当該適用年」に改め、同条第十五項中「、第三項又は第七項」を「又は第三項」に、 年(以下この項及び次項において「総額方式等適用年」という。)」を「適用年」に、「当該総額方式 七号」を「から第四号まで及び第七号から第十号まで」に改め、同項第三号中「前項第四号」を「前 「(総額方式等適用年」を「(適用年」に改め、同項各号中「総額方式等適用年」を「適用年」に改 「第五号及び第九号」を「第六号及び第十二号」に改め、同項第二号中「、 「第十条第八項第七号」を「第十条第七項第七号」に改め、 第三号、第六号及び第に改め、同項第一号中

2 法第十条の四第一項第一号に規定する政令で定めるものは、地域の成長発展の基盤強化に著し第五条の五の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。第五条の五第三項第二号及び第三号中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。 第四十号)第三十八条第二項に規定する主務大臣をいう。)の確認を受けたものとする。大臣(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律 第五条の五の二に次の一項を加える。 く資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務

でを一号ずつ繰り上げる。 第五条の五の三第一項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に改める。・経済産業大臣は、第二項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。 第五条の六の二第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十四号ま

第五条の八第一項から第五項までを削り、同条第六項中「第四号」を「第一号」に改め、第五条の七第二項中「第十条第十二項」を「第十条第十一項」に改める。

に次の三項を加える。 同条第一項とし、同条第七項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を同条第二項とし、 一同項の次め、同項を

舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第八項において同じ。)及び海上運送法(昭運送をする事業をいう。次項及び第五項において同じ。)、沿海運輸業(本邦の各港間において船邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の 和二十四年法律第百八十七号)第二条第七項に規定する船舶貸渡業とする。 法第十一条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業(本

政令で定める船舶は、鋼船(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第二十条の規定に該当する は沿海運輸業の用に供されるもので、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。 五十五年法律第四十号)第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。)又 ものを除く。)のうち、海洋運輸業の用に供されるもの(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和 法第十一条第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に資するものとして

資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。 として政令で定める船舶は、海洋運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく 法第十一条第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に著しく資するもの

条第十一項とし、同条第九項中 項の規定により機械その他の減価償却資産を指定し、又は第八項」を「第六項」に改め、 第五条の八第八項を同条第六項とし、同条第十一項を削り、同条第十項中「第一項若しくは第五 「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、 同項の次

れる船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議し て指定するものとする 法第十一条第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、 沿海運輸業の用に供さ

金曜日

- 9 経済産業大臣は、 第一項の規定により機械その他の減価償却資産を指定したときは、これを告
- 10 国土交通大臣は、 第四項、 第五項又は第八項の規定により船舶を指定したときは、これを告

第五条の八第十二項を削る

第六条の二の次に次の一条を加える。

(特定事業継続力強化設備等の特別償却)

第六条の二の二 法第十一条の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあ 建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとする。 品にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては より計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。)が百万円以上のものとし、器具及び備 つては一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は 式。以下この条において同じ。)の取得価額(所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定に <u>-</u>の

三十一日」に改める。 第六条の三第一項各号及び第十二項各号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月

類を」を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。 くは要件を定め、第四項の規定により事項を定め、又は同項第一号の規定により機能別の機器の種 同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、「器具及び備品を」の下に「指定し、若し と協議して指定するものにあつては、厚生労働大臣が定める要件を満たすものに限る。)」を加え、 る構想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるものとして厚生労働大臣が財務大臣 において同じ。)の」に改め、「いう」の下に「。 第三項において同じ」を加え、同条第二項第一号中 「指定するもの」の下に「(医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 第三十条の十四第一項に規定す 第六条の四の見出しを「(医療用機器等の特別償却)」に改め、同条第一項中「)の」を「。第三項

し、ソフトウエアにあつては一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものとする。 び装置を含む。次項において同じ。)にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものと 法第十二条の二第二項に規定する政令で定める規模のものは、器具及び備品(医療用の機械及

載されたものに限る。)とする。 医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの(次に掲げる要件の全てを満たす場合における当該記 づき当該個人が取得し、又は製作するもの(第一号において「計画設備等」という。)として当該 る当該確認があるもの)に限る。以下この項において「医師等勤務時間短縮計画」という。)に基 る旨の確認があるもの(記載された当該事項につき変更がある場合には、その変更後の計画に係 機関の長及びその委託をした都道府県知事)による医師の勤務時間の短縮に特に資するものであ 談機関の長(当該相談機関が同条第二項の規定による委託を受けた者である場合には、当該相談 勤務時間を短縮するための計画として医療従事者の勤務時間の実態、勤務時間の短縮のための対 以下この項において「相談機関」という。)の助言を受けて作成される医師その他の医療従事者の のうち、医療法第三十条の二十一第一項第一号に掲げる事務を実施する都道府県の機関(同条第 法第十二条の二第二項に規定する政令で定めるものは、器具及び備品並びに特定ソフトウエア 一項の規定による委託に係る事務(同号に掲げる事務に係るものに限る。)を実施する者を含む。 その対策に有用な設備の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載された計画(当該相

平成 31 年 3 月 29 日

別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能

当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第十二条の二第二項の規定の適用を受ける年分の確

5 ができるように組み合わされたもの(これに関連する財務省令で定める書類を含む。)をいう。 前項に規定する特定ソフトウエアとは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ること

定申告書に添付すること

- 6 機能区分(医療法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分をいう。第二号において同じ。) ことにより証明がされたものとする。 の旨を確認した書類を法第十二条の二第三項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付する に応じた病床数の増加に資するものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事のそ いずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る同項の協議の場における協議に基づく病床の 医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる要件 法第十二条の二第三項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する構想区域等内において
- 設されるものであること。 「既存病院用建物等」という。)についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建 医療保健業の用に供されていた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備(次号において
- 病床の機能区分のうちいずれかのものに応じた病床数が増加する場合の当該改修のための工事 により取得又は建設をされるものであること。 その改修(法第十二条の二第三項に規定する改修をいう。)により既存病院用建物等において

第四項を削り、同条第五項中「又は構築物」を削り、同項を同条第四項とする。 同条第三項中「第十四条第二項第一号」を「第十四条第二項」に、「同号」を「同項」に改め、同条 第二項に」に改め、同項第一号中「第十四条第二項第一号イ」を「第十四条第二項第一号」に改め、 物等」を「特定都市再生建築物」に改め、同条第二項中「第十四条第二項第一号に」を「第十四条 第七条の見出しを「(特定都市再生建築物の割増償却)」に改め、同条第一項中「特定都市再生建

上げ、同条に次の一号を加える。 第十条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第七号までを一号ずつ繰り

第十四条の規定 によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第三十二条第四項の規定

を加える。 第十四条第四項第二号中「各年の」の下に「この項の規定を適用しないで計算した場合における」

合を含む。)」を削る。 第十八条の六第一項中「(これらの規定を第三十九条の二十八の二第一項の規定により適用する場

第二章第七節の二の節名中「退職所得」を「退職所得等」に改める

第六号」を「法第二十九条の二第一項第六号」に改め、同号ロ中「第十項」を「第十一項」に、「特を「以下この条」に改め、「(対象株式の発行又は移転若しくは譲渡を含む。)」を削り、「同条第一項 株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。)」を削り、 二第四項」を「同項」に改め、同条第八項中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」及び「新 九条の二第四項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「法第二十九条の 定株式」を「取締役等の特定株式」に改め、同項第三号中「している特定株式」の下に「(法第二十 には、同項第一号及び第三号の書面)」に、「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に、「第十六項」 から第三号までの書面(当該行使をする新株予約権が取締役等に対して与えられたものである場合 は株式の移転若しくは譲渡を含む。)」を削り、「同条第二項に規定する書面」を「同条第二項第一号 定株式」に改め、同項第二号イ中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」及び「(新株の発行又 第七項第一号中「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」を削り、「特定株式」を「取締役等の特 いう。以下この条において同じ。)」及び「若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権」を削り、同条 引受権をいう。以下この条において同じ。)又は株式譲渡請求権(同項に規定する株式譲渡請求権を 六項」を「、第七項第二号イ及び第二十五項」に改め、「若しくは新株引受権(同項に規定する新株 株予約権」を削り、同条第二項中「第十六項」を「第二十五項」に改め、同条第五項中「及び第十 法律第四十八号)第二百八十条ノ二十一第一項の決議に基づき無償で発行された同項に規定する新 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法(明治三十二年 第十九条の三の見出し中「新株予約権等」を「新株予約権」に改め、同条第一項中「又は会社法 同条第九項中 「第二十九条の二第四項

第十六項中「取締役等に」を削り、「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に、「の氏名」を「又第二十八項とし、同条第十八項を同条第二十七項とし、同条第十七項を同条第二十六項とし、同条 条第二十一項とし、同条第十一項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。 を「同項第三号」に、「第八十四条第二項第五号」を「第八十四条第二項第三号」に改め、同項を同 同条第十四項中「新株予約権等」を「新株予約権」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十 は特定従事者の氏名」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十五項を同条第二十四項とし、 等」を「新株予約権」に、「の数」を「の数を」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十項中 とし、同条第二十三項を同条第三十二項とし、同条第二十二項中「新株予約権等」を「新株予約権」 又は株式の移転を含む。)」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第二十四項を同条第三十三項 文」に改め、「次項」の下に 規定する」の下に「同条第一項本文の規定の適用を受けて」を加え、「同条第一項本文」を「同項本 三項を同条第二十二項とし、同条第十二項中「新株予約権等」を「新株予約権」に、「同項第五号」 「新株予約権等」を「新株予約権」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十九項中[同じ。)」」 「第二十九条の二第十項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十五項中「(新株の発行 「同じ。)を」」に、「新株予約権等」を「新株予約権」に、「の数」を「の数を」に改め、同項を同条 同項を同条第三十一項とし、同条第二十一項中「同じ。)」」を「同じ。)を」」に、「新株予約権 「及び第十一項」を加え、同条第二十六項中「第二十九条の二第九項」

での規定の適用については、次に定めるところによる。合における所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第百六十七条の七第四項から第七項ま20 特例適用者の有する同一銘柄の特定株式のうちに取締役等の特定株式以外の特定株式がある場

これらの規定を適用する。株式とがある場合には、これらの特定株式については、それぞれその銘柄が異なるものとして、株式とがある場合には、これらの特定株式については、それぞれその銘柄が異なるものとして、一 当該同一銘柄の特定株式のうちに取締役等の特定株式と当該取締役等の特定株式以外の特定

られまうにあっぽす『守さはん』と『女命せぎの寺さはん』となり、別見な可とらって見ない、いては、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの規定を適用する。(係る特定新株予約権の行使をした日が異なる特定株式がある場合には、これらの特定株式につ二)当該取締役等の特定株式以外の特定株式のうちに当該取締役等の特定株式以外の特定株式に

頭の欠こ欠の比頂を叩える。 第十九条の三第十項中「特定株式」を「取締役等の特定株式」に改め、同項を同条第十一項とし

13 法第二十九条の二第五項に規定する国外転出の時における価額に相当する金額として政令で定第七号に規定する国外転出をいう。次項及び第十四項において同じ。)に係る終了とする。取決めに従つてされる取締役等の特定株式以外の特定株式を有する特例適用者の国外転出(同項12 法第二十九条の二第四項第一号に規定する政令で定める終了は、同条第一項第六号に規定する同項の次に次の七項を加える。

める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

額に相当する金額 では、一次の国外転出をする日の属する年分の確定申告書の提出の時までに国出、決第二十九条の二第五項の国外転出をする日の属する年分の確定申告書を提出する場合でおける特定株式(取締役等の特定株式を除く。次号、次項及び第十五項において同じ。)の価における特定株式(取締役等二項の規定による納税管理人の届出をした場合、同項の規定による納税税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をした場合、同項の規定による納税を担当する金額の国外転出をする日の属する年分の確定申告書の提出の時までに国

相当する金額 月前の日(同日後に取得をした特定株式にあつては、当該取得時)における特定株式の価額に 一 前号に掲げる場合以外の場合 法第二十九条の二第五項の国外転出の予定日から起算して三二 前号に掲げる場合以外の場合 法第二十九条の二第五項の国外転出の予定日から起算して三

249

定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。 法第二十九条の二第五項に規定する特定従事者の特定株式の価額に相当する金額として政令で

次号に掲げる場合以外の場合 特例適用者が特定従事者の特定株式 (法第二十九条の二第五

定株式の数を乗じて計算した金額において同じ。)に同条第五項の規定により譲渡があつたものとみなされた当該特定従事者の特における価額に相当する金額を当該株式の数で除して計算した金額をいう。次号及び第十八項の行使をした日における当該行使により取得をした株式の権利行使時評価額(当該株式の同日項に規定する特定従事者の特定株式をいう。以下この項において同じ。)に係る特定新株予約権

特定従事者の特定株式の数を乗じて計算した金額特定従事者の特定株式の数を乗じて計算した金額に、法第二十九条の二第五項の規定により取得をした株式(当該行使の日以後に次に掲げる事由により取得をした株式(当該行使の日以後に次に掲げる事由により取得をした株式がある場合には、当該株式。以下この号において「旧株」という。)について生じた当該株式交換等の事由により当該株式。以下この号において「旧株」という。)について生じた当該株式交換等の事由により当該株式、以下この号において「旧株」という。)に係る当該株式交換等の事由により当該株式、以下この号において「株式交換等の事由により取得をした株式がある場合には、という。)が生じた場合 特例適用者が特定従事者の特定株式に係る特定新株予約権の行使によいによりが生じた場合 特別適用者が特定従事者の特定株式に係る特定新株予約権の行使によいによりが生じた場合。

項に規定する株式移転完全親法人の株式の数で除して計算した金額式交換完全親法人との間に同項に規定する政令で定める関係がある法人の株式又は同条第二式交換完全親法人との間に同項に規定する政令で定める関係がある法人の株式又は同条第一項に規評価額を、当該株式交換又は株式移転により当該株式一株について取得した同条第一項に規評価額を、当該株式交換又は株式移転により当該株式一株について取得した株式の権利行使時に規定する株式移転 当該株式交換又は株式移転があつた法人が発行した株式の権利行使時に規定する株式移転により高級を開発した金額の場合では、当該株式交換又は開入第二項に規定する株式を換文は同条第二項

当該取得事由の発生又は取得決議があつた取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の権付種類株式(口において「全部取得条項付種類株式」という。)の同号に規定する取得決議付株式」という。)の同号に規定する取得事由の発生又は同項第三号に規定する全部取得条項」 所得税法第五十七条の四第三項第二号に規定する取得条項付株式(口において「取得条項

ハ 株式の分割又は併合 当該分割又は併合があつた株式の権利行使時評価額を基礎として所得条項付種類株式一株について取得した株式の数で除して計算した金額利行使時評価額を、当該取得事由の発生又は取得決議により当該取得条項付株式又は全部取

| 一根式の分割又は併合 | 当該分割又は併合があつた株式の権利行使時評価額を基礎として呼ばれて分割又は併合 | 当該分割又は併合があつた株式の権利行使時評価額を基礎として呼ばれて

項の規定に準じて計算した金額当ての基因となつた株式の権利行使時評価額を基礎として同当てに限る。) 当該株式無償割当ての基因となつた株式の権利行使時評価額を基礎として同株式無償割当てにより当該株式と同一の種類の株式が割り当てられる場合の当該株式無償割二 株式を発行した法人の所得税法施行令第百十一条第二項に規定する株式無償割当て(当該

)に全項「同項に規定する被合併法人の株式の権利行使時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算「同項に規定する被合併法人の所得税法施行令第百十二条第一項に規定する合併「当該合併に係る」

金曜日

17

- る株式の区分に応じそれぞれ次に定める金額 株式を発行した法人の所得税法施行令第百十三条第一項に規定する分割型分割 次に掲げ
- を基礎として同令第百十三条第一項の規定に準じて計算した金額 第六号に規定する分割法人 (2)において「分割法人」という。)の株式の権利行使時評価額 又は同項に規定する分割承継親法人の株式 当該分割型分割に係る同令第六十一条第六項 当該分割型分割に係る所得税法施行令第百十三条第一項に規定する分割承継法人の株式
- 十三条第三項の規定に準じて計算した金額 討法人の株式 当該分割法人の株式の権利行使時評価額を基礎として所得税法施行令第百当該特例適用者が当該分割型分割の前から引き続き有している当該分割型分割に係る分
- げる株式の区分に応じそれぞれ次に定める金額 株式を発行した法人の所得税法施行令第百十三条の二第一項に規定する株式分配 次に掲
- (2)配法人の株式 という。)の株式の権利行使時評価額を基礎として同条第一項の規定に準じて計算した金額 当該特例適用者が当該株式分配の前から引き続き有している当該株式分配に係る現物分 当該株式分配に係る所得税法施行令第百十三条の二第一項に規定する完全子法人の株式 当該株式分配に係る同条第三項に規定する現物分配法人(②において「現物分配法人」 当該現物分配法人の株式の権利行使時評価額を基礎として所得税法施行令
- の前から引き続き有している当該法人の株式の権利行使時評価額を基礎として同項の規定に による残余財産の分配 当該特例適用者が当該資本の払戻し又は解散による残余財産の分配 株式を発行した法人の所得税法施行令第百十四条第一項に規定する資本の払戻し又は解散 準じて計算した金額

第百十三条の二第二項の規定に準じて計算した金額

従前の取得価額」とあるのは「租税特別措置法施行令第十九条の三第十六項第一号(特定の取締 第二項及び同令第百十四条第一項中「取得価額」とあるのは「権利行使時評価額」と読み替える のうち完全子法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額)」とあるのは「金額」と、 のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額 当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその完全子法人株式の取得と、「金額(法第二十五条第一項第三号(株式分配の場合のみなし配当)の規定により剰余金の配 利行使時評価額」と、同令第百十三条の二第一項中「取得価額」とあるのは「権利行使時評価額「 る部分の金額を加算した金額)」とあるのは「金額」と、同条第三項中「取得価額」とあるのは「権 のとみなされる金額及び費用の額のうち分割承継法人株式又は分割承継親法人株式一株に対応す しくは分割承継親法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたも 配当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその分割承継法人株式若 と、「金額(法第二十五条第一項第二号(分割型分割の場合のみなし配当)の規定により剰余金の の権利行使時評価額」と、 一株に対応する部分の金額を加算した金額)」とあるのは「権利行使時評価額は、旧株一株の従前した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち旧株を受けたものとみなされる金額又はその合併法人株式若しくは合併親法人株式の取得のために要 し配当)の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配若しくは金銭の分配として交付 項中「取得価額は、旧株一株の従前の取得価額(法第二十五条第一項第一号(合併の場合のみな 同令第百十一条第二項中「取得価額」とあるのは「権利行使時評価額」と、同令第百十二条第一 行使時評価額(以下「権利行使時評価額」という。)は、旧株一株の従前の権利行使時評価額」と、 役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)に規定する権利 四条第一項の規定に準じて計算する場合には、同令第百十条第一項中「取得価額は、 百十二条第一項、第百十三条第一項及び第三項、第百十三条の二第一項及び第二項並びに第百十 前項第二号ハからチまでの規定により所得税法施行令第百十条第一項、第百十一条第二項、第 同令第百十三条第一項中「取得価額」とあるのは「権利行使時評価額」 旧株一株の

平成 31 年 3 月 29 日

- 18 に規定する権利行使時評価額とみなす。 規定の適用については、同号イからチまでに定める金額を当該所有株式に係る同号イからチまで 第十六項第二号の所有株式につき同号イからチまでに掲げる事由が生じた時後における同号の
- 第十九条の三第九項の次に次の一項を加える。
- 以下この条において同じ。)が、その有する当該特定従事者に対して与えられた特定新株予約権の 類する株式として政令で定めるものは、特定従事者(同条第一項に規定する特定従事者を 第二十条の二第二十七項中「第九項又は第十項」を「第十項又は第十一項」に改め、同項を同条 行使により取得をした株式につき有し、又は取得することとなる分割等株式とする。 法第二十九条の二第四項に規定する特定新株予約権の行使により取得をした株式その他これに

七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十を「同条第三項(同条第七項又は第八項」に、「同条第五項(同条第六項」を「同条第六項(同条第 項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。 二十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第十 十六項とし、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項第五号中「第二十五項」を「第項とし、同条第二十五項中「第二十三項第一号」を「第二十四項第一号」に改め、同項を同条第二 第二十八項とし、同条第二十六項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十 二項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項第二号ロ中「同条第三項(同条第六項) Ė

請書に記載された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十、法第三十一条の二第二項第八号の三口に規定する政令で定める事業は、同号に規定する裁定申 する特定所有者不明土地の面積の当該事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である事業とル以上であり、かつ、当該裁定申請書に記載された法第三十一条の二第二項第八号の三イに規定 九号)第十条第二項第二号の事業に係る同条第一項に規定する事業区域の面積が五百平方メート

に改める。 法第三十五条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二十二項中「応じ、」を「応じ」 に改め、同項第二号中「第八十八条」の下に「(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置第二十二条第四項及び第十七項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第二十項中「応じ、」を「応じ」

五条第一項第七号」に改める。 第二十二条の四第二項中「応じ、」を「応じ」に改め、 同項第四号中 「第五条第一項第六号」を「第

に改め、同条に次の三項を加える。第二十二条の七第二項中「ものに限る。)」を「ものに限る。第四項及び第六項において同じ。)」

- 公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方 定めがあるもの(次項において「支援団体」という。)とする。 法第三十四条第二項第四号に規定する政令で定める文化財保存活用支援団体は、公益社団法人
- 法第三十四条第二項第四号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件を満たす場合とす
- 契約のいずれかを締結し、その旨の仮登記を行うこと。 地の第三者への転売を禁止する条項を含む協定に対する違反を停止条件とする停止条件付売買 として指定された土地をいう。以下この項において同じ。)の売買の予約又はその買い取つた土 規定する重要文化財として指定された土地又は同号に規定する史跡、名勝若しくは天然記念物 当該支援団体と地方公共団体との間で、その買い取つた土地(法第三十四条第二項第四号に
- 市町村の区域内にある土地であること 第一項の規定により当該支援団体の指定をした同項の市町村の教育委員会が置かれている当該 その買い取つた土地が、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九十二条の二
- するためにその土地が買い取られるものであること 土地の保存及び活用に関する事業(地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供 文化財保護法第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画に記載され

金曜日

6 体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めが 益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団 法第三十四条第二項第七号に規定する政令で定める農地中間管理機構は、公益社団法人又は公

分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)」を削る。 公共団体により保有されているものに限る。)」及び「(その設立当初において拠出をされた金額の二 を「農地中間管理機構」に改め、「(その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方 | 号中「(昭和二十五年法律第二百十四号)」を削り、同条第二十九項中「農地利用集積円滑化団体等| 第二十二条の八第十項中「第十五項まで」の下に「及び第二十九項」を加え、同条第二十八項第

う当該各号に定める事業」を「同法第七条の規定により当該農地中間管理機構が行う事業 地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人である当該農地利用集積円滑化団体にあつ 号に掲げるものに限る。)」に改め、同項各号を削る。 第二十二条の九第一項中「又は同法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体(当該農 - 公益社団法人」を「(公益社団法人」に、「これらの法人の次の各号に掲げる区分に応じその行 (同条第

は

める」に改め、同項に次の各号を加える。 第二十三条第三項中「同条第四項の相続の開始の直前における同項に規定する被相続人居住用家 の床面積のうちに当該相続の開始の直前における同項に規定する被相続人の居住の用に供されて 続人居住用家屋をいう。以下この項、次項及び第七項において同じ。)の区分に応じ当該各号に定 た部分の床面積の占める」を「次の各号に掲げる被相続人居住用家屋(同条第四項に規定する被

直前における被相続人居住用家屋の床面積のうちに当該相続の開始の直前における当該被相続 いて「被相続人」という。)の居住の用に供されていた被相続人居住用家屋 人の居住の用に供されていた部分の床面積の占める割合 法第三十五条第四項の相続の開始の直前において同項に規定する被相続人(以下この条にお 当該相続の開始の

この条において「特定事由」という。)により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供さ 住の用」という。)に供されていた被相続人居住用家屋 同条第四項に規定する特定事由 なる直前における当該被相続人の居住の用に供されていた部分の床面積の占める割合 れなくなる直前における当該被相続人居住用家屋の床面積のうちに当該居住の用に供されなく 法第三十五条第四項に規定する対象従前居住の用(第八項及び第九項において「対象従前居 n (以下

人居住用家屋の敷地等(同条第四項に規定する被相続人居住用家屋の敷地等をいう。以下この項に に規定する被相続人の居住の用に供されていた部分の面積の占める」を「次の各号に掲げる被相続 土地の面積をいう。以下この項において同じ。)のうちに当該相続の開始の直前における同条第四項 屋の敷地等の面積(土地にあつては当該土地の面積をいい、土地の上に存する権利にあつては当該 第二十三条第四項中「同条第四項の相続の開始の直前における同項に規定する被相続人居住用家 いて同じ。)の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

居住の用に供されていた部分の面積の占める割合 いう。以下この号及び次号において同じ。)のうちに当該相続の開始の直前における被相続人の (土地にあつては当該土地の面積をいい、土地の上に存する権利にあつては当該土地の面積を 前項第一号に掲げる被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷 等 法第三十五条第四項の相続の開始の直前における被相続人居住用家屋の敷地等の面積

平成 31 年 3 月 29 日

おける被相続人居住用家屋の敷地等の面積のうちに当該居住の用に供されなくなる直前におけ る当該被相続人の居住の用に供されていた部分の面積の占める割合 前項第二号に掲げる被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷 特定事由により当該被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前に

> 十二項とし、同条第八項中「前二項」を「第八項及び第九項」に改め、同項に後段として次のよう 第二十三条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第

供されていた前項に規定する家屋の敷地の用に供されていた土地である場合には、特定事由によ住の用に供されなくなる直前)において」と、第九項中「直前(当該土地が対象従前居住の用に た同条第四項各号」と、「あつて、」とあるのは「あつて、当該相続の開始の直前(当該家屋が対象(前項各号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、同項第一号に規定する用途)に供されてい り当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前。以下この項において同じ。)」とあるの 従前居住の用に供されていた家屋である場合には、特定事由により当該家屋が当該被相続人の居 事由により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合 は「において」と、「居住の用に供されていた同項各号」とあるのは「居住の用(当該家屋が特定 (前項各号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、同項第一号に規定する用途) に供されて は、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前)において、]とあるのこの場合において、第八項中「(当該家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合に 「直前」と読み替えるものとする。

10 法第三十五条第五項に規定する女子でからうっかに、「項を加える。同じ。)」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。 には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前。以下この項において が対象従前居住の用に供されていた前項に規定する家屋の敷地の用に供されていた土地である場合第二十三条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「の相続の開始の直前」の下に「(当該土地

第二十三条第六項中「において同項に規定する」を「(当該家屋が対象従前居住の用に供されなくなる直前)に、法第三十五条第五項に規定する」を「(当該家屋が対象従前居住の用に供されている)法第三十五条第五項に 規定する政令で気ょる FLL

おいて、」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。 た家屋である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前)

6

一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第法第三十五条第四項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 で定めるものが次に掲げる住居又は施設に入居又は入所をしていたこと。 二項に規定する要支援認定を受けていた被相続人その他これに類する被相続人として財務省令

又は同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム 第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法・老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型

介護医療院 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する

するサービス付き高齢者向け住宅(イに規定する有料老人ホームを除く。 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項に規定

又は同条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居に入所又は入居をしていたこと。一項に規定する障害者支援施設(同条第十項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。) 号)第二十一条第一項に規定する障害支援区分の認定を受けていた被相続人が同法第五条第十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三

法第三十五条第四項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなつた時から法第三

の保管その他の用に供されていたこと。 十五条第四項の相続の開始の直前まで引き続き当該被相続人居住用家屋が当該被相続人の物品

該被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。 十五条第四項の相続の開始の直前まで当該被相続人居住用家屋が事業の用、貸付けの用又は当特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなつた時から法第三

供していた一の家屋に該当するものであること 合には、これらの家屋のうち、当該住居又は施設が、当該被相続人が主としてその居住の用に項の相続の開始の直前までの間において当該被相続人の居住の用に供する家屋が二以上ある場 被相続人が前項各号に規定する住居又は施設に入居又は入所をした時から法第三十五条第四

同条第九項中「応じ、」を「応じ」に改める。 改め、同条第三項中「第二十条の二第十四項第二号」を「第二十条の二第十五項第二号」に改め、「第二十五条の四第二項中「第二十条の二第十四項第五号」を「第二十条の二第十五項第五号」に

の下に「(昭和三十二年政令第四十三号)」を加える。第二十五条の八第五項中「の間に」を削り、「の発行済株式等の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係(同条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下の頂及び次項において同じ。)」に、「関係と」を「完全支配関係と」に改め、同条第六項中「の間こ」を削り、「の発行済株式等の全部を保有する関係」という。)の全部を保有する関係」を「以外の法人とは出資を除く。次項において「発行済株式等」という。)の全部を保有する関係」を「以外の法人とは出資を除く。次項において「発行済株式等」という。)の全部を保有する関係」を「以外の法人とは出資を除く。次項において「発行済株式等」という。)の全部を保有する関係」を「以外の法人とは出資(自己が有する自己の株式又の下に「(昭和三十二年政令第四十三号)」を加える。

第二十五条の九第十四項及び第十五項を削る。

法人株式」という。)で」に改め、同項第十二号イ中「(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平 号を同項第二十七号とし、同項第二十五号の次に次の一号を加える。 を「又は分割承継親法人のうちいずれか一の法人の株式」に改め、同項第二十五号中「の営業所」 ずれか一の法人の株式」に改め、同項第十九号中「の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方 改め、同項第十八号中「の株式又は合併親法人株式のいずれか一方」を「又は合併親法人のうちい 成十四年法律第十五号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号 割承継親法人株式で」を「分割承継親法人の株式(以下この号及び第十九号において「分割承継親 継親法人株式」を「「分割承継親法人」に、「いずれか一方」を「うちいずれか一の法人の株式」に、「分 に改め、同項第九号中 「)の株式又は」を「)又は」に、「の株式(以下」を「(以下」に、「「分割承 及び」を「合併親法人の株式(以下この号及び第十八号において「合併親法人株式」という。)及び 株式(出資を含む。第十号及び第二十号から第二十二号までを除き、以下この項において同じ。)」 七号を同項第二十八号とし、同項第二十六号ハ中「同条第十八項」を を削り、同項第二十九号を同項第三十号とし、同項第二十八号を同項第二十九号とし、 に規定する転換社債の転換権を含む。)」を削り、同号二中「から第四号まで」を「又は第二号」に 第十号及び第二十号から第二十二号までを除き、以下この項において同じ。)」に、「合併親法人株式 親法人株式」を「「合併親法人」に、「いずれか一方」を「うちいずれか一の法人の株式(出資を含む。 を削り、「間に同条第三項第一号」を「間に同項第一号」に、「の株式(以下」を「(以下」に、「「合併 十七号」を「第二十八号」に改め、同条第十項中「この項から」を削り、同条第十四項第七号中「の 第二十五条の十の二第一項及び第五項中「この条から」を削り、同条第六項中「特定新株予約権 を「特定新株予約権」に改め、同条第九項第三号中「第二十六号」を「第二十七号」に、「第二 「同条第二十項」に改め、 同項第二十 同

二十六 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が発行法人等(上場株式等の発行法人及び当該二十六 居住者又は恒久的施設を有する法人として財務省令で定めるものをいう。以下この号において当該債権が消滅する場合の上場株式等を含む。)の全てを、その取得の時に、これらの者の特定可座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託をする方法に口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託をする方法に上対の場合の指述を有する法人として財務省令で定めるものをいう。以下この号において当該代法人と密接な関係を有する法人として財務省令で定めるものをいう。以下この号において当該任権の結びは恒久的施設を有する非居住者が発行法人等(上場株式等の発行法人及び当該上十六 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が発行法人等(上場株式等の発行法人及び当該

第二十五条の十の二第十九項中「この項から」を削る。

第二十五条の十の九第五項中「同項第二十六号イ」を「同項第二十七号イ」に改める。

載すべき事項を書面に出力したもの」に改める。
「法第三十七条の十一の三第九項本文の規定による提供を受けた当該特定口座年間取引報告書に記二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面」を改め、同条第七項中「当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第改め、同条第七項中「当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第改め、同条第七項中「当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第

第二十五条の十一の二第二十項中「第四条の二第十項及び第十一項、」を「第四条の二第九項及び」第二十二項」を「第四条の二第十二項」に改め、「並びに第二十二条第二項」を「第二百二十一条の六第一項の項中「第二百二十一条第二項並びに第二百二十一条の六第一項の項中「第二百二十一条の三第二百二十一条の三第二百二十一条の三第二百二十一条の三第二百二十一条の三第二百二十一条の三第二百二十一条の三第二百二十二条第二項第二号、第二百二十一条の三第二百二十二条第二項がに第二十二条第二項がに第二十二条第二項がに第二十二条第二項がに第二十二条第二項がに第二十二条第二項の項中「第二百二十二条第二項を削り、同項の表第十一条第二項の項中「第二百二十二条第二項を削り、同項の表第十一条第二項の項中「第二百二十二条第二項)に改める。

第二十五条の十二第八項中「及び第三号」を削り、同項第四号」を「同項第三号」に改める。第二十五条の十二第八項中「及び第三号」を削り、同東第二十一条の六第一項の項を「第二百二十一条の一第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の一第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の一第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二百二十一条の六第一項の項中「第二百五条」を「第二百五条」を「第二百二十一条の一第二百二十一条の一第二百五十九条第一項第二百二十一条の一第二十一条の一第二十一条の一第二十五条の十二の二第十二項中「この項から」を削り、同条第二十四項中「及び第二十五条の第二十五条の十二第八項中「及び第三号」を削り、同項第四号」を「同項第三号」に改める。第二十五条の十二第八項中「及び第三号」を削り、同項第四号」を「同項第三号」に改める。

等とする。 法第三十七条の十四第五項第二号に規定する政令で定める上場株式等は、次に掲げる上場株式

取得をした上場株式等であつて法第三十七条の十四第五項第二号イ(1)に掲げるもの取得をした上場株式等であつて法第三十七条の十四第二月(1)の提出(1)があつた日までの間に用届出書をいう。次号、第十六項及び第二十五条の十三の八において同じ。)をした日からその者に係る帰国項並びに次条第七項及び第二十五条の十三の八において同じ。)をした日からその者に係る帰国所出書をいう。次号、第十六項及び第十七項に規定する出国をいう。同号、第十六項及び第十七月正書(法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書(同項第一号に規定する継続適工法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書(同項第一号に規定する継続適工法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書(同項第一号に規定する継続適工法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書(同項第一号に規定する継続適工法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適工法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適工法第三十七条の十四第二十七条の十四第二十七条の十四第二十七条の十四第二十七条の十四第二項第二号(同項第一号に規定する継続適工法第三十七条の十四第二日(同項第一号に規定する継続適工法)

- により受入れをしようとした同号イ②又は口に掲げる上場株式等からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に同条第五項第二号イ②又は口の移管法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者が出国をした日

金曜日

を加え、

同項を同条第十七項とし、

した日から当該一年を経過する日までの間にその者に係る帰国届出書の提出を受けなかつた場合」 第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をしたものから、その者が出国を は個人番号の変更」を削り、「場合」の下に「及び当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者で法

同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加え

平成 31 年 3 月 29 日

第十九項第二号中「第十五項本文」を「第十七項本文」に改め、同号イ中「第十五項各号」を「第第二十項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条

載されるべき」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条を「第二十七項」に、「申請書又は」を「申請書、」に、「に記載されるべき」を「又は帰国届出書に記

条第十八項とし、同条第十五項中「第二十一項及び第二十三項」を「第二十三項及び第二十五項」 項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同 十七項各号」に改め、同号ロ中「の氏名、住所又は個人番号の変更」を削り、同項を同条第二十一

に、「第十九項第二号ロ」を「第二十一項第二号ロ」に、「第十九項第二号イ」を「第二十一項第二号

に、「第十九項第二号に」を「第二十一項第二号に」に改め、同項ただし書中「の氏名、住所又

に、「又は当該」を「、当該」に、「をする」を「又は当該帰国届出書の提出をする」に、「第二十五項」とし、同条第二十二項中「)又は」を「)、」に、「を受ける」を「又は帰国届出書の提出を受ける」

十六項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十五項

五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項を同条第三十六項とし、同条第三十三第十二号に規定する転換社債の転換権を含む。)」を削り、同条第三十五項中「第十四項」を「第十の者の住所等確認書類の提示又は」を加え、同条第十二項第九号中「第二十五条の十の二第十四項 に、「をしよう」を「又は帰国届出書の提出をしよう」に、「第二十二項」を「第二十四項」に、「第二「又は第三十項」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「提出又は」を「提出、」第二十五条の十三第二十六項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「同条第十三項」の下に 五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十四項」を第二十一項第二号イ、第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第二十 項 を「申請書、」に、「に記載された」を「又は帰国届出書に記載された」に改め、同項を同条第三十一 に、「おいて、当該申請書又は」を「おいて、当該申請書、」に、「に記載された当該」を「又は帰国届し、同条第二十九項中「提出又は」を「提出、」に、「をしよう」を「又は帰国届出書の提出をしよう」 加え、「、第十五項第一号及び」を「及び第十七項第一号並びに」に改め、同項第三号中「前号の書 める書類 (第十項及び第二十五条の十三の八において「住所等確認書類」という。)の提示又は」を 内上場株式等移管依頼書」に改め、「提供で、」の下に「その者の住民票の写しその他の財務省令で定 移管依頼書」という。)」を加え、「当該書類」を「当該特定口座以外の他の保管口座への非課税口座 の下に「(以下この号及び次号において「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等 に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「第 項中「第三十項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十二項中「第三 項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同条第十項各号中「提供で、」の下に「そ 類」を「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」に改め、同条第九 三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項と 十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十二項」に、「次条第四項」を「次条第六項」 第二十六項」に改め、同項各号中「提示」の下に「又は送信」を加え、同項に次の一号を加える。 とし、同条第二十八項中「第十五項本文、第十九項第二号イ、第二十六項」を「第十七項本文、 書に記載された当該」に、「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項ただし書中「申請書又は、 八項第一号中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同項第二号中「記載した書類」 第二十五条の十三第七項第一号中「、次条」を「並びに次条」に、「第二十五条の十三の六まで」 「第二十五条の十三の三まで、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六」に改め、同条 又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名、生年月日、住所及び個人番号 帰国届出書の提出があつた場合 当該告知の際に提示又は送信を受けた前項に規定する書類

つた日までの間に取得をした上場株式等であつて同号イに掲げるものとする。 定による継続適用届出書の提出をした者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があ 法第三十七条の十四第五項第四号に規定する政令で定める上場株式等は、同条第二十七項の

第二十五条の十三第十三項の次に次の一項を加える。

の非課税口座異動届出書とする。 法第三十七条の十四第五項第三号ロ及び第五号ロに規定する政令で定める書類は、 次条第三項

項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。 及び第二十五条の十三の六」を「次項及び第六項並びに第二十五条の十三の六第五項」に改め、 の条において「移管先の営業所」を「この項及び次項において「移管先の営業所」に、「以下この条 条第二項中「この条において「移管前の営業所」を「第六項までにおいて「移管前の営業所」に、「こ に改め、「第三十七条の十四第十三項」の下に「又は第三十項」を加え、同項を同条第五項とし、同 項」に、「又は非課税口座簡易開設届出書」を「若しくは非課税口座簡易開設届出書又は帰国届出書」 を「経由した第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二十九項」を「第三十四 は記録をしなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第四項中「経由した第二項」 項」を「前条第二十七項」に改め、「。第二十五条の十三の六第五項において同じ」を削り、「記載又 に係るものに限る。以下この項において同じ。)」を削り、「第四項」を「第六項」に、「前条第二十五 条及び第二十五条の十三の六」を「この項及び第六項」に改め、「(氏名、住所又は個人番号の変更 れていたものに限る。)に平成三十六年分以後の累積投資勘定を設けようとする場合」を削り、「この 合又は当該非課税口座(平成三十六年一月一日において平成三十五年分の非課税管理勘定が設けら 第二十五条の十三の二第一項中「、その氏名、住所若しくは」を「その氏名、住所又は」に改め、 当該非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなつている勘定を変更しようとする場

2 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該非課税口座にその 税口座異動届出書を受理することができない。 定が設けられていたものに限る。)に平成三十六年分以後の累積投資勘定を設けようとする場合に とする場合又は当該非課税口座(平成三十六年一月一日において平成三十五年分の非課税管理勘 年に設けられた勘定若しくはその年の翌年以後に設けられることとなつている勘定を変更しよう 既に上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、 を提出する日以前に当該非課税口座に設けられたその年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に 口座に設けられたその年分の勘定の変更に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。) 所の長に提出しなければならない。この場合において、当該非課税口座異動届出書(当該非課税 課税口座異動届出書」という。)を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業 は、その者は、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書(以下この項において「非 当該非課

出があつた時に廃止されるものとする。 に係る非課税口座に既に設けられているその年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定は、 前項の規定による非課税口座異動届出書の提出があつた場合には、当該非課税口座異動届出書 当該提

第二十五条の十三の二に次の一項を加える。

号の変更若しくは当該非課税口座に係る第二項の勘定の変更又は第四項に規定する当該非課税口 座に関する事務の同項の移管については、前各項の規定は、適用しない。 係る帰国届出書の提出があつた日までの間は、その者に係る第一項の氏名、住所若しくは個人番 十七項の規定による継続適用届出書の提出をした場合には、その者が出国をした日からその者に 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が法第三十七条の十四第二

第二十五条の十三の三第一項中「第二十九項」を「第三十四項」に、「又は非課税口座簡易開設届 「若しくは非課税口座簡易開設届出書又は帰国届出書」に改め、「同条第十三項」の下に「又

第二十五条の十三の四を次のように改める

第二十五条の十三の四

(号外特第5号)

条の十三第十七項第二号又は第二十五項」に改め、「書類、」の下に「第二十五条の十三の二第一項後り提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)、帰国届出書、第二十五 の十三第十五項第二号又は第二十三項」を「同条第二十七項各号に定める届出書(電磁的方法によ 段又は第二項前段に規定する」を加え、「、出国届出書」を削る。 - 「第二十五条の十三第二十八項」を「第二十五条の十三第三十項」に改め、同条第四項中「第二第二十五条の十三の六第二項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同条第三項 五条の十三の二第四項」を「第二十五条の十三の二第六項」に改め、同条第五項中「第二十五条

条第四項中「第三十七条の十四第三十三項」を「第三十七条の十四第三十八項」に改める。 に改め、同条第二項中「第四条の六の二第二十三項」を「第四条の六の二第二十四項」に改め、同 第二十五条の十三の七第一項中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」

座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」に改め、同条第七項中「二十歳」確認書類の提示又は」を加え、「同号」を「前号」に改め、同項第三号中「前号の書類」を「特定口の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」に改め、「提供で、」の下に「その者の住所等 未成年者口座内上場株式等移管依頼書」という。)」を加え、「当該書類」を「当該特定口座以外の他二号中「記載した書類」の下に「(以下この号及び次号において「特定口座以外の他の保管口座への管依頼書」に改め、「提供で、」の下に「その者の住所等確認書類の提示又は」を加え、同条第六項第う。。」を加え、「当該書類」を「当該特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移 下この号において「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」とい 「その者の住所等確認書類の提示又は」を加え、同条第五項第二号中「記載した書類」の下に「(以 第二十五条の十三の八第二項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第三項中「提供で、」の下に 「十八歳」に改め、同条第十二項に次の一号を加える。

に当該未成年者口座を廃止し、法第三十七条の十四の二第二十二項に規定する廃止届出事項を号の届出書を提出しなかつた場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、同日の翌日 同項の規定により同項に規定する所轄税務署長に提供すること。 十二月三十一日までに当該出国移管依頼書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に前出国移管依頼書の提出をした者が、その年一月一日においてその者が十八歳である年の前年

項 五条の十三の二」を「第二十四項及び第二十六項から第三十六項まで並びに第二十五条の十三の二 (第二項、第三項及び第七項を除く。)、第二十五条の十三の三及び第二十五条の十三の五」に改め、 第二十五条の十三の八第二十項中「第二十二項及び第二十四項から第三十四項まで並びに第二十 の項を次のように改める。 「出国届出書」とあるのは 「未成年者出国届出書」と」を削り、同項の表第二十五条の十三第六

次に掲げ	第二十五条の十三第六 第三十七
りる 	七条の十四第五項第
る特定新株予約権に係る適用を受けて取得をした同項に規定す法第二十九条の二第一項本文の規定の	第三十七条の十四の二第五項第二号ロ

に、「第三十七条の十四第二十七項」第二十五条の十三第三十項の項中 項第一号及び第二十九項」を「第二十五条の十三第二十八項第一号及び第三十一項」に改め、同表加え、同表第二十五条の十三第二十六項第一号及び第二十九項の項中「第二十五条の十三第二十六 二十五項」を「第二十五条の十三第二十七項」に改め、「同条第十三項」の下に「又は第三十項」を十五条の十三第二十六項」に改め、同表第二十五条の十三第二十五項の項中「第二十五条の十三第 第二十五条の十三第二十二項の項中「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十 項」に改め、同表第二十五条の十三第二十四項の項中「第二十五条の十三第二十四項」を「第二 「第二十五条の十三の三まで、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六」に改め、同表第二十五条の十三の八第二十項の表第二十五条の十三第七項の項中「第二十五条の十三の六まで」 |「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十二項」に改め、同表第二十五条の 「第二十五条の十三第三十項」を「第二十五条の十三第三十二項」

> 三十四項の項中「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第三十六項」に改め、同表 三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十二項」に改め、同表第二十五条の十三第十三第三十二項の項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十四項」に、「第

第二十五条の十三の二第一	項の項を次のように改める。	
第二十五条の十三の二	非課税口座を	未成年者口座を
-	非課税口座が	未成年者口座が

第二十五条の十三の二第一項後段」に、 二項第二号」に、「の届出書」を「又は同条第二十六項の届出書、同条第二十項において準用する 項第二号又は第二十五項に規定する書類、第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段」に、「第 該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)、帰国届出書、第二十五条の十三第十七 十三項に規定する書類]を「同条第二十七項各号に定める届出書(電磁的方法により提供された当 項」に改め、同表第二十五条の十三の六第五項の項中「第二十五条の十三第十五項第二号又は第二 第二十五条の十三の六第三項の項中「第二十五条の十三第二十八項」を「第二十五条の十三第三十 同表第二十五条の十三の六第二項の項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同表 項に」に改め、同表第二十五条の十三の四第一項の項及び第二十五条の十三の四第二項の項を削り、 第一項の項中「第二十九項」を「第三十四項」に、「同条第十三項に」を「同条第十三項又は第三十 に改め、「第三十七条の十四第十三項」の下に「又は第三十項」を加え、同表第二十五条の十三の三 二十五条の十三の二第三項]を「第二十五条の十三の二第五項」に、「第二十九項」を「第三十四項」 第二項」を「第二十五条の十三の二第四項」に改め、同表第二十五条の十三の二第三項の項中 二十五条の十三の八第十二項第二号」を「第二十五条の十三の八第八項に規定する書面、同条第十 第二十五条の十三の八第二十項の表第二十五条の十三の二第二項の項中「第二十五条の十三の二 申請書、 書類 申請書 を

申請書、 書 類 申請書、 書面 に改め、 同表前条第一項の項中 「第三十七

第三十四項まで並びに第二十五条の十三の二」を「第二十四項及び第二十六項から第三十六項まで「第三十七条の十四の二第三十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十二項及び第二十四項から 並びに第二十五条の十三の二(第二項、第三項及び第七項を除く。)、第二十五条の十三の三及び第 条の十四第三十三項」を「第三十七条の十四第三十八項」に、「第三十七条の十四の二第三十項」を 条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同表前条第四項の項中 二十五条の十三の五」に改め、同条第二十六項及び第二十七項を次のように改める。 「第三十七

届出書を、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなけれ は、その者は、その出国をする日の前日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した にその者が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合に 未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の一月一日以後

年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなして、 当該出国の時に法第三十七条の十四の二第二十項に規定する未成年者口座廃止届出書を当該未成 に出国移管依頼書を提出して、基準年の一月一日前に出国をした場合を除く。)には、その者は、 恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合(その者が当該出国の日の前日まで 二十一項及び第二十二項の規定を適用する。 未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国により居住者又は

十八項とする。 十四の二第二十九項」に、「同条第七項」を「第二十五条の十の十第七項」に改め、 第二十五条の十三の八第二十八項を削り、 同条第二十九項中「第二十七項」を「法第三十七条の 同項を同条第二

金曜日

親法人株式を」を「外国合併親法人の株式又は出資を」に、「外国分割承継親法人株式を」を「外国法人、外国分割承継親法人又は外国完全子法人の株式」に、「「株式又は」を「「又は」に、「外国合併親二項中「外国合併親法人株式、外国分割承継親法人株式又は外国完全子法人株式」を「外国合併親 に規定する外国分割承継親法人株式を除く。以下この号において同じ。)で」と」を削り、同条第十株式(法第三十七条の十四の三第六項第三号に規定する特定分割型分割により取得する同条第二項 号において同じ。)で」と、同項第十九号中「分割承継親法人株式で」とあるのは「分割承継親法人 号に規定する特定合併により取得する同条第一項に規定する外国合併親法人株式を除く。以下この 下この号において同じ。)で」と、同項第九号の二」を「」と、同項第九号の二」に改め、「、同項第式」を「及び第十八号において同じ。)で」と、同項第九号中「株式(」とあるのは「株式」に、「以「において同じ。)で」と、同項第九号中「分割承継親法人株式で」とあるのは「分割承継親法人株 第七号中」の下に「「株式(以下この号及び第十八号」とあるのは「株式(以下この号」と、」を加え、本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等)」に改め、同条第十項第三号中「同条第十四項 を加え、同条第九項中「同条第十二号の三」を「第六十一条第六項第三号(所有株式に対応する資 配関係と」に改め、同条第五項中「有する株式」の下に「(出資を含む。以下この条において同じ。)」 を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係」に、「関係と」を「完全支 条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下第四項までにおいて同じ。)」に、「関係と」 う。)の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係(法人税法第二 資を」に改める。 分割承継親法人の株式又は出資を」に、「外国完全子法人株式を」を「外国完全子法人の株式又は出 を「完全支配関係と」に改め、同条第三項及び第四項中「の間に」を削り、「の発行済株式等の全部 十八号中「合併親法人株式で」とあるのは「合併親法人株式(法第三十七条の十四の三第六項第一 (出資を含む。以下この条において同じ。)を除く。次項及び第四項において「発行済株式等」とい第二十五条の十四第二項中「の間に」を削り、「の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式

軽課税外国法人等の株式又は出資」に改め、同条第五項第一号中「特定軽課税外国法人」を「特定資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等)」に、「特定軽課税外国法人の株式」を「特定 る」を「に規定する」に、「同条第十二号の三」を「第六十一条第六項第三号(所有株式に対応する 国法人等」に改め、同条第四項中「特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)に規定す 第二十五条の十四の二第一項から第三項までの規定中「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外 課税外国法人等」に改め、同項第三号を次のように改める。

現第十号及び第二十号中「株式とは上来では、またとは、上来である。」と、「合併親法人株式で」とあるのは「合併親法人株式(法第三十七条の十四の四項第十八号の株式に該当する同項に規定する外国合併親法人株大で」とあるのは「合併親法人株式(法第三十七条の十四の四第二項に規定する外国分割承継親法人株式を除く。」と、同項第九号中「株式(」とあるのは「株式で」とあるのは「合併親法人株式(法第三十七条の十四の四第一項に規定する外国合併親法人株株式で」とあるのは「合併親法人株式で」とあるのは「合併親法人株式(法第三十七条の十四の四第一項に規定する特定非適格株式で」とあるのは「合併親法人株式(以下この号」と、「合併親法人株式(以下この号」と、「合併親法人第七号中「株式(以下この号」と、「合併親法人 の規定により読み替えられたこれらの規定に規定する上場株式等で」とする。 同項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式を除く。)又は所得税法第五十七条の四第二 第三項に規定する特定非適格株式交換により取得する特定軽課税外国法人等の株式に該当する 第二十五条の十の二の規定の適用については、同条第十三項中「次項第十号」とあるのは 一十五条の十四の二第五項第三号の規定により読み替えられた次項第十号」と、同条第十四項 同条第二十三項中「上場株式等で」とあるのは「第二十五条の十四の二第五項第三号

平成 31 年 3 月 29 日

第二十五条の十四の二第五項第六号中「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改 資に」に、「株式又は」を「又は」に改める。 同条第六項中「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に、「株式に」を 「株式又は

第二十五条の十七第七項中「旨の記載」を「の記載」に改め、 同項第二号中「応じ、」を

応じそ

- 場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業共団体により拠出をされているものに限る。)であつて、その定款において、その法人が解散したる。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公 総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限 第二十五条の十七の二に次の二項を加える。 法第四十条の二に規定する政令で定める文化財保存活用支援団体は、公益社団法人(その社員
- 定する重要文化財として指定された資産(以下この項において「取得資産」という。)が建造物以 法第四十条の二に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件(その譲渡を受けた同条に規 を行う法人に帰属する旨の定めがあるもの(次項において「支援団体」という。)とする。 外のものである場合には、第一号及び第四号に掲げる要件)を満たす場合とする。
- ずれかを締結すること。 者への転売を禁止する条項を含む協定に対する違反を停止条件とする停止条件付売買契約の 当該支援団体と地方公共団体との間で、その取得資産の売買の予約又はその取得資産の第三 41
- 前号の売買の予約又は停止条件付売買契約の締結につき、その旨の仮登記を行うこと。
- した同項の市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の区域内に所在すること。 その取得資産が、文化財保護法第百九十二条の二第一項の規定により当該支援団体の指定を
- に供するために当該支援団体が譲渡を受けるものであること。 取得資産の保存及び活用に関する事業(地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の文化財保護法第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画に記載され 用た

第二十五条の十八の二第二項中「(これらの規定を第三十九条の二十八の二第一項の規定により適

用する場合を含む。)」を削る。

合)」を加え、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。 場合であつて財務省令で定める場合に該当するときは、財務省令で定めるところにより計算した割 び同項第二号から第五号までの規定中「の割合」の下に「(その必要な調整を加えることができない より計算した割合)」を加え、同号ロ中「第八項第一号」を「第十四項第一号」に改め、同号ハ⑴及ことができない場合であつて財務省令で定める場合に該当するときは、財務省令で定めるところに の号、第八項及び第十四項第一号」に改め、同号イ中「の割合」の下に「(その必要な調整を加える 定めるところにより計算した割合)]を加え、同条第五項第一号中「この号及び第八項第一号]を「こ な調整を加えることができない場合であつて財務省令で定める場合に該当するときは、財務省令で まで」を「この条」に改め、同項ただし書及び同条第四項ただし書中「の割合」の下に「(その必要 第二十五条の十八の三の見出し中「非居住者等」を「非居住者」に改め、同条第三項中「第八項

計額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法 られる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合 の属する各年分の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認め 内部取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益 (これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。)が生ずることが予測される期間内の日

は、第一号に掲げる方法又は第二号から第五号までに掲げる方法と同等の方法若しくは第七号に掲法と同等の方法及び第七号に掲げる方法(第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。)と同等の方法 限る。)は、第一号から第五号までに掲げる方法又は第七号に掲げる方法(第二号から第五号までにに、「とし、」を「(第六号に掲げる方法及び第七号に掲げる方法(第六号に掲げる方法に準ずる方法に し、」に、「又は第七号に掲げる方法」を「に掲げる方法又は第八号に掲げる方法 掲げる方法に準ずる方法に限る。)を用いることができない場合に限り、用いることができる。)と 三の三第九項」を「第四十条の三の三第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中 を「第四十条の三の三第二十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第四十条の 三の三第二十六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中[第四十条の三の三第二十項] に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第四十条の三の三第二十項」を「第四十条の 「第四十条の三の三第五項第二号」を「第四十条の三の三第九項第二号」に、「第六号」を「第七号」 第二十五条の十八の三第十二項中「又はロ」を「若しくは口若しくは第七項の規定又は第三項」

金曜日

し、同項第五号の次に次の一号を加える。 を「第四十条の三の三第九項」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とを「第四十条の三の三第九項」に改め、同項第一号中「第四十条の三の三第五項」げる方法(第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる方法に限る。)と同等の方法を用いることが

対価の額とされるべき額とする方法 内部取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所が 内部取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益(これに準ずるものを含む。可能稅務署若しくは所轄国税局の当該職員が知り得る状態にあつた情報に基づき、当該棚卸資産が一方の額とされるべき額とする方法

の六項を加える。号」を「第四十条の三の三第九項第一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項の次に次号」を「第四十条の三の三第九項を同条第十四項とし、同条第七項中「第四十条の三の三第五項第一

額とされるべき額があるものとする。 相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対価の相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対価の相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその資産(次に掲げる資産以外の資産に限る。)で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け(資産に係て、法第四十条の三の三第四項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他で、法第四十条の三の三第四項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の

- 一 有形資産 (次号に掲げるものを除く。)
- 務省令で定める資産 税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財ニ 現金、預貯金、売掛金、貸付金、所得税法第二条第一項第十七号に規定する有価証券、法人
- 9 法第四十条の三の三第二項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- 二 通常用いられる方法により計算されたものであること。

平成 31 年 3 月 29 日

当該独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該非居住者の各年分の当該国内源泉金額に算入すべき金額が過少となる場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額とした額がの所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により準じて計算した各種所得の金額(同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の規定により準じて計算した各種所得の金額(同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の規定により準じて計算した各種所得の金額(同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の規定により準じて計算した各種所得の金額(同法第二条第一項の額とした額が当該特定無形資産内部取引につき同項本文の規定を適用したならば同条第一項価の額とした額が当該特定無形資産内部取引につき同項本文の規定を適用したならば同条第一項価の額とした額が当該特定無形資産内部取引につき同項本文の規定を適用したならば同条第一項

合とする。費に算入すべき金額又は支出した金額に算入すべき金額が過大となる場合には第二号に掲げる場費に算入すべき金額又は支出した金額に算入すべき金額が過大となる場合には第二号に掲げる場所得につき同法第百六十五条第一項の規定により準じて計算した各種所得の金額の計算上必要経

- した金額を超えない場合
 ・当該独立企業間価格とみなされる金額が当該対価の額とした額に百分の百二十を乗じて計算
- た金額を下回らない場合 一 当該独立企業間価格とみなされる金額が当該対価の額とした額に百分の八十を乗じて計算し
- | 法第四十条の三の三第六項第二号の特定無形資産内部取引の時における客観的な事実に基づ|| 法第四十条の三の三第六項第二号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- 通常用いられる方法により計算されたものであること。いて計算されたものであること。
- 社会の は、法第四十条の三の三第七項に規定する政令で定める場合は、同項の特定無形資産内部取引(その対価の額とした額につき、当該特定無形資産内部取引の時に当該特定無形資産内部取引に保るが過少となる場合には第一号イに掲げる場合とし、当該対価の額とした額に算入すべき金額が過大となる場合には第二号に掲げる場合とし、当該対価の額とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額の計算上収入金額として当該特定無形資産内部取引につき同条第五項本文の規定を適用したならば同条第一項の規定はおいて同じ。)が生ずることが予測された類間内の日の属する各年分の当該利益の額として当該特定無形資産内部取引につき同条第五項本文の規定を適用したならば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより同義第七項の非居住者の各年分の所得税法が過少となる場合には第一号イに掲げる場合とし、当該対価の額とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額が過大となる場合には第二号に掲げる場合とすべき金額では、同項の特定無形資産内部取引に係るが過少となる場合には第二号に掲げる場合とする。とは第二号に掲げる場合とする。
- 乗じて計算した金額を超えない場合該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額に百分の百二十をの他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産内部取引の時において当該判定期間に当をいう。以下この項において同じ。に当該特定無形資産内部取引に係る特定無形資産の使用そも該特定無形資産内部取引に係る特定無形資産の使用そ当該特定無形資産内部取引に係る判定期間(法第四十条の三の三第七項に規定する判定期間
- 八十を乗じて計算した金額を下回らない場合期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額に百分のの使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産内部取引の時において当該判定 当該特定無形資産内部取引に係る判定期間に当該特定無形資産内部取引に係る特定無形資産

六号)]を加える。 三第二十二項第一号」に改め、同条第四項中「租税特別措置法」の下に[(昭和三十二年法律第二十三第二十五条の十八の四第一項第一号中「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の

三第二十一項」に改める。 第二十五条の十九第二項第一号イ中「第二十五条の十九の三第十一項」を「第二十五条の十九の

同項を同条第七項とし、同項の次に次の五項を加える。 | 「第二十五条の十九の三第十七項を同条第二十七項」とし、同条第二年では、同条第二項を同条第十三項とし、同条第二項を同条第十十五項とし、同条第十四項及び第十七項」を「第二十二項第四号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十四項及び第十七項」を「第二十二項第一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十四項及び第十七項」を「第二十二項第一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十四項及び第十七項」を「第二十二項第一号」に改め、同項第一号中「(不動産の上に存する権利を含む。以下この号において同じ。)」を削り、同項項で同条第二十五段とし、同条第十二項を同条第二十五項とし、同条第十四項を同条第二十五項第一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十四項とし、同条第十二項第一号」を「第二十二項第一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十二項第一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十二項表の十九の三第十七項を同条第二十五項とし、同条第十二項第一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十二項第一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十二項第四号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十六項とし、同条第十六項とし、同系第十六項とし、同項の次に次の五項を加える。

とあるのを「外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号」と読み替えた場合における同条第四十条の四第二項第三号ハ⑴に掲げる事業を主として行う外国関係会社に係る同条第一項各号」 げる事業を主として行う外国関係会社に係る同条第一項各号」とあるのを「外国関係会社に係るあるのを「外国関係会社」と、同項第四号及び第五号中「法第四十条の四第二項第三号ハ⑴に掲 ①に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と、同号ロ中「法第 行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と、同号イ中「法第四十条の四第二項第三号ハ 法第四十条の四第一項各号」と、同項第六号中「同条第二項第三号ハ⑴に掲げる事業を主として までの規定中「法第四十条の四第二項第三号ハ⑴に掲げる事業を主として行う外国関係会社」と |項第二号ハ⑴の外国関係会社に係る第二十一項各号に掲げる者とする。 法第四十条の四第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定める者は、第二十一項第一号から第三号

3

- 関連者以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、法第四十条の四第二項第二号ハ⑴に規定する政令で定める収入保険料は、外国関係会社に係る 係る収入保険料に限る。)とする。 関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に
- 関係会社の各事業年度の同号ハ⑴に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事業年度の法第四十条の四第二項第二号ハ⑴に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国
- 収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。 法第四十条の四第二項第二号ハ⑵に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第一
- 号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。 外国関係会社が各事業年度において当該外国関係会社に係る関連者以外の者に支払う再保険
- する関連者等収入保険料をいう。 する関連者等収入保険料をいう。次項において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対する外国関係会社の各事業年度の関連者等収入保険料(法第四十条の四第二項第二号ハ②に規定
- 12 関係会社の各事業年度の同号ハ②に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当該各事業年度の法第四十条の四第二項第二号ハ②に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国 関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。

官

- て同じ。)」を削り、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。 する日(当該剰余金の配当等の額が法人税法第二十四条第一項に規定する事由に係る財務省令での四第一項に規定する剰余金の配当等をいう。以下この条において同じ。)の額の支払義務が確定 り、かつ、その状態が当該外国関係会社が当該外国法人から受ける剰余金の配当等(法第四十条いるその議決権のある株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分の二十五以上であ 上(当該外国法人が当該確定する日以前六月以内に設立された外国法人である場合には、その設定める剰余金の配当等の額である場合には、同日の前日。以下この項において同じ。)以前六月以 行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当該外国関係会社が保有して 該外国関係会社が保有しているその株式等の数若しくは金額の占める割合又は当該外国法人の発 の本店所在地国を同じくするものに限る。以下この項において同じ。)の発行済株式等のうちに当 第二十五条の十九の三第一項中「、同項第一号に規定する外国関係会社をいう。 以下この条におい 法第四十条の四第二項第二号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国法人は、外国法 の日から当該確定する日まで)継続している場合の当該外国法人とする。 (外国関係会社 (同項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。)とそ
- 国子会社(同号イ⑶に規定する外国子会社をいう。以下この項において同じ。)の株式等の保有を法第四十条の四第二項第二号イ⑶に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、外 主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
- いて当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当 (その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国の法令にお当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める外国子会社から受ける剰余金の配当等の額

- る収入金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること 等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。)その他財務省令で定め
- 財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。 において同じ。) に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める外国子会社の株式等その他 当該事業年度終了の時における貸借対照表(これに準ずるものを含む。以下この節及び次節
- 規定する管理支配会社をいう。次項及び第五項において同じ。)とその本店所在地国を同じくする いう。第五項第三号イ⑴iiにおいて同じ。)に該当するものとする。 ものに限る。)で、部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社を 係会社で政令で定めるものは、当該居住者に係る他の外国関係会社(管理支配会社(同号イ4)に 法第四十条の四第二項第二号イ44に規定する同条第一項各号に掲げる居住者に係る他の外国関
- 保有を主たる事業とする外国関係会社で次に掲げる要件の全てに該当するものその他財務省令で 定子会社(同号イ4)に規定する特定子会社をいう。第六号及び第七号において同じ。)の株式等の、 法第四十条の四第二項第二号イ4)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、特 定めるものとする。 法第四十条の四第二項第二号イ4に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、
- その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によつて行われていること。
- 行上欠くことのできない機能を果たしていること。 管理支配会社の行う事業(当該管理支配会社の本店所在地国において行うものに限る。)の遂
- 三 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、 おいて、管理支配会社の役員又は使用人によつて行われていること。 その本店所在地
- その本店所在地国を管理支配会社の本店所在地国と同じくすること。
- 次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。
- 項において同じ。)を課されるものとされていること。 関係会社の所得(その外国関係会社の属する企業集団の所得を含む。)に対して外国法人税(法 人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。ロ及び第二十五条の二十二の二第二 口に掲げる外国関係会社以外の外国関係会社(その本店所在地国の法令においてその外国
- 扱われる所得に対して外国法人税を課されるものとされていること。 外国関係会社 その本店所在地国の法令において、当該株主等である者(法第四十条の四第 条第十四号に規定する株主等をいう。口において同じ。)である者の所得として取り扱われる その本店所在地国の法令において、その外国関係会社の所得がその株主等(法人税法第二 項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社に該当するものに限る。)の所得として取り
- 十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九
- けるその受ける剰余金の配当等の額を除く。) 金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合にお 額の全部又は一部が当該特定子会社の本店所在地国の法令において当該特定子会社の所得の 当該事業年度の特定子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の
- 連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。)に係る対価の額 の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係る関 ものとし、当該株式等の取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合 号ハ⑴に規定する関連者をいう。以下第十一項までにおいて同じ。)以外の者への譲渡に限る 特定子会社の株式等の譲渡(当該外国関係会社に係る関連者(法第四十条の四第二項第二
- ハ その他財務省令で定める収入金額
- る特定子会社の株式等その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占め

258

5

- 関係会社で次に掲げる要件の全てに該当するものその他財務省令で定めるもの 上欠くことのできないものをいう。以下この号において同じ。)の保有を主たる事業とする外国及び第二十六項第一号において同じ。)で、その外国関係会社に係る管理支配会社の事業の遂行特定不動産(その本店所在地国にある不動産(不動産の上に存する権利を含む。以下この項
- に限る。)の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。 管理支配会社の行う事業(当該管理支配会社の本店所在地国において行うもので不動産業
- 前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。
- 九十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の
- 特定不動産の譲渡に係る対価の額
- 特定不動産の貸付け (特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価の額
- その他財務省令で定める収入金額
- める特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超一 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占 えていること。
- 次に掲げる要件の全てに該当するもの ら使用するものをいう。以下この号において同じ。)の保有を主たる事業とする外国関係会社で、 特定不動産(その本店所在地国にある不動産で、その外国関係会社に係る管理支配会社が自
- 前項第一号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。
- 九十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の
- 特定不動産の譲渡に係る対価の額

官

- 特定不動産の貸付け (特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価の額
- その他財務省令で定める収入金額
- める特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占
- 次に掲げる要件の全てに該当する外国関係会社その他財務省令で定める外国関係会社 その主たる事業が次のいずれかに該当すること。
- る要件の全てに該当するものをいう。以下この号において同じ。)の株式等の保有 特定子会社(当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、次に掲げ が有するその議決権のある株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分の十 発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当該外国関係会社 のうちに当該外国関係会社が有するその株式等の数若しくは金額の占める割合又はその 当該外国関係会社の当該事業年度開始の時又は終了の時において、その発行済株式等
- を含む。)において行う資源開発等プロジェクト(第三十九条の十四の三第九項第三号イ のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地国において、その役 行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいい、当該居住者 ①üに規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この号において同じ。)を的確に遂 員又は使用人がその本店所在地国(当該本店所在地国に係る第二十五項に規定する水域 管理支配会社等(法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社

以上となつていること。

- 下この号において同じ。)の行う当該資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできな務の全てに従事している場合の当該他の外国関係会社及び当該他の外国法人を含む。以 おいて共同で資源開発等プロジェクトを的確に遂行するために通常必要と認められる業 とその本店所在地国を同じくする他の外国法人の役員又は使用人がその本店所在地国に に係る他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社に該当するものの役員又は使用人 い機能を果たしていること。
- (2)資金の調達及び特定子会社に対して行う当該資金の提供 当該外国関係会社に係る関連者以外の者からの資源開発等プロジェクトの遂行のための
- ことのできない機能を果たしているものをいう。以下この号において同じ。)の保有 特定不動産(その本店所在地国にある不動産で、資源開発等プロジェクトの遂行上欠く

(3)

- その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によつて行われていること。
- ハ 管理支配会社等の行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たし ていること
- 二 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、 において、管理支配会社等の役員又は使用人によつて行われていること。 その本店所在地国
- その本店所在地国を管理支配会社等の本店所在地国と同じくすること。
- 前項第五号に掲げる要件に該当すること。
- 九十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の
- (1) 受ける剰余金の配当等の額を除く。) 上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその 部が当該特定子会社の本店所在地国の法令において当該特定子会社の所得の金額の計算 特定子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の額の全部又は
- (2) 関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。)に係る対価の額 の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係る のとし、当該株式等の取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合 特定子会社の株式等の譲渡(当該外国関係会社に係る関連者以外の者への譲渡に限るも
- (3) に限る。チにおいて同じ。)に係る利子の額 特定子会社に対する貸付金(資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできないもの
- 特定不動産の譲渡に係る対価の額
- (6) (5) (4) 特定不動産の貸付け(特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価の額
- その他財務省令で定める収入金額
- 資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。 める特定子会社の株式等、特定子会社に対する貸付金、特定不動産その他財務省令で定める 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占

令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては第三十九条の十五第二項第八国の法令の規定」という。)」に改め、同条第五項第二号中「額(」を「額(法人所得税に関する法 号に規定する個別計算還付法人所得税額)を」に、「金額」を「金額とする。」に改める。 得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、 号に規定する個別計算納付法人所得税額とし、」に、「、当該」を「当該」に、「額を」を「額(法人所 二十五条の二十二の二第二項第三号」に、「本店所在地国の法令」という。)の規定」を「本店所在地 及び第二十五条の二十二の二第二項第二号において同じ。)を除く」に、「この項」を「この項及び第 所得課税規定(第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。第五項第二号 第二十五条の二十第二項中「法令(当該」を「法令(」に、「をいう」を「)の規定(企業集団等 同項第十五

第二十五条の二十二の二第二項第二号を次のように改める。 等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額)とする。 税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課される外国法人税の額 前項の租税の額は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、 (外国法人 その本店 企業集団

条の十七の二第二項第五号イ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」 第二十五条の二十二の二第二項第四号中「第三十九条の十七の二第二項第四号イ」を「第三十九 め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

九条の十七の二第二項第三号イ又は口に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ同号イ又はのとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるものを含むものとし、第三十 口に定めるものを含まないものとする。 前号の外国法人税の額は、その本店所在地国の法令の規定により外国関係会社が納付したも

(号外特第5号)

を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十項及び第二十一項」同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条 条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十七項若しくは第十九項」を「第十九項若しくは第二十、時、同項を同条第二十五項とし、同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項を同条第二十二項を同条第二十五項を同条第二十四十条の四第六項第十一号ヲ」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項を同条第二十四十条の四第六項第十一号ル」を「第に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第四十条の四第六項第十一号ル」を「第 とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。 項とし、同条第二十七項中「第四十条の四第六項第十一号ル」を「第四十条の四第六項第十一号ヲ」 の十九の三第十一項第一号」を「第二十五条の十九の三第二十一項第一号」に改め、同号ハ中「第 一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十九項」に改め、 二十五条の十九の三第六項」を「第二十五条の十九の三第十六項」に、「同条第四項」を「同条第十 八項」を「第三十項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第八項第二号ロ中「第二十五条 項」に改め、同条第二十八項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に改め、同項を同条第三十 第二十五条の二十二の三第一項中「第二十八項」を「第三十項」に改め、同条第二項中「第二十

当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した収入保険料(当該収入保険料の法第四十条の四第六項第七号の二イに規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の 及び解約返戻金の合計額を控除した残額とする。 険返戻金の合計額から当該事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した再保険料 うちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した残額)及び再保

該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金の額の合計額を控除した 当該事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した支払保険金の額の合計額から当 法第四十条の四第六項第七号の二口に規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の

第二十五条の二十五第五項第四号中「次条第十五項」を「次条第二十一項」に改め、 「第二十五条の二十六第十四項」を「第二十五条の二十六第二十項」に改める。 同条第九項

定がある場合の当該法人所得税にあつては、 し、」に、「、当該」を「当該」に、「額を」を 該法人所得税にあつては第三十九条の十五第二項第八号に規定する個別計算納付法人所得税額と 十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下この号において同じ。)がある場合の当 繰り下げ、同条第十二項中「第十項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十 項第二号中「額(」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定(第三十九条の 第二十五条の二十六第十六項を同条第二十二項とし、同条第十三項から第十五項までを六項ずつ 「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規 同項第十五号に規定する個別計算還付法人所得税額)

259

第十三項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項を同条第十三項とし、同条第六項を五条の十九の三第二十二項第一号」に、「第二十五条の二十六第七項各号」を「第二十五条の二十六 二項(」に、「第十三項」を「第二十三項」に、「第二十五条の十九の三第十二項第一号」を「第二十十五項とし、同条第八項中「第二十五条の十九の三第十二項(」を「第二十五条の十九の三第二十 同じ。)」を削り、「第二十五条の十九の三第二項」を「第二十五条の十九の三第七項」に改め、同 項」に改め、「(法第四十条の七第一項に規定する外国関係法人をいう。第七項及び第十項において 同条第十二項とし、同条第五項中「第二十五条の十九の三第一項」を「第二十五条の十九の三第六 各号」を「第二十二項各号」に、「第十二項第一号」を「第二十二項第一号」に改め、同項を同条第 同条第九項中「第二十五条の十九の三第十六項(」を「第二十五条の十九の三第二十六項(」に、「第 「第十九項」に、「同条第三項」を「第二十五条の二十第三項」に改め、同項を同条第十六項としを」に、「金額」を「金額とする。」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第十三項」 二十五条の十九の三第十六項第二号」を「第二十五条の十九の三第二十六項第二号」に、「第十二項

7 法第四十条の七第二項第三号ハ⑴に規定する政令で定める者は、第十三項第一号から第五号まを同条第六項とし、同項の次に次の五項を加える。 あり、及び同号イからハまでの規定中「法第四十条の七第二項第四号ハ⑴に掲げる事業を主とし り、並びに同項第六号中「同条第二項第四号ハ⑴に掲げる事業を主として行う外国関係法人」と での規定中「法第四十条の七第二項第四号ハ⑴に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあ ハ(1)の外国関係法人に係る第十三項各号に掲げる者とする。 て行う外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」と読み替えた場合における同条第二項第三号

関連者(同号ハ⑴に規定する関連者をいう。以下この項及び第十項第一号において同じ。)以外の・ 法第四十条の七第二項第三号ハ⑴に規定する政令で定める収入保険料は、外国関係法人に係る 者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険 者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の

関係法人の各事業年度の同号ハ⑴に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事業年度の 法第四十条の七第二項第三号ハ⑴に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国 収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。 法第四十条の七第二項第三号ハ2に規定する政令で定める金額は、 第一号に掲げる金額に第二

号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

外国関係法人が各事業年度において当該外国関係法人に係る関連者以外の者に支払う再保険

する関連者等収入保険料をいう。次項において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対する外国関係法人の各事業年度の関連者等収入保険料(法第四十条の七第二項第三号ハ⑵に規定

関係法人の各事業年度の同号ハ②に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当該各事業年度 関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。 法第四十条の七第二項第三号ハ20に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国

第二十五条の二十六第四項の次に次の一項を加える。

係法人をいう。以下この条において同じ。)に係る法第四十条の七第二項第三号イ⑶に規定する政・ 第二十五条の十九の三第一項の規定は外国関係法人(法第四十条の七第一項に規定する外国関 第一項」と、同条第二項中「外国子会社(同号イ⑶に規定する外国子会社」とあるのは「外国子準用する。この場合において、同条第一項中「第四十条の四第一項」とあるのは「第四十条の七 五項の規定は同号イ(5)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、 第四項の規定は同号イ44に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、 定する特殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係法人で政令で定めるものについて、同条 規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、同条第三項の規定は同号イ仏に規 令で定める要件に該当する外国法人について、第二十五条の十九の三第二項の規定は同号イ(3)に 同条第

定子法人」と読み替えるものとする。 あるのは「管理支配法人等」と、同号ト⑴から⑶まで及び同号チ中「特定子会社」とあるのは「特 国関係法人」と、「当該他の外国関係会社」とあるのは「当該他の外国関係法人」と、同号イ②中 の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社」とあるのは「他の外国関係法人のうち部分対象外 る特殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人」と、「他 のうち、部分対象外国関係会社」とあるのは「管理支配法人等(法第四十条の七第一項に規定す イ⑴⑴中「管理支配会社等(法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社 子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第五項第一号及び第二号中「管理支配会社」とある の四第二項第二号ハ①」とあるのは「第四十条の七第二項第三号ハ①」と、同項第七号中「特定 とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、「第四十条 する外国関係法人をいう。次項第三号イ⑴※において同じ。)」と、同項第六号イ中「特定子会社」 四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係法人(同項に規定 第五号ロ中「第四十条の四第一項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社」とあるのは「第 と、同項第一号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項 定子法人(法第四十条の七第二項第三号イ41」と、「特定子会社を」とあるのは「特定子法人を」 に規定する部分対象外国関係法人」と、同条第四項中「特定子会社(同号イ⑷」とあるのは「特 六号に規定する部分対象外国関係会社」とあるのは「部分対象外国関係法人(同条第二項第七号 と、「管理支配会社を」とあるのは「管理支配法人を」と、「部分対象外国関係会社(同条第二項第 の外国関係法人(同項に規定する外国関係法人をいい、管理支配法人(同条第二項第三号イ仏) する特殊関係株主等である」と、「他の外国関係会社(管理支配会社(同号イ⑷」とあるのは「他 とあるのは「外国子法人」と、同条第三項中「当該」とあるのは「法第四十条の七第一項に規定 法人(法第四十条の七第二項第三号イ⑶に規定する外国子法人」と、同項各号中「外国子会社」 「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号口からホまでの規定中「管理支配会社等」と は「管理支配法人」と、同項第三号イ(1)中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号

に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十五条の二十二の三第十九項」を「第二に、第十五項」を「第十六項」に、「同条第十七項又は第十九項」を「同条第十九項又は第二十一項」条の二十二の三第二十二項及び第二十一項」を「第二十五条の二十二の三第二十二項及び第二十三項」 九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十五 項」に、「同号ル」を「同号ヲ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十 第一号」を「前条第十三項第一号」に改め、同条第二十四項中「第七号まで」を「第七号の二まで」 同条第十三項中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十四 の二十二の三第十六項」を「第二十五条の二十二の三第十八項」に改め、同項を同条第十五項とし、 とし、同条第十五項中「第十八項」を「第十九項」に、「第二十五条の二十二の三第十七項」を「第 十五条の二十二の三第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項 十三項」を「第二十五条の二十二の三第二十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十 三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第二十五条の二十二の三第二 六項第十一号ヲ」に、「第二十五条の二十二の三第二十七項」を「第二十五条の二十二の三第二十九 に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十五条の二十二の三第二十六項」を 二十五条の二十二の三第十九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二十五条 「第二十五条の二十二の三第二十八項」に、「第四十条の七第六項第十一号ル」を 「第四十条の七第 〈」を「第二十五項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第八項第二号ロ中「前条第七項第二十五条の二十七第一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第二項中「第二十四 とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

部分対象外国関係法人に係る同号口に規定する政令で定める金額について、 第七号の二イに規定する政令で定める金額について、第二十五条の二十二の三第十六項の規定は 第二十五条の二十二の三第十五項の規定は部分対象外国関係法人に係る法第四十条の七第六項 それぞれ準用する。

> 25 法第四十一条第十五項に規定する政令で定める金額は、同条第一項に規定する住宅の取得等で条第十八項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項の次に次の三項を加える。 項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第四十一条第十三項」を「第四十 改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十八 項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十九項」に三十二項とし、同条第二十八項中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第三十項」に改め、同 項第三号」を「第二十八項第三号」に改め、同項を同条第三十三項とし、 第二十六条第三項中「同条第二十五項」を「同条第三十項」に改め、同条第三十項中 特別特定取得(同条第十四項に規定する特別特定取得をいう。第二十七項において同じ。)に該当 同条第二十九項を同条第

に供する部分がある場合には、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に、次の各号に掲定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋のうちにその者の居住の用以外の用するものに係る対価の額又は費用の額(同条第十三項の個人が当該住宅の取得等をした同項に規 額に相当する額を控除した残額とする。 から当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計 げる家屋の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。)

住の用に供する部分の床面積の占める割合 当該居住用家屋又は既存住宅 これらの家屋の第一項各号に規定する床面積のうちに当該居

分の当該増改築等に要した費用の額の占める割合 当該増改築等をした家屋 当該増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部

法第四十一条第十六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする

下この項において「認定住宅借入金等」という。)の金額につき、同条第十項の規定により同条 う。)から九年目に該当する年において同条第十六項に規定する認定住宅の新築等(以下この項法第四十一条第十六項の個人が同項に規定する居住年(以下この項において「居住年」とい 又は法第四十一条の二若しくは第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合 において「認定住宅の新築等」という。)に係る同条第十六項に規定する認定住宅借入金等(以

十一条の二若しくは第四十一条の二の二の規定の適用を受けていた場合(前号に掲げる場合に住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額につき、同条第十項の規定により同条又は法第四法第四十一条第十六項の個人が居住年又はその翌年以後八年内のいずれかの年において認定 該当する場合を除く。

ら十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年のいずれかの年にお 定住宅借入金等の金額につき、同条の規定の適用を受けていなかつた場合であつて、居住年 者の選択により、同項の規定の適用を受けようとする場合 て当該認定住宅の新築等に係る同項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額につき、その 法第四十一条第十六項の個人が居住年以後十年間の各年において認定住宅の新築等に係る認 か

の新築等に係る対価の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した 部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。)から当該認定住宅 築等に係る対価の額に、当該家屋の第一項各号に規定する床面積のうちに当該居住の用に供する をした家屋のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該認定住宅の新等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額(同条第十六項の個人が当該認定住宅の新築等 法第四十一条第十七項に規定する政令で定める金額は、同条第十項に規定する認定住宅の新

ての」を加え、同項に次の各号を加える。 同条第一項に規定する土地等に関する事項並びに当該居住の用に供した年月日についての」を削り、 居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第十項に規定する認定住宅及び より同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に改め、「その適用に係る同項に規定する 「当該申請に係る」を「次の各号に掲げる」 第二十六条の三第三項中「、十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定に に改め、「対し当該」 の下に 「各号に掲げる事項につい

当該居住の用に供した年月日

261

- 一 その適用に係る第二十六条第五項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する対価の額若 しくは費用の額又は同条第二十三項に規定する認定住宅の新築等に係る同項に規定する対価の
- 三 その適用に係る第二十六条第六項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等 をした家屋の当該増改築等に係る部分の同項各号に規定する割合又は同条第二十四項に規定す る認定住宅の同項各号に規定する割合
- 住宅の新築等が同条第五項に規定する特定取得に該当するものである場合には、その旨 その適用に係る法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等又は同条第十項に規定する認定
- 場合には、その旨 た場合又は同条の規定の適用を受けることができると見込まれる場合には、その旨及び同条第一その住宅借入金等の金額につき法第四十一条第十三項の規定により同条の規定の適用を受け その住宅借入金等の金額につき法第四十一条第十項の規定により同条の規定の適用を受けた

(号外特第 5 号)

- 十五項に規定する控除限度額
- た場合又は同条の規定の適用を受けることができると見込まれる場合には、その旨及び同 に場合又は同条の規定の適用を受けることができると見込まれる場合には、その旨及び同条第その住宅借入金等の金額につき法第四十一条第十六項の規定により同条の規定の適用を受け 七項に規定する認定住宅控除限度額
- その他参考となるべき事項 その適用に係る住宅借入金等が連帯債務である場合には、その者のその負担部分の割合

各号」を「第二十六条第二十八項各号」に改め、同条第九項中「第二十六条第二十五項第一号」を 十二項第一号中「第二十六条第二十七項第一号」を「第二十六条第三十項第一号」に改め、同条第 一十六項」を「、同条第三十一項」に、「同条第二十七項」を「同条第三十二項」に改め、同条第二 一十三項中「同条第二十六項及び第二十七項」を「同条第三十一項及び第三十二項」に、「、同条第 「第二十六条第二十八項第一号」に改め、同条第十五項第一号中「この項から」を削り、同条第二 第二十六条の四第三項中「これらの」を「当該」に改め、同条第六項中「第二十六条第二十五項 第二十六条の三第四項中「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に改める

条第十項」とあるのは「同条第一項、第五項又は第八項」と、「同条」とあるのは「法第四十一条」 改修住宅借入金等の金額又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等」と、「法第四十 のは「住宅の増改築等が同条第十八項」と、同項第五号中「その住宅借入金等」とあるのは「その 又は第八項」と、「住宅の取得等又は同条第十項に規定する認定住宅の新築等が同条第五項」とある る部分」と、 又は同条第二十四項に規定する認定住宅」とあるのは「次条第三項に規定する住宅の増改築等に係 増改築等」とあるのは「住宅の増改築等」と、「当該増改築等に係る部分の同項各号に規定する割合 項に規定する合計額又は同条第十項の費用の額」と、同項第三号中「第二十六条第六項」とあるの る同項に規定する対価の額」とあるのは「費用の額及び法第四十一条の三の二第三項若しくは第七 等に要した」と、「対価の額若しくは費用の額又は同条第二十三項に規定する認定住宅の新築等に係 た法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項に規定する個人であること」を「住宅の増改築 をした家屋及び同条第三項第一号」を「次条第二項」に、「年月日」」を「住宅の取得等に係る」」に、「年 法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第五項に規定する断熱 月日並びにその者が同条第一項、第五項又は第八項の規定により法第四十一条の規定の適用を受け は増改築等をした家屋又は同条第十項に規定する認定住宅及び同条第一項」を「同項第二号中「第 適用を受ける場合には十一年内とする。」に、「「同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しく 十四項中「、十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の 一十六条第五項」に、「法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項に規定する住宅の増改築等 「法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項」と、「居住用家屋若しくは既存住宅若しくは 同項第八号中 同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条の三の二第一項、第五項 「住宅借入金等」とあるのは 「法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等

> 四十一条第三十一項」に改める。 改修住宅借入金等」に、「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第四十一条第二十六項」を「第 住宅借入金等、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等又は同条第八項に規定する多世帯同居

に改め、同表第二百六十二条第四項及び第五項の項中「及び第五項」を削る。 第二項」を「第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項及び第二百二十二条第二項」 項並びに第二百二十一条の六第一項」を削り、同表第二百二十二条第二項の項中「第二百二十二条 項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項並びに第二百二十 条」に改め、同表第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、 一条の六第一項の項中「第二百五条、」を「第二百五条並びに」に改め、「、第二百二十一条の三第二 第二十六条の二十六第十一項の表第十一条第二項の項中「第二百二十一条の六」 第二百四条第一 を 「第二百十九

第二十六条の二十七第一項中「第二百三条の六」を「第二百三条の七」に、「第三百十九条の十三」 「第三百十九条の十二」に改める。

を

が過少」とあるのは「第九十五条第一項に規定する国外所得金額の計算上当該特定無形資産内部取の項及び第十二項において同じ。)の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額 同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 等の額が過少」と、 所得金額の計算上当該特定無形資産内部取引に係る法第四十一条の十九の五第一項に規定する損失 の計算上必要経費に算入すべき金額又は支出した金額に算入すべき金額が過大」とあるのは「国外 収入すべき金額が過大」と、「国内源泉所得につき同項の規定により準じて計算した各種所得の金額 とあるのは「第九十五条第一項に規定する国外所得金額の計算上当該特定無形資産内部取引に係る 計算した各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額が過少」 六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により準じて 四十一条の十九の五第一項」と、「同条第七項」とあるのは「法第四十条の三の三第七項」と、「第百 九の五第一項に規定する損失等の額が過少」と、同条第十二項中「同条第一項」とあるのは「法第 額が過大」とあるのは「国外所得金額の計算上当該特定無形資産内部取引に係る法第四十一条の十 じて計算した各種所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額又は支出した金額に算入すべき金 引に係る収入すべき金額が過大」と、「国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により準 計算した各種所得の金額(同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下こ 六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により準じて 四十一条の十九の五第一項」と、「同条第五項」とあるのは「法第四十条の三の三第五項」と、「第百 とあるのは「法第四十一条の十九の五第一項」と、同条第十項中「同条第一項」とあるのは「法第 の下に「「同条第四項第二号」とあるのは「法第四十一条の十九の五第四項第二号」と、「同条第一項」 八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項」に、「、第六項及び第十五項から第二十項まで」を 項中「第二十五条の十八の三第七項、第八項、第十項及び第十一項」を「第二十五条の十八の三第第二十六条の二十八の七第一項及び第二項中「及び第四項」を「及び第五項」に改め、同条第四 「から第十二項まで及び第二十一項から第二十六項まで」に改め、「第二十五条の十八の三第八項中」 同条第十四項中」を加え、「同条第十一項」を「同条第十七項」に改め、

- 引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対 に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取 の他の資産(次に掲げる資産以外の資産に限る。)で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け(資産 法第四十一条の十九の五第四項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権そ
- 有形資産(次号に掲げるものを除く。)
- 税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財 務省令で定める資産 現金、預貯金、売掛金、貸付金、所得税法第二条第一項第十七号に規定する有価証券、

第二十六条の三十二の次に次の一条を加える。 第二十六条の二十九の二を削る。

等をする非居住者等に係る課税の特例) (平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加

第二十六条の三十三 法第四十一条の二十三第一項に規定する政令で定める非居住者は非居住者で 次の各号に掲げるものとし、同項に規定する政令で定める国内源泉所得は当該各号に掲げるもの の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得(所得税法第百六十一条第一項に規定する国内源泉 得をいう。)とする。

成績に基因するもの 参加のために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)又は当該競技において収めた十一条第一項第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得のうち、当該競技への参加(当該 下この項において「大会」という。)において実施される競技に参加する選手 所得税法第百六 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会(以

(号外特第5号)

ものに限る。) に対する国内における指導又は支援 (当該参加に係るものに限る。) に基因するも 手団に属する前号に掲げる者(当該大会において実施される競技に同号に規定する参加をする 条第一項第十二号イに掲げる国内源泉所得をいう。以下この項において同じ。)のうち、当該選 大会に参加する選手団に属する者(前号に掲げる者を除く。) 給与等(所得税法第百六十一

三 大会において実施される競技の審判員 給与等のうち、当該競技の審判(当該審判のために 必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。) に基因するもの

技大会」という。)の円滑な準備又は運営に関する業務(第七号及び第三項第一号において「東行う平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会(二において「東京オリンピック競 京オリンピック競技大会関連業務」という。)に係る勤務に基因するもの 以下この項において同じ。)の支払を受ける者 当該給与のうち、当該外国法人が国内において 次に掲げる外国法人から給与(所得税法第百六十一条第一項第十二号イに掲げる給与をいう。

第三十九条の三十三の三第一項第一号イに掲げる外国法人

の間に財務省令で定める特殊の関係のあるものに限る。) イに掲げる外国法人が主催した全てのオリンピック競技大会に関する物品を保管し、 大会に関する映像又は音声を放送する権利の管理を行う外国法人(イに掲げる外国法人と

関する計画の立案を行う外国法人 法律(平成三十年法律第五十八号)第二条第三項に規定する禁止物質の使用等に係る検査に 展示する施設を運営する外国法人(イに掲げる外国法人により設立されたものに限る。) 東京オリンピック競技大会に係るスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する

与のうち、当該外国法人が国内において行う平成三十二年に開催される東京パラリンピック競「第三十九条の三十三の三第一項第二号に掲げる外国法人から給与の支払を受ける者 当該給 技大会の円滑な準備又は運営に関する業務(第三項第二号において「東京パラリンピック競技 大会関連業務」という。)に係る勤務に基因するもの

務の提供に基因するもの 八号及び第十一号並びに第三項において「大会関連業務」という。)に係る勤務その他の人的役 該給与等のうち、当該外国法人が国内において行う大会の円滑な準備又は運営に関する業務(第 第三十九条の三十三の三第一項第三号イに掲げる外国法人から給与等の支払を受ける者 当

勤務その他の人的役務の提供に基因するもの 該給与等のうち、当該外国法人が国内において行う東京オリンピック競技大会関連業務に係る 第三十九条の三十三の三第一項第一号口に掲げる外国法人から給与等の支払を受ける者 当

> 次に掲げる外国法人から給与の支払を受ける者 て行う大会関連業務に係る勤務に基因するもの 当該給与のうち、当該外国法人が国内にお

第三十九条の三十三の三第一項第三号ロから二までに掲げる外国法人

ものに限る。)の分析を行う内国法人の認証を行う外国法人 ドーピングの防止活動の推進に関する法律第二条第三項に規定するドーピングの検査に係る 大会において第一号に掲げる者から採取された検体(当該大会に係るスポーツにおける

第三十九条の三十三の三第一項第四号イ又は口に掲げる外国法人から給与の支払を受ける者 当該給与のうち、当該外国法人が国内において行う同号に定める大会関連業務に係る勤務に

他の人的役務の提供に基因するもの 該給与等のうち、当該外国法人が国内において行う同号に定める大会関連業務に係る勤務その 第三十九条の三十三の三第一項第四号ハに掲げる外国法人から給与等の支払を受ける者

内において行う当該大会関連業務に係る勤務その他の人的役務の提供に基因するもの と協議して指定するものから給与等の支払を受ける者 当該給与等のうち、当該外国法人が国 前各号に掲げるもののほか、大会関連業務を行う外国法人として文部科学大臣が財務大臣

のその年分の同条第一項に規定する国内源泉所得に係る次に掲げる金額とする。 法第四十一条の二十三第二項に規定する損失の額として政令で定める金額は、 同項の非居住者

事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額に相当する金額

分の金額に相当する金額 項に規定する支出した金額に算入すべき金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部 一時所得に係る総収入金額に算入すべき金額が当該一時所得に係る所得税法第三十四条第二

し、同項に規定する政令で定める使用料は当該各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定 同じ。)とする。 める使用料(所得税法第百六十一条第一項第十一号に掲げる使用料をいう。以下この項において 法第四十一条の二十三第三項に規定する政令で定める外国法人は次の各号に掲げる外国法人と

む。以下この項において同じ。)から支払を受ける使用料で当該東京オリンピック競技大会関連 競技大会関連業務を行う法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含 第三十九条の三十三の三第一項第一号イに掲げる外国法人 国内において東京オリンピック

業務に係るもの 競技大会関連業務を行う法人から支払を受ける使用料で当該東京パラリンピック競技大会関連 第三十九条の三十三の三第一項第二号に掲げる外国法人 国内において東京パラリンピック

三 第三十九条の三十三の三第一項第三号ニに掲げる外国法人 国内において大会関連業務を行 う法人から支払を受ける使用料で当該大会関連業務に係るもの

使用料で当該大会関連業務に係るもの 協議して指定するもの(国内において当該大会関連業務を行う個人又は法人から支払を受ける 前三号に掲げるもののほか、大会関連業務を行う外国法人として文部科学大臣が財務大臣と

れを告示する。 文部科学大臣は、第一項第十一号又は前項第四号の規定により外国法人を指定したときは、こ

四十二条の二第七項第二号ロ」に改め、同項第四号を次のように改める。 条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第九項第二号中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第 項第一号イ」を「同条第七項第一号イ」に、「同条第六項第一号ロ」を「同条第七項第一号ロ」に、「同 同条第三項第二号中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に改 第二十七条の二第一項中「同条第六項第二号」を「同条第七項第二号」に改め、同項第二号及び 同条第四項中「同条第六項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同条第八項中「同条第六

イ 法第四十二条の二第三項第一号に掲げる債券に係る債券現先取引 当該債券現先取引の約利率に二を乗じて得た率に百分の一を加えた率以下であること。四 債券現先取引に係る利率が、次に掲げる当該債券現先取引の区分に応じそれぞれ次に定める

務省令で定める利率 一次のは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のに、一次のに、一次のに、一次のに、一次のに、一次のに、

第二十七条の二第九項第五号イ中「うち法第四十二条の二第六項第二号ローを「うち法第四十二人規定する外国におけるイに定める利率に相当するものとして財務省令で定める利率ロー法第四十二条の二第三項第二号又は第三号に掲げる債券に係る債券現先取引 第十一項に

て財務省令で定める通貨で表示されるものに限る。)とする。に限る。以下この項及び次項において同じ。)が発行し、又は保証する債券(当該外国の通貨とし11 法第四十二条の二第三項第二号に規定する政令で定める債券は、外国(財務省令で定めるもの

っ。する債券(当該外国に係る前項に規定する財務省令で定める通貨で表示されるものに限る。)とすする債券(当該外国法人で、その業務が当該外国の政府の管理の下に運営されているものが発行」 法第四十二条の二第三項第三号に規定する政令で定める債券は、外国の特別の法令の規定に基

263

第二十七条の四第一項中「第四十二条の四第六項第一号」を「第四十二条の四第七項第一号」に、第二号及び第六号」を「第六号及び第六号」を「第六号及び第六月第二号に裁当する金額と」を「金額と」を「第六号及び第六月(第二号に規定する政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同項に規定する特別試験研究費の額(当該特別試験研究費の額という。)とし、同条第六項第二号に規定する政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第十八項第三号及び第六号に掲げる試験研究に係る同条第八項第十号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額と」に改め、同条第六項第一場的、設立の日」の下に「法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては恒久的施設を有すり、設立の日」の下に「法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては恒久的施設を有すり、設立の日」の下に「法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては恒久的施設を有すり、設立の日」の下に「法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては「といめ、同項第三号に掲げる」を「第九項」を「次項文は協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当するのに限る。」に改め、「同項第三号に掲げる」を「第四十二条の四第一項第一号」に、「第五号及び第六月、「日条第八項第十号」に、「第五号及び第六月、「日条第八項第十号」に、「第二号とする。次項及び第九項第二号」に、「第二号となった日とする。次項及び第九項第一号」に、「第二号となった日とする。次項及び第九項第二号に、「第二号となった日とする。次項及び第九項第二号に、「第二号」を「第二号」に、「第二号」を「第二

- 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人等主に立るようによって、対象を対象年度に保る試験研究費の額(法人の事業年度が連結事業年度にの額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額(法人の事業年度の所得の金額の計算上損金を時に規定する調整対象年度に係る試験研究費の額(法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額(法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される高条第一項に規定する試験研究費の額(法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される活験研究費の額(当該法人の当該という。)の計算における同様の主義の一項において「比当該法人の法第四十二条の四第一項とは第四項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人等当該各号に定るところによる。

の確定の日の翌日)から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度 た金額に当該合併等の日(当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産 象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人 整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度に係る試験研究費の額に当該各調整対 業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度 の項及び第九項において同じ。)から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事 る合併法人等 当該合併法人等の基準日(次に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。以下こ 日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。以下この号において同じ。)に係 財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の の二に規定する現物分配(以下この条において「現物分配」という。)をいい、現物分配が残余適用年度において行われた合併等(合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五 の月数で除して計算した金額を加算する。 又は現物分配法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)の月別試験研究費の額を合計し る当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。)については、当該各調 該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合におけ ていない法人(以下この条において「未経過法人」という。)に該当する場合には基準日から当 、当該合併法人等が当該適用年度開始の日においてその設立の日の翌日以後三年を経過し

の額が零である場合における当該合併、分割、現物出資又は現物分配を除く。イにおいて同当該合併、分割、現物出資又は現物分配の目前に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度)に係る試験研究費との合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人等の当該合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人等の当該合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人等の当該合併、分割、現物出資又との合併、分割、現物出資又は現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該設立の日現物出資又は現物分配(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該設立の日、当該法人がその政立の日から当該適用年度終了の日までの期間内に行われた合併、分割、つ、当該法人がその四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が未経過法人に該当し、か

始した連結事業年度。口において「事業年度等」という。)のうち最も古い事業年度又は連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前三年以内に開現物出資又は現物分配に係る被合併法人等の当該適用年度開始の日前三年以内に開始した各の日)までの期間に係る試験研究費の額が零である場合に限る。)における当該合併、分割、の日)までの期間に係る試験研究費の額が零である場合に限る。)における当該合併、分割、 配の日の前日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定じ。)に係る合併法人等である場合(当該設立の日から当該合併、分割、現物出資又は現物分

当該適用年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度等のうち最も古い事業年度又は連

度に係る試験研究費の額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等象年度」という。)については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度」という。)については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む。以下この号において「調整対事業年度に該当する場合には基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人に該当する場合には基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等が未経事業年度に該当する場合には基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の基準度が確定したものとする。以下この号において同じ。)に係る合併法人等当該合併法人等が未経常といる。以下この号において同じ。)に係る合併法人等当該合併法人等当該合併等に係る被合併法人等。 の月別試験研究費の額を合計した金額を加算する。 ら当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には基準日の前日か基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた合併等(合併、分割、現

に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度)に係る」に改め、「(連結事業年度に該当すに該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度に該当する場合における司条第八項第五号の試験研究費の額に」に、「の所得の金額の計算上損金の額に」を「計算における当該事業年度等を除く。」を削り、同条第九項中「第三項」を「第四項」に、「計算ある場合における当該事業年度等を除く。」を削り、同条第九項中「第三項」を「第四項」に、「計算が、「当該分割等の日がその分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の事業年度等の開始の日でに改め、「(分割等」の下に「(分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項において同じ。)」をに改め、「(分割等」の下に「(分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項において同じ。)」を する自己の株式又は出資を除く。次号において同じ。)」を加え、「法人又は」を「法人、」に改め、「千四第八項第七号」に、「中小企業者」を「もの」に改め、同項第一号中「又は出資」の下に「(その有 の合併」を削り、「各事業年度(その」を「当該合併等の日前に開始した各事業年度(当該被合併法第二十七条の四第八項中「同項第一号若しくは第二号」を「同項各号」に改め、「又は同項第三号 を削り、「金額とする」を「ところによる」に改め、同項第一号中「控除した金額」を「控除する。 人等の」に、「当該連結事業年度」を「当該被合併法人等の連結事業年度」に、「)の」を「)に係る」 十八条の九第一項に規定する試験研究費の額。以下この項において「試験研究費の額」という。)」 る事業年度にあつては、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六 を超える法人」の下に「又は次に掲げる法人」を加え、同号に次のように加える。 一を「又は第四項」に改め、同条第十二項中「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の

全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。 #支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。口において大法人(次に掲げる法人をいう。以下この号において同じ。)との間に当該大法人による完

資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人

- (2) 保険業法第二条第五項に規定する相互会社及び同条第十項に規定する外国相互会社のう 常時使用する従業員の数が千人を超える法人
- 法人税法第四条の七に規定する受託法人

ることとなるときの当該普通法人(イに掲げる法人を除く。) 該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があ の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当 に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この章において同じ。)及び出資 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式(投資信託及び投資法人

に改め、同項第三号を次のように改める。 をいう」を「合併等の日以後に終了した連結事業年度)をいう。)をいう」に改め、同条第十八項中 年度)をいう。)をいい」を「直前の連結事業年度)をいう。)をいい」に、「連結事業年度)をいう。) 年度」を「、当該特定合併等の日以前に開始した連結事業年度」に改め、同項第六号中「連結事業 年度に該当する場合には、当該被合併法人等の」に改め、同号イからハまでの規定中「、連結事業 を「場合には、当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度」に改め、同条第十五項第四号中 には連結事業年度」を「場合には当該被合併法人等の連結事業年度」に、「場合には、連結事業年度」 合併法人等の各事業年度(その」を「被合併法人等の各事業年度(当該被合併法人等の」に、「場合 十二条の四第八項第六号の二]を「第四十二条の四第八項第八号」に改め、同項第三号ロ⑴中「被 十二条の四第八項第六号の二]を「第四十二条の四第八項第八号」に改め、同条第十四項中「第四 の条において「収益事業」という。)」を削り、 の四第八項第八号に規定する政令」に改め、同項第一号イ中「法人税法第二条第六号に規定する」、 「当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、」を「当該被合併法人等の事業年度が連結事業 「同条第七号に規定する」を削り、同号ハ中「ついて」を「あつて」に改め、同項第二号中 「(以下この条において「公益法人等」という。)」、「同法第二条第十三号に規定する」及び「(以下こ 「第四十二条の四第八項第九号に規定する政令」を「第四十二条の四第八項第十号に規定する政令」 第二十七条の四第十三項中「第四十二条の四第八項第六号の二に規定する政令」を「第四十二条 同号ロ中「法人税法第二条第九号に規定する」及び 第四

成果が当該法人及び当該新事業開拓事業者等に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定め 者等が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の 業開拓事業者等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該新事業開拓事業 おける当該法人及び当該新事業開拓事業者等の役割分担及びその内容、当該法人及び当該新事 関等、大学等及び次に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)と共同して行う試験研究 組合の組合財産であるものその他これに準ずる者で財務省令で定めるものをいい、特別研究機 の発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業 る事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの で、当該新事業開拓事業者等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究に 新事業開拓事業者等(産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者のうちそ

同じ。)の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人(当該他の法人が連結親法 人である場合には、当該他の法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。) 当該法人がその発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。口にお

結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。) 当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある他の者 (当該他の者が連結親法人である場合には当該他の者による連結完全支配関係にある各連結 当該法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者 、当該他の者が連結子法人である場合には当該他の者に係る連結親法人及び当該連

含む。)、当該法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者(当該他他の法人(連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を 主要な部分について当該特定中小企業者等が再委託を行うもの並びに次号及び第十号に掲げる試験他の者」を「第三号イからハまでに掲げるもの」に改め、「行われるもの」の下に「(当該試験研究のる連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。)、当該法人との間に支配関係がある の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、 当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人によ を「第十一号」に、「当該法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している 第八項第七号」に、「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に、「次号」 《八項第五号』を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四)」を「第四十二条の四第八項第十号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号中「第十条第二十七条の四第十八項第九号を同項第十二号とし、同項第八号中「第四十二条の四第八項第九

(号外特第 5 号)

研究に該当するものを除く。)」を加え、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。 もの(当該試験研究の主要な部分について当該新事業開拓事業者等が再委託を行うものを除に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われる 開拓事業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人 役割として当該法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該新事業委託に係る委任契約等(当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべきて同じ。のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該新事業開拓事業者等とのその その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下この号及び次号におい る契約又は協定(以下この号及び次号において「委任契約等」という。)により委託するもので、 新事業開拓事業者等に委託する試験研究(委任契約その他の財務省令で定めるものに該当す

のであること(その委託に係る委任契約等において、当該新事業開拓事業者等に委託する試して財務省令で定めるもの(イ及び次号イにおいて「工業化研究」という。)に該当しないも- その委託する試験研究の成果を活用して当該法人が行おうとする試験研究が工業化研究と 験研究が当該法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場

的財産権等が当該新事業開拓事業者等の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用し て行う試験研究の内容が定められている場合に限る。)。

担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当とのその委託に係る委任契約等(当該委任契約等において、その委託する試験研究における分 イ その委託する試験研究の成果を活用して当該法人が行おうとする試験研究が工業化研究に属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。) に基づいて行われるもの該他の者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人に帰 のを除く。)に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該他の者 験研究が当該法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場該当しないものであること(その委託に係る委任契約等において、当該他の者に委託する試 他の者(特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等及び第三号イからハまでに掲げるも

場合に限る。 有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められてい あること(その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該他の者の その委託する試験研究が主として当該他の者の有する知的財産権等を活用して行うもので

> 同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。 第二十七条の四第十八項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を

ち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び る。)に基づいて行われるもの 当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限 該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のう を除く。)と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定(当該契約又は協定にお て、当該試験研究における当該法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該法人及び当 他の者(特別研究機関等、大学等、 新事業開拓事業者等及び前号イからハまでに掲げるもの

のように改める。 条の九第八項第九号」に、「、総額方式等適用年度」を「、適用年度」に改め、同条第二十二項を次 該開始の日前三年以内に開始した連結事業年度」に、「第六十八条の九第八項第八号」を「第六十八 う。以下この項」に、「当該総額方式等適用年度」を「当該適用年度」に、「当該連結事業年度」を「当 おいて「総額方式等適用年度」という。)」を「適用年度」に、「いう。以下第二十四項まで」を「い 改め、同条第二十一項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第八項第十一号」に、 に改め、同条第二十項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第八項第十一号」に 三号中「前項第四号」を に改め、同項第一号中「第五号及び第九号」を「第六号及び第十二号」に改め、 「、第三号、第六号及び第七号」を「から第四号まで及び第七号から第十号まで」に改め、 「同条第一項、第三項又は第七項の規定の適用を受けようとする事業年度(以下第二十四項までに 第二十七条の四第十九項中「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第八項第十号」 「前項第五号」に改め、同項第四号中「前項第八号」を「前項第十一号」 同項第二号中 同項第

項までにおいて同じ。)は、当該各号に定めるところによる。 第十一号に規定する売上金額(当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法 は、当該法人の当該各号に規定する調整対象年度に係る売上金額(法人の事業年度の同条第八項 じ。)に該当する場合の適用年度の当該法人の前項の金額の計算における同項の売上金額について 人の連結事業年度の法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額)をいう。以下第二十四 (合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項において同 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人等

残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)から当該適用年度終 当該合併法人等の当該各調整対象年度に係る売上金額に当該各調整対象年度に含まれる月の当 同じ。)の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を 併法人等の設立の日(第六項に規定する設立の日をいう。次号及び第二十四項第二号において を含む各売上調整年度(当該合併法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該合 の項及び第二十四項第二号において同じ。)から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日 の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。以下この号において同じ。) 了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算す 次号及び次項において同じ。)の月別売上金額を合計した金額に当該合併等の日(当該合併等が に係る合併法人等 当該合併法人等の基準日(第七項第一号に規定する基準日をいう。以下こ 残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日 該合併等に係る被合併法人等 適用年度において行われた合併等(合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が 以下この号において「調整対象年度」という。)については、当該各調整対象年度ごとに (被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。

金曜日

配が残余財産の全部の分配である場合には当該売上調整年度のうち最も古い売上調整年度開始一売上調整年度において行われた合併等(合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分 る被合併法人等の月別売上金額を合計した金額を加算する。 等の当該各調整対象年度に係る売上金額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係 の号において「調整対象年度」という。)については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人 までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下こ 該合併法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該合併法人等の設立の日の前日 該合併法人等の基準日から当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む各売上調整年度(当 おいてその残余財産が確定したものとする。以下この号において同じ。)に係る合併法人等 当 事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度)終了の日の前日までの期間内に の日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度(当該前日を含む事業年度が連結

年度」を「の第一号に規定する各売上調整年度及び当該分割承継法人等の第二号に規定する各調整に係る」に、「とき)」を「ときを含む。)」に、「及び分割承継法人等の次の各号に規定する各売上調整 対象年度」に、「、当該各号」を「、次の各号」に、「金額とする」を「ところによる」に改め、同項 等の事業年度開始の日である場合における当該事業年度を除く。」を「事業年度等(」に、「分割事業 前に開始した」を加え、「連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該」を「事業年度が連結 象年度」という。)については、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年 当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。口において「調整対 が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を での各売上調整年度について、当該分割承継法人等の当該売上調整年度」を「(当該分割承継法人等 に改め、同号ロ中「のうち最も古い売上調整年度から当該分割等の日の前日を含む売上調整年度ま という。)については」に、「当該売上調整年度」を「当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度」 に改め、同項第二号中「(次号に掲げる分割承継法人等を除く。以下この号において同じ。)」を削り、 年度の」を「売上調整年度の」に、「、当該分割法人等の当該」を「は、当該分割法人等の当該各」 額」に、「控除した金額」を「控除する。」に改め、同号イ中「総額方式等適用年度」を「適用年度」 第一号中「又は」を「及び」に、「売上調整年度に係る売上金額」を「各売上調整年度に係る売上金 項又は第七項」を「又は第四項」に、「、当該総額方式等適用年度」を「、当該適用年度」に、「計算 現物分配法人の事業年度開始の日である場合における当該事業年度を除く。」を「事業年度等(」に、 る」に、「当該各事業年度」を「当該各事業年度等」に、「事業年度(当該分割等の日が当該分割法人 事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の」に、「同じ。)の」を「「事業年度等」という。)に係 度」に改め、同項第三号を削り、同条第二十五項中「係る分割法人等の」の下に 承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。 イにおいて「調整対象年度」 法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割 同号イ中「総額方式等適用年度」を「適用年度」に、「について」を「(当該分割承継法人等が未経過 に、「、当該分割法人等の当該」を「は、当該分割法人等の当該各」に改め、同号ロ中「各売上調整 に」を「計算における同項の売上金額に」に、「連結事業年度)の」を「分割法人等の連結事業年度) に、「分割事業年度開始の日」を「分割事業年度等の開始の日」に改め、同条第二十四項中「、第三 日」に、「分割事業年度に」を「分割事業年度等に」に、「当該各事業年度」を「当該各事業年度等」 下この項において同じ。)」を加え、「事業年度(当該分割等の日がその分割法人、現物出資法人又は 業年度等」という。)に係る」に改め、「(分割等」の下に「(分割、現物出資又は現物分配をいう。以 併法人等の」に、「当該連結事業年度」を「当該被合併法人等の連結事業年度」に、「同じ。)の」を「「事 三号の合併」を削り、「各事業年度(その」を「当該合併等の日前に開始した各事業年度(当該被合第二十七条の四第二十三項中「同項第一号若しくは第二号」を「同項各号」に改め、「又は同項第 「各調整対象年度に係る」に、「と次に」を「に次に」に、「との合計額」を「を加算する。」に改め、 「又は」を「及び」に、「売上調整年度ごと」を「調整対象年度ごと」に、「売上調整年度に係る」を 「分割事業年度」」を「分割事業年度等」」に、「分割事業年度終了の日」を「分割事業年度等の終了の 「当該分割等の日

> 割事業年度に」を「分割事業年度等に」に改め、同条第二十六項中「、第三項又は第七項」を 年度」」を「分割事業年度等」」に、「分割事業年度開始の日」 を「分割事業年度等の開始の日」 を に、 | | 又 分

第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える. を営む法人と」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条 る法人は、内航海運業法第二条第二項に規定する内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業 第二十七条の六第五項を削り、同条第四項中「事業と」の下に「し、同項に規定する政令で定め

法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下 しくは出資金の額が一億円以下の法人(第一号において「判定法人」という。)のうち次に掲げる 法第四十二条の六第一項に規定する政令で定める中小企業者に該当する法人は、資本金の額若

- いて同じ。)の所有に属している法人 おけるその組合員の出資に係る部分に限る。) 及び中小企業投資育成株式会社を除く。 年法律第十八号)第二十三条第一項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合に 業基盤整備機構(判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法(平成十一 える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法 数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超 人又は第二十七条の四第十二項第一号イ若しくはロに掲げる法人をいい、独立行政法人中小企 その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。次号において同じ。)の総 次号にお
- 法人の所有に属している法人 前号に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大規模

改める。 第二十七条の六第七項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に

第二十七条の九第一項各号中 「平成三十一年三月三十一日」を 「平成三十三年三月三十一日」

に

第二十七条の十一の二に次の二項を加える。

- 強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することに ついて主務大臣(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十 八条第二項に規定する主務大臣をいう。)の確認を受けたものとする。 法第四十二条の十一の二第一項第一号に規定する政令で定めるものは、地域の成長発展の基盤
- 経済産業大臣は、前項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

「同項第六号の二」を「同項第八号」に改める。 第二十七条の十一の三中「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、

四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「(中小企業団体中央会に該当するものを除く。)」を削 第二十七条の十二の三第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十

同条第三項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。 第二十七条の十二の四第一項中「第二十七条の六第一項」を「第二十七条の六第二項」に改め、

平成 31 年 3 月 29 日

を「普通法人又は協同組合等」に改める。 条第七号に規定する」を削り、同号ハ中「法第六十八条の三の四第一項に規定する特定普通法人等. において「収益事業」という。)」を削り、同号ロ中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「同 第一号において「公益法人等」という。)」、「同条第十三号に規定する」及び「(以下この号及び次項 第二十七条の十三第五項第二号イ中「法人税法第二条第六号に規定する」、「(以下この号及び次項

に次の三項を加える 同条第一項とし、同条第七項中 第二十八条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を 「第四号」を 「第一号」に改め、 同項を同条第二項とし、 同項の次

報

- 舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第八項において同じ。)及び海上運送法第二運送をする事業をいう。次項及び第五項において同じ。)、沿海運輸業(本邦の各港間において船邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の法第四十三条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業(本 条第七項に規定する船舶貸渡業とする。
- が一万トン以上のものに限る。又は沿海運輸業の用に供されるもので、国土交通大臣が財務大臣業の用に供されるもの(船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数て政令で定める船舶は、鋼船(船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。)のうち、海洋運輸、法第四十三条第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に資するものとし と協議して指定するものとする。
- のとして政令で定める船舶は、海洋運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著し法第四十三条第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に著しく資するも く資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。
- 条第十一項とし、同条第九項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次項の規定により機械その他の減価償却資産を指定し、又は第八項」を「第六項」に改め、同項を同第二十八条第八項を同条第六項とし、同条第十一項を削り、同条第十項中「第一項若しくは第五 に次の三項を加える
- される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議。 法第四十三条第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供 して指定するものとする。
- 経済産業大臣は、 第一項の規定により機械その他の減価償却資産を指定したときは、これを告
- 10 国土交通大臣は、 第四項、 第五項又は第八項の規定により船舶を指定したときは、 これを告示

を

第二十八条第十二項を削る

一十八条の四第二項中「二百四十万円」を 「四百万円」に改める

第二十八条の五から第二十八条の七までを次のように改める。

合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び商店街振興組合とする。第二十八条の五 法第四十四条の二第一項に規定する政令で定める法人は、事業協同組合、(特定事業継続力強化設備等の特別償却) 法第四十四条の二第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台 協同

設の取得価額(法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。)が第二十八条の六 法第四十四条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共同利用施(共同利用施設の特別償却) の取得価額が六十万円以上のものとする。 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備取得価額をいう。以下この項において同じ。)が百万円以上のものとし、器具及び備品にあつてはこの項において同じ。)の取得価額(法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下

「当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次の法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円を超える法人にあつては二千万円とする。」を三月三十一日」に改め、同条第十六項第一号中「資本金の額等が千万円を超え五千万円以下である第二十八条の九第一項各号及び第十二項各号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年 第二十八条の七 削除 一百万円以上のものとする。

規定する適用除外事業者 %定する適用除外事業者(以下この条において「適用除外事業者」という。)に該当するもの資本金の額等が千万円を超え五千万円以下である法人(法第四十二条の四第八項第八号に

資本金の額等が五千万円を超える法人又は適用除外事業者に該当する法人 二千万円

次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。 ては千万円とし、資本金の額等が一億円を超える法人にあつては二千万円とする。」を「当該法人が 第二十八条の九第十八項第一号中「資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人にあつ 資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人(適用除外事業者に該当するものを

除く。) 千万円 資本金の額等が一億円を超える法人又は適用除外事業者に該当する法人 二千万円

次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。 ては千万円とし、資本金の額等が一億円を超える法人にあつては二千万円とする。」を「当該法人が 第二十八条の九第二十項第一号中「資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人にあつ 除く。) 千万円 資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人(適用除外事業者に該当するものを

に改める。 第二十八条の九第二十二項中「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」 資本金の額等が一億円を超える法人又は適用除外事業者に該当する法人

七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。 定により事項を定め、又は同項第一号の規定により機能別の機器の種類を」を加え、同項を同条第 つては、厚生労働大臣が定める要件を満たすものに限る。)」を加え、同条第三項中「前項第一号」 る効率的な活用を図る必要があるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものにあ 号中「指定するもの」の下に「(医療法第三十条の十四第一項に規定する構想区域等内の病院におけ 三項において同じ。)の」に改め、「いう」の下に「。 第三項において同じ」を加え、 第二十八条の十の見出しを「(医療用機器等の特別償却)」に改め、同条第一項中「)の」を 「第二項第一号」に改め、「器具及び備品を」の下に「指定し、若しくは要件を定め、第四項の規 同条第二項第一

- 及び装置を含む。次項において同じ。)にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもの とし、ソフトウエアにあつては一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものとする。 法第四十五条の二第二項に規定する政令で定める規模のものは、器具及び備品(医療用の機械
- 以下この項において「相談機関」という。)の助言を受けて作成される医師その他の医療従事者の 載されたものに限る。)とする。 医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの(次に掲げる要件の全てを満たす場合における当該記 づき当該法人が取得し、又は製作するもの る当該確認があるもの)に限る。以下この項において「医師等勤務時間短縮計画」という。)に基 る旨の確認があるもの(記載された当該事項につき変更がある場合には、その変更後の計画に係 機関の長及びその委託をした都道府県知事)による医師の勤務時間の短縮に特に資するものであ 談機関の長(当該相談機関が同条第二項の規定による委託を受けた者である場合には、当該相談 勤務時間を短縮するための計画として医療従事者の勤務時間の実態、勤務時間の短縮のための対 第二項の規定による委託に係る事務(同号に掲げる事務に係るものに限る。)を実施する者を含む。 アのうち、医療法第三十条の二十一第一項第一号に掲げる事務を実施する都道府県の機関(同条 法第四十五条の二第二項に規定する政令で定めるものは、器具及び備品並びに特定ソフトウエ その対策に有用な設備の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載された計画(当該相 (第一号において「計画設備等」という。)として当該
- 別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能
- 度の確定申告書等に添付すること。 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第四十五条の二第二項の規定の適用を受ける事業年

- 6 法第四十五条の二第三項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する構想区域等内においができるように組み合わされたもの(これに関連する財務省令で定める書類を含む。)をいう。5 前項に規定する特定ソフトウエアとは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ること
- は、これでは、 は、これでは、 は、これでは、 は、これでは、 は、これでは、 に、これでは、 に
- 設されるものであること。「既存病院用建物等」という。)についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建一 医療保健業の用に供されていた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備(次号において
- 事により取得又は建設をされるものであること。 て病床の機能区分のうちいずれかのものに応じた病床数が増加する場合の当該改修のための工一 その改修 (法第四十五条の二第三項に規定する改修をいう。)により既存病院用建物等におい

ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。第三十条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第七号までを一号

第四十七条の二の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法七 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第五十二条第五項の規定

の次に次の一号を加える。
「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十五号」を「第十四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号とし、同項第五号中「第十二号」を「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第四号中「第十四号」を「第十号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中第三十条第三項第二号を削り、同項第三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同項第二

金曜日

の二の規定の二の規定というでは、「日本の正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条のものとされる平成三十一年改正法」という。附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有すい、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下この号及び第十六号におい、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下この号及び第十六号にお

を一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。(第三十条第三項第十二号から第十六号まで)第三十条第三項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号から第十六号まで)

平成 31 年 3 月 29 日

定る平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規十六(平成三十一年改正法附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされ

号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。第三十二条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一

第四十七条の二の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第五十二条第五項の規定

定める関係がある法人」を「分割承継親法人」に改める。親法人」に、「法人。」を「合併親法人。」に改め、同条第十五項中「全部を保有する関係として政令で第三十二条の二第十三項中「全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人」を「合併

第三十三条の三を削る。

る。 第三十三条の二第一項、第三項第八号及び第四項中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第十五項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第二号中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同条第十五項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第二号中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第十五項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第二号中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第十五五項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第十五五項中「応じ、」を「近めの第二条第二条の二第一項、第三項第八号及び第四項中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第二十三条の二第一項、第三項第八号及び第四項中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第二十三条の二第一項、第三項第八号及び第四項中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第

第三十三条の七の見出し中「中小企業」を「中小企業者等」に改める。

当する金額を加算した金額が同項第二号に掲げる合計額を超えるときは、その超える部分の金額) 下この項において「合併事業年度」という。)」を削り、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各の下に「この項及び次項の規定を適用しないで計算した場合における」を加え、同条第五項中「(以 度等の開始の日から当該調整対象事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度 業年度不適用の場合」という。)を含む。)」を削り、「合併事業年度(合併連結事業年度不適用の場合 法第六十八条の六十一第一項の規定の適用を受けなかつた場合(以下この項において「合併連結事 第四項に規定する合併連結事業年度(以下この項において「合併連結事業年度」という。)において 当する場合には、法第六十八条の六十一第一項の規定)」に改め、「(当該法人が第三十九条の八十八 業年度等」という。) において法第五十八条第一項の規定(当該合併事業年度等が連結事業年度に該 年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度。以下この項において「合併事「合併事業年度において法第五十八条第一項の規定」を「事業年度(当該適格合併の日を含む事業 受けなかつた」を「がある」に改め、同条第七項中「合併法人」を「適格合併に係る合併法人」に、 の」に、「につき法第六十八条の六十一第一項の規定(法第五十八条第一項の規定を含む。)の適用を 年度」を「連結事業年度」に、「最後の事業年度」を「事業年度のうち、その終了の日が最も遅いも ある場合」に、「被合併法人が」を「被合併法人の」に、「のうち法」を「で法」に、「最後の連結事業 合併に係る連結子法人に限る。)」を「被合併法人の適格合併の日の前日が連結事業年度終了の日で の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格 子法人に該当する被合併法人(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併 九条の八十八第三項第二号」を「同条第三項第二号」に改め、同項第二号中「連結親法人又は連結定(法第六十八条の六十一第一項の規定を含む。)の適用を受けなかつた」を「がある」に、「第三十 に、「連結事業年度(」を「期間内の日を含む連結事業年度(」に、「につき法第五十八条第一項の規 を「連結事業年度のうち、その終了の日が最も遅いもの」に、「当該期間内の日を含む」を「その」 人の」に、「のうち法」を「で法」に、「最後の事業年度」を「事業年度」に、「最後の連結事業年度」 第一号中「被合併法人以外の被合併法人」を「場合以外の場合」に、「被合併法人が」を「被合併法 を控除した」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「被合併法人の」を「場合の」に改め、同項 不適用事業年度等がある場合において、同項第一号に掲げる合計額に当該未処理採掘損失金額に相 号に定める」を「当該採掘所得金額から当該未処理採掘損失金額に相当する金額(前項に規定する 規定を含む。)の適用を受けなかつた」を「がある」に改め、同項第二号中「不適用事業年度等の」 日を含む連結事業年度(」に、「につき法第五十八条第一項の規定(法第六十八条の六十一第一項 の」を「前日までの」に、「当該期間内の日を含む」を「その」に、「連結事業年度(」を「期間内の 年度」を「連結事業年度のうち、その終了の日が最も遅いもの」に、「事業年度開始の日の前日まで 当該事業年度開始の日の」を「事業年度又は当該」に、「のうち法」を「で法」に、「最後の連結事業 には、当該合併連結事業年度)」を「合併事業年度等」に、「その」を「当該」に改め、限る」の下に 第三十四条第四項中「法人が、」を「法人の」に、「) のうち」を「) で」に、「最後の事業年度又は 以下この項において「調整対象事業年度」という」を、「ついては」の下に「、当該合併事業年

項」とあるのは「法」を「中「第六十八条の六十一第一項」とあるのは「」に改め、「「第十一項」に「に係る議決権」を加え、「又は総額」を削り、同条第十二項中「中「法第六十八条の六十一第一同条第十項第三号中「百分の三十」を「百分の四十」に改め、同項第四号中「発行済株式等」の下 度等と」を加え、「未処理採掘損失金額(合併連結事業年度不適用の場合には、」を「未処理採掘損失 条の八十八第十一項において準用する同条第四項」と読み替える」に改める。 外採掘所得金額」と、」に、「読み替える」を「、「第三十九条の八十八第四項」とあるのは「第三十九 とあるのは「同条第十一項において準用する同条第三項第二号」と、「採掘所得金額」とあるのは「海 第六十八条の六十一第一項」とあるのは「法第六十八条の六十一第二項」と、第六項各号及び」を と」の下に「、「第三十九条の八十八第三項第一号」とあるのは「第三十九条の八十八第十一項にお 額」を削り、同条第九項中「発行済株式等」の下に「に係る議決権」を加え、「又は総額」を削り、 下に「、それぞれ」を加え、同条第八項中「いう。)」の下に「に係る議決権」を加え、「若しくは総 度とし、第四項に規定する不適用事業年度等でないものに限る。)を第四項に規定する不適用事業年 るのは「第三十九条の八十八第十一項において準用する同条第三項第一号」と、「同条第三項第二号」 るのは「同条第十一項において準用する同条第三項第二号」と、同項第二号中「第六十八条の六十 第三項第一号」と、「採掘所得金額」とあるのは「海外採掘所得金額」と、「同条第三項第二号」とあ 三十九条の八十八第三項第一号」とあるのは「第三十九条の八十八第十一項において準用する同条 あるのは「第三十九条の八十八第十一項において準用する同条第三項第二号」と、第五項」に、「「法 いて準用する同条第三項第一号」と」を加え、「第五項」を「第三十九条の八十八第三項第二号」と 金額(一第一項」とあるのは「第六十八条の六十一第二項」と、「第三十九条の八十八第三項第一号」とあ 該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年 「第六項第一号中「第六十八条の六十一第一項」とあるのは「第六十八条の六十一第二項」と、「第 に、「)に相当する金額は」を「を含む。)に相当する金額を」に改め、「採掘損失金額と」の

三十九条の百二十の三第六項」を「第三十九条の百二十の三第十二項」に改める。 に、「第三十九条の二十の三第十項」を「第三十九条の二十の三第十六項」に改め、同項第二号中「第 第三十五条の二第四項第一号中「第二十五条の二十六第十項」を「第二十五条の二十六第十六項

という。)」を削り、「応じ、」を「応じ」に改め、同条第二号中「法人税法第二条第十三号に規定する」第三十七条の四中「法人税法第二条第六号に規定する」及び「(以下この条において「公益法人等) 及び「(以下この条において「収益事業」という。)」を削る。

金曜日

条第六項(同条第七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、三項(同条第六項」を「同条第三項(同条第七項又は第八項」に、「同条第五項(同条第六項」を「同 項を同条第四十六項とし、同条第四十四項を同条第四十五項とし、同条第四十三項を同条第四十四第三十八条の四第四十五項中「第十八項又は第十九項」を「第十九項又は第二十項」に改め、同 同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。 項とし、同条第二十一項から第三十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十項第二号ロ中「同条第 項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第三十二項第一号」を「第三十三項第一号」に改め、 に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項を同条第四十一項とし、同条第三十六項から第 項とし、同条第四十二項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第三十六項」を「第三十七項」 三十四項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項を同条第三十二 同項を同条第三十五項とし、 三十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十五項中「第三十二項」を「第三十三項」に改め、同 同条第三十三項を同条第三十四項とし、同条第三十二項第五号中「第

平成 31 年 3 月 29 日

申請書に記載された法第六十二条の三第四項第八号の三イに規定する特定所有者不明土地の面積 の当該事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である事業とする。 業に係る同条第一項に規定する事業区域の面積が五百平方メートル以上であり、かつ、当該裁定 請書に記載された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項第二号の事 法第六十二条の三第四項第八号の三口に規定する政令で定める事業は、 同号に規定する裁定申

> 第三十八条の五第二十四項中「前条第三十八項」を 「前条第四十項」を「前条第四十一項」に改める。 「前条第三十九項」に改め、 同条第二十五項

じ」こめらる。条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十九項及び第二十三項中「応じ、」を「応条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十九項及び第二十三項中「応じ、」を「応じ」 に改め、同年第十七項中「応じ、」を「応じ」に改め、同年第十七項中「応じ、」を「応じ」に改め、同年第十七項中

五条第一項第七号」に改める。 第三十九条の三第五項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第四号中「第五条第一項第六号」を「第

する政令で定める場合は、次に掲げる要件を満たす場合と」を加え、同項に次の各号を加える。法人に帰属する旨の定めがあるもの(以下この項において「支援団体」という。)とし、同号に規定 にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う 援団体は、公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合 改め、同条第四項中「ものと」の下に「し、同項第四号に規定する政令で定める文化財保存活用支 第三十九条の四第三項中「ものに限る。)」を「ものに限る。次項及び第五項において同じ。)」に

- 売買契約のいずれかを締結し、その旨の仮登記を行うこと。 念物として指定された土地をいう。以下この項において同じ。)の売買の予約又はその買い取つ 号に規定する重要文化財として指定された土地又は同号に規定する史跡、名勝若しくは天然記 た土地の第三者への転売を禁止する条項を含む協定に対する違反を停止条件とする停止条件付 当該支援団体と地方公共団体との間で、その買い取つた土地(法第六十五条の三第一項第四
- 指定をした同項の市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の区域内にある土地であるこ その買い取つた土地が、文化財保護法第百九十二条の二第一項の規定により当該支援団体の
- するためにその土地が買い取られるものであること 土地の保存及び活用に関する事業(地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供文化財保護法第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画に記載された

第三十九条の四第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定 めがあるものとする。 は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公 法第六十五条の三第一項第七号に規定する政令で定める農地中間管理機構は、 公益社団法人又

る。)」を削る。 いて拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限 の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)」及び「(その設立当初にお 地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、「(その社員総会における議決権の総数 第三十九条の五第十一項中「第十六項まで」の下に「及び第三十項」を加え、同条第三十項中「農

う当該各号に定める事業」を「同法第七条の規定により当該農地中間管理機構が行う事業 ては、公益社団法人」を「(公益社団法人」に、「これらの法人の次の各号に掲げる区分に応じその 地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人である当該農地利用集積円滑化団体にあつ第三十九条の六第二項中「又は同法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体(当該農 | 号に掲げるものに限る。) | に改め、同項各号を削る。 行

を削る。 第三十九条の十の三第二項第一号イ中「同条第六号に規定する」及び「同条第十三号に規定する」

項第七号とし、 る場合に該当するときは、財務省令で定めるところにより計算した割合)」を加え、 の規定中「の割合」の下に「(その必要な調整を加えることができない場合であつて財務省令で定め 同条第六項ただし書、第七項ただし書並びに第八項第一号イ及びハ⑴並びに第二号から第五号まで第三十九条の十二第五項中「第八項から第十二項まで及び第十四項」を「以下この条」に改め、 同項第五号の次に次の一号を加える。 同項第六号を

金曜日

第一号中「第六十六条の四第八項」を「第六十六条の四第十二項」に改め、同項第七号を同項第八に限る。)と同等の方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。)」に改め、同項 法に準ずる方法に限る。)と同等の方法は、第一号に掲げる方法又は第二号から第五号までに掲げる 場合に限り、用いることができる。)とし、」に、「又は第七号に掲げる方法」を「に掲げる方法又は第 方法と同等の方法若しくは第七号に掲げる方法(第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる方法 八号に掲げる方法(第六号に掲げる方法と同等の方法及び第七号に掲げる方法(第六号に掲げる方 に掲げる方法 (第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる方法に限る。)を用いることができない 同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

取引の対価の額とする方法 棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもつて当該国外関連 の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該 以下この号において同じ。)が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益 の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益(これに準ずるものを含む。 轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が知り得る状態にあつた情報に基づき、当該棚卸資産 国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に国税庁の当該職員又は法人の納税地の所

13 第三十九条の十二第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項中「第六十六条の四第八項第一号」 権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引が独 資産(次に掲げる資産以外の資産に限る。)で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け(資産に係る 「第六十六条の四第十二項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項の次に次の 法第六十六条の四第七項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の

立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対価の額が支払われるべ

有形資産(次号に掲げるものを除く。)

平成 31 年 3 月 29 日

バティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリ

他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引をいう。以下こののに限る。以下この項において同じ。)の譲渡若しくは貸付け(無形資産に係る権利の設定その他 定する無形資産をいい、固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるも つた時に当該無形資産の使用その他の行為による利益(これに準ずるものを含む。 項において同じ。)に係る同条第一項に規定する独立企業間価格を当該無形資産国外関連取引を行 者との間で行う無形資産国外関連取引(国外関連取引のうち、無形資産(同条第七項第二号に規 法第六十六条の四第八項に規定する政令で定める無形資産は、法人が当該法人に係る国外関連 以下この項に

> められるものとする。 外関連取引を行つた時に予測されるものに限る。)の内容が著しく不確実な要素を有していると認 に係る当該金額その他の当該独立企業間価格を算定するための前提となる事項(当該無形資産国 無形資産国外関連取引を行つた時に予測される金額を基礎として算定するもので、当該無形資産 おいて同じ。)が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該

- 法第六十六条の四第八項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- づいて計算されたものであること。 法第六十六条の四第八項の特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的な事実に基
- 通常用いられる方法により計算されたものであること。
- 国外関連取引の対価の額の支払を受ける場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額を支払、法第六十六条の四第八項に規定する政令で定める場合は、同項の法人が、同項の特定無形資産 う場合には第二号に掲げる場合とする。
- 価の額に百分の百二十を乗じて計算した金額を超えない場合 同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額が当該特定無形資産国外関連取引の対 当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十六条の四第八項本文の規定を適用したならば
- 価の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合 同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額が当該特定無形資産国外関連取引の 当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十六条の四第八項本文の規定を適用したならば 対
- 法第六十六条の四第九項第二号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 法第六十六条の四第九項第二号の特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的な事
- 通常用いられる方法により計算されたものであること。

実に基づいて計算されたものであること。

- 国外関連取引(その対価の額につき、当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該特定無形。 法第六十六条の四第十項に規定する政令で定める場合は、同項の法人が、同項の特定無形資産 同じ。)が生ずることが予測された期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該特定無 払う場合には第二号に掲げる場合とする。 において同じ。)の対価の額の支払を受ける場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額を支 形資産国外関連取引を行つた時に予測された金額を基礎として算定したものに限る。以下この項 において同じ。)の使用その他の行為による利益(これに準ずるものを含む。以下この項において 資産国外関連取引に係る特定無形資産(同条第八項に規定する特定無形資産をいう。以下この
- 当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額 使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産国外関連取引を行つた時において 間をいう。以下この項において同じ。)に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産の に百分の百二十を乗じて計算した金額を超えない場合 当該特定無形資産国外関連取引に係る判定期間(法第六十六条の四第十項に規定する判定期
- 時において当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測され無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産国外関連取引を行つた一 当該特定無形資産国外関連取引に係る判定期間に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定 た利益の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合

四第二十七項第三号」に改める。 第二十七項第一号」に改め、同項第三号中「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の 第三十九条の十二の二第一項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四

及び第二十三項」に、「、第九項及び第十九項から第二十五項まで」を「から第十五項まで及び第二 第十四項、第十六項及び第十七項」を「第三十九条の十二第十四項から第二十項まで、第二十二項 同条第二項中「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同条第五項中「第三十九条の十二第十三項、第三十九条の十二の三第一項中「第十八項」を「第二十四項」に、「第五号」を「第六号」に改め、

に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同二十五項」を「同条第三十一項」に、「第六十六条の四第二十五項」を「第六十六条の四第三十一項」 の当該国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額が過大となる」と、同条のは「とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該法人の各事業年度 る金額と異なることにより当該法人の各事業年度の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源項本文の規定を適用したならば法第六十六条の四の三第一項に規定する独立企業間価格とみなされき」と、「の支払を受ける」とあるのは「とした額が当該特定無形資産国外関連取引につき同条第八 過大となる」と、同項各号中「同条第一項」とあるのは「法第六十六条の四の三第一項」と、「対価当該法人の各事業年度の当該国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額が 条第二項の次に次の一項を加える。 泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過少となる」と、「を支払う」とある の額」とあるのは「対価の額とした額」と、同条第十八項中「につき」とあるのは「とした額につ と、「を支払う」とあるのは「とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより 企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該法人の各事業年度の法人税法第百四十一条第 国外関連取引につき同項本文の規定を適用したならば法第六十六条の四の三第一項に規定する独立 四の三第一項」と、同条第十六項中「の支払を受ける」とあるのは「とした額が当該特定無形資産 とあるのは「法第六十六条の四の三第五項第二号」と、「同条第一項」 第二十項中」を加え、「第五号」を「第六号」に、「同条第十七項」を「同条第二十三項」に、「同条第 十五項から第三十一項まで」に改め、「第三十九条の十二第十四項中」の下に「「同条第七項第二号」 号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過少となる」 とあるのは「法第六十六条の

(号外特第5号)

の額とされるべき額があるものとする。
 の額とされるべき額があるものとする。

有形資産(次号に掲げるものを除く。)

官

金曜日

バティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産二 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリ

締約国又は締約者」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。)の我が国以外の第三十九条の十二の四第一項第一号中「租税条約その他の我が国が締結した国際約束(租税の賦

ロ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三提供することを定める規定を有するものに限る。)の我が国以外の締約国又は締約者 租税条約その他の我が国が締結した国際約束 (租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に

、、同項第三号中「当該居住地国」の下に「(第一号ロに掲げるものを除く。)」を加える。第三十九条の十二の四第一項第二号中「居住地国」の下に「(前号ロに掲げるものを除く。)」を加号に規定する外国 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三ロ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三

育入布の三 左ム刊子等こ系る果兑の寺列第三章第八節の三の節名を次のように改める。

平成 31 年 3 月 29 日

条第六号に規定する」及び「法人税法第二条第十三号に規定する」を削る。第三十九条の十三第十七項中「同条第六号に規定する」を削り、同条第二十七項中第二十九条の三 支払利子等に係る課税の特例

「法人税法第

第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例第三章第八節の三第二款の款名を次のように改める。

額及び」を「金額、」に、「を加算した」を「及び匿名組合契約等(匿名組合契約(当事者の一方が相「第四十一条、第四十一条の二」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に、「金び第六項」を加え、「第二十三条、第二十三条の二、」を削り、「第四十条から第四十一条の二まで」をする場合を含む。)」を削り、「第六十六条の七第三項」及び「第六十六条の九の三第三項」の下に「及する場合を含む。)」を削り、「第六十六条の七第三項」及び「第六十六条の九の三第三項」の下に「及する場合を含む。)」を削り、「第六十六条の出)を削り、「原条第一項中「(同条第八項の規定により読み替えて適用第三十九条の十三の二の見出しを削り、同条第一項中「(同条第八項の規定により読み替えて適用

本次のように改める。 「第六十六条の五の二第二項に」を「第六十六条の五の二第二項第二号に」に改め、同項第一号及び第二号に別び外国におけるこれに類する契約をいう。以下この項において同じ。)に分配すべき利益の額で当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を加算した」を「及び匿名組合契約等に基づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者と項」に、「を減算した」を「及び匿名組合契約等により匿名組合契約等に基づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者と項」に、「を減算した」を「第六十六条の五の二第二項に」を「第六十六条の五の二第二項に」を「第六十六条の五の二第七項」に、「を減算した」を「及び匿名組合契約等に係る地位の承継をする者を次の払うに改め、同条第三項中「第六十六条の五の二第二項に」を「第六十六条の五の二第二項第二号に」に改め、同条第三項中「第一方条の五の二第二項に」を「第六十六条の五の二第二項第二号に」に改め、同系第三項中「第六十六条の五の二第二項第二号に」に改め、同項第一号及び第二号に、以下、の項(第一号及び第二号)に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

削り、「同項に規定する政令で定める」を「第九項の規定により計算した」に、「関連者支払利子等の 額 内関連者」に、「各国内関連者等」を「各国内関連者」に、「非国内関連者等」を「非国内関連者」に、 項」に、「第六項」を「第十項」に、「係る関連者等」を「係る関連者」に、「「国内関連者等」を「「国 六十六条の五の二第二項第六号」に、「同条第三項」を「同条第二項第七号」に、「第五項」を「第八 六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十六項中「第六十六条の五の二第三項」を「第 を同条第二十九項とし、同条第十七項中「第六十六条の五の二第七項」を「第六十六条の五の二第 利子等の額をいう。第三十三項において同じ。)」に、「第二十一項」を「第三十二項」に改め、同項 払利子等の額」を「対象支払利子等の額(法第六十六条の五の二第二項第一号に規定する対象支払 第七項」に、「事業年度(以下第二十一項」を「事業年度(以下第三十二項」に改め、同項第一号中 同項を同条第三十項とし、同条第十八項中「第六十六条の五の二第八項」を「第六十六条の五の二 一項とし、同条第十九項中「第六十六条の五の二第八項」を「第六十六条の五の二第七項」に改め、 九項第二号及び第三十項第二号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十項を同条第三十 同項を同条第三十三項とし、同条第二十一項中「第十八項第二号及び第十九項第二号」を「第二十 の二第二項に規定する支払利子等をいい、法人税法第百四十二条の五第一項」を「同項」に改め、 二第八項第一号ロ」に、「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「法第六十六条の五 第三十四項とし、同条第二十二項中「第六十六条の五の二第九項第一号ロ」を「第六十六条の五の 子等に係る課税の特例)]を加え、「(関連者等に係る支払利子等の損金不算入)」を削り、 同項を同条 計額に」とあるのは「合計額(租税特別措置法第六十六条の五の二第一項」の下に「(対象純支払利 「関連者支払利子等の額の合計額」を「対象支払利子等合計額」に改め、同項第二号中 「関連者支 「他の国内関連者等」を 第三十九条の十三の二第二十三項中「同条第八項」を「同条第七項」に改め、「同条第一項中「合 (同項に規定する関連者支払利子等の額をいう。 「他の国内関連者」に改め、「法第六十六条の五の二第二項に規定する」を 第十八項及び第二十二項において同じ。)の合計

の現況によるものとする。 号に規定する特定資本関係が存在するかどうかの判定は、同号の内国法人の各事業年度終了の時号に規定する特定資本関係が存在するかどうかの判定は、同号の内国法人の各事業年度終了の時 法第六十六条の五の二第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する場合において、同

中「(当該金額が零を下回る場合には、零)」とあるのは、「が零を下回る場合のその下回る額」と読7 第一項の規定は、前項に規定する調整損失金額について準用する。この場合において、第一項第一項に規定する調整所得金額の合計額から調整損失金額の合計額を控除した残額とする。該内国法人との間に同号に規定する特定資本関係のある他の内国法人の当該事業年度に係る同条6 法第六十六条の五の二第三項第二号口に規定する政令で定める金額は、同号の内国法人及び当

み替えるものとする

同条第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。
「常二十項とし、同条第十三項まで」を「この条」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項を第二項第四号」に、「第十二項まで」を「第六十六条の五の二第二項第四号に規定する個人が」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項六十六条の五の二第二項第四号に規定する個人が」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十一項を同条第十十項とし、同条第十三項を削り、同条第十二項を同条第十九項とし、同条第十三項を削り、同条第十二項を同条第十九項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「関連者等」を「関連者」に改め、同項

対象取得者」という。)及び次に掲げる者である場合における当該債券とする。いて、当該債券を取得した者の全部が当該債券を取得した者の一人(以下この項において「判定12 法第六十六条の五の二第二項第三号二に規定する政令で定める債券は、債券を発行した日にお

次に掲げる個人

- 当該判定対象取得者の親族
- ハ 当該判定対象取得者の使用人 当該判定対象取得者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- つて生計を維持しているもの 一て生計を維持しているもの 一番で当該判定対象取得者から受ける金銭その他の資産によれ くからいまでに掲げる者以外の者で当該判定対象取得者から受ける金銭その他の資産によ
- 口から二までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- に限る。)を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者れと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。)が他方の者(法人一 当該判定対象取得者と他の者との間にいずれか一方の者(当該者が個人である場合には、こ
- 対象取得者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者は、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。)が当該判定当該判定対象取得者と他の者(法人に限る。)との間に同一の者(当該者が個人である場合に)、「「「「「」」」)
- 間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。
 前項第二号又は第三号に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の者と他方の者との
- する法人を支配している場合をいう。)における当該法人当該一方の者が法人を支配している場合(法人税法施行令第十四条の二第二項第一号に規定
- 配している場合をいう。)における当該他の法人法人を支配している場合(法人税法施行令第十四条の二第二項第二号に規定する他の法人を支前号若しくは次号に掲げる法人又は当該一方の者及び前号若しくは次号に掲げる法人が他の
- における当該他の法人(法人税法施行令第十四条の二第二項第三号に規定する他の法人を支配している場合をいう。)(法人税法施行令第十四条の二第二項第三号に規定する他の法人を支配している場合前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合
- 一 国内において発行された債券 特定債券利子等(法第六十六条の五の二第二項第三号ニに規は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。 法第六十六条の五の二第二項第三号二②に規定する政令で定めるところにより計算した金額
- 質 定する特定債券利子等をいう。次号において同じ。)の額の合計額の百分の九十五に相当する金 一 国内において発行された債券 特定債券利子等(法第六十六条の五の二第二項第三号二に規

- 第三十九条の十三の二第三項の次に次の二項を加える。株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び財務省令で定める独立行政法人とする。株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び財務省令で定めるものは、沖縄振興開発金融公庫、

YMA子等に係る課税の特例」に改める。 「対象が支持の大学の任命、関連者支払利子等の額の持金算入」を「対象が支援する明細書の添付」を「の提出」に改め、同条第八項中「超過利子額の損金算入」を「対象が 「対象が、十八項第二号」を「前条第二十九項」に改め、同条第四項中「に当該超過利子額に 同条第二項中「前条第十八項」を「前条第二十九項第二号」に、「同条第二十一項」を「前条第三十二項」に改め、 一日本第二項に規定する対象支払利子等の額」に、「前条第 第六十六条の五の二第一項に規定する対象支払利子等の額をいう。次号において同じ。)の合計額」を「法 第三十九条の十三の三の見出しを削り、同条第一項第一号中「関連者支払 第三十九条の十三の三の見出しを削り、同条第一項第一号中「関連者支払利子等の額(法第六十 第三十九条の十三の三の見出しを削り、同条第一項第一号中「関連者支払利子等の額(法第六十

三第二十七項」に改める。 第三十九条の十四第二項第一号イ中「第三十九条の十四の三第十五項」を「第三十九条の十四の

と認められる業務の全てに従事していること。ハーその役員又は使用人がその本店所在地国において保険業を的確に遂行するために通常必要の

加える。 第三十九条の十四の三第一項第二号中「一の内国法人」保険業を主たる事業とするものに限る。 第三十九条の十四の三第一項第二号中「一の内国法人(保険業を主たる事業とするものとして申請でする際は、当該他の特定保険委託者が当該法令の規定によりその本店所在地国において保険業の免許のには、当該他の特定保険委託者が当該法令の規定により保険業を営むために必要な事項の届出をする際にその保険申請をする際又は当該法令の規定により保険業を営むために必要な事項の届出をする際にその保険申請をする際又は当該法令の規定により保険業を営むために必要な事項の届出をする際にその保険申請をする際又は当該法令の規定により保証といる。 ((その申請又は届出をされた者が当該一の内国法人等に係る他の特定保険委託者に該当する場合に、((4)の中間で、) ((4)の中間で、) (4)の中間で、) (4)の中間で、) (4)の中間で、) (4)の中間で、) (5)の中間で、) (6)の中間で、) (6)の中間で、) (6)の中間で、) (7)の中間で、) (6)の中間で、) (6)の中間で、) (6)の中間で、) (6)の中間で、) (7)の中間で、) (7)の中間では、) (7)の中間で、) (7)の中間で、) (7)の中間で、) (7)の中間では、) (7)の中間で、) (7)の中間では、) (7)の中間で、) (7)の中間で、) (7)の中間で、) (7)の中間で、) (7)の用で、) (

と認められる業務の全てに従事していること。ハーその役員又は使用人がその本店所在地国において保険業を的確に遂行するために通常必要の

を削り、同項第四号中「第十六項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第三十二項とし、二十四項」に改め、同項第一号中「(不動産の上に存する権利を含む。以下この号において同じ。)」第三十九条の十四の三第二十二項を同条第三十三項とし、同条第二十一項中「第十二項」を「第

条第十六項第五号を次のように改める。「第二十八項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、「第二十八項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十九項を開り、同条第十八項中「第十六項第一号」

同を

- 合計額の占める割合が百分の五十を超える場合 保険業 当該各事業年度の収入保険料(ハに掲げる金額を含む。)のうちに次に掲げる金額の
- する保険に係る収入保険料に限る。)には、関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とには、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的と、関連者以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合
- (次に掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。) 当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から収入する収入保険料(次に掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。)及び特定保険受託者に該当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者から収入する収入保当該特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は
- 者との間で行われる再保険であること。は特定保険委託者と当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託を保険委託者との間で行われる再保険又

(3)

(2)

(1)

- 収益性の向上に資することとなると認められること。保険委託者の資本の効率的な使用とにあつては当該再保険を行うことによりこれらの特定保険委託者との間で行われる再保険定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者との間で行われる再保険の効率的な使用と収益性の向上に資することとなると認められ、特定保険委託者と当該特あの資本あつては当該再保険を行うことにより当該特定保険委託者及び当該特定保険受託者との資本をつては当該再保険を行うことにより当該特定保険委託者及び当該特定保険受託者との間で行われる再保険に
- 業務に係る対価として当該特定保険委託者から支払を受ける手数料の額する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から受託した保険業に関する価として当該特定保険外国子会社等から支払を受ける手数料の額及び特定保険受託者に該当等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議その他の業務に係る対等定保険協議者に該当する外国関係会社が当該特定保険協議者に係る特定保険外国子会社

2 法第六十六条の六第二項第二号ハ⑴に規定する政令で定める者は、第二十七頁爲一号上「長号「長号」、同条第四項を同条第十一項とし、同項の次に次の五項を加える。第二十一項とし、同条第八項を同条第二十項とし、同条第五項から第七項までを十二項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第一項及び」を削り、これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第二十九条の十四の三第十六項を同条第二十八項とし、同条第十項から第十五項までを十二項ず一第三十九条の十四の三第十六項を同条第二十八項とし、同条第十項から第十五項までを十二項ず

険料とする。 法第六十六条の六第二項第二号ハ⑴に規定する政令で定める収入保険料は、次に掲げる収入保

を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。) るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任るものである場合には、関連者以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係

- 収入する収入保険料 (同号口1)から3)までに掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに 及び特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から 該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者から収入する収入保険料 (第二十八項第五号口⑴から⑶までに掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。) 特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は当
- 14 の収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。 国関係会社の各事業年度の同号ハ⑴に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事業年度 法第六十六条の六第二項第二号ハ⑴に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外
- 法第六十六条の六第二項第二号ハ⑵に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第 一号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。
- 再保険料を含む。)の合計額 特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者に支払う 当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者に支払う再保険料及び 4(特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は外国関係会社が各事業年度において当該外国関係会社に係る関連者以外の者に支払う再保険
- 16 国関係会社の各事業年度の同号ハ②に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当該各事業年度法第六十六条の六第二項第二号ハ②に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外 定する関連者等収入保険料をいう。次項において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対す 外国関係会社の各事業年度の関連者等収入保険料(法第六十六条の六第二項第二号ハ②に規
- 第三十九条の十四の三第三項を同条第十項とし、同条第二項を同条第四項とし、同項の次に次の の関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。
- 5
- が百分の二十五以上であり、かつ、その状態が当該外国関係会社が当該外国法人から受ける剰余外国関係会社が保有しているその議決権のある株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれか 法人(外国関係会社とその本店所在地国を同じくするものに限る。以下この項において同じ。)の法第六十六条の六第二項第二号イ⑶に規定する政令で定める要件に該当する外国法人は、外国 以前六月以上(当該外国法人が当該確定する日以前六月以内に設立された外国法人である場合に る財務省令で定める剰余金の配当等の額である場合には、同日の前日。以下この項において同じ。) 払義務が確定する日(当該剰余金の配当等の額が法人税法第二十四条第一項に規定する事由に係 金の配当等(同条第一項に規定する剰余金の配当等をいう。以下この条において同じ。)の額の支 合又は当該外国法人の発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当該 発行済株式等のうちに当該外国関係会社が保有しているその株式等の数若しくは金額の占める割 その設立の日から当該確定する日まで)継続している場合の当該外国法人とする。
- を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 外国子会社(同号イ3)に規定する外国子会社をいう。以下この項において同じ。)の株式等の保有 法第六十六条の六第二項第二号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、
- 等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。)その他財務省令で定め いて当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当 る収入金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。 (その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国の法令にお当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める外国子会社から受ける剰余金の配当等の額

- 財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。 において同じ。)に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める外国子会社の株式等その他 当該事業年度終了の時における貸借対照表(これに準ずるものを含む。以下この節及び次節
- 国関係会社で政令で定めるものは、当該内国法人に係る他の外国関係会社(管理支配会社(同号 会社をいう。第九項第三号イ⑴⑾において同じ。)に該当するものとする。 くするものに限る。)で、部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係 イ4(に規定する管理支配会社をいう。次項及び第九項において同じ。)とその本店所在地国を同じ 法第六十六条の六第二項第二号イ40に規定する同条第一項各号に掲げる内国法人に係る他の外
- 特定子会社(同号イ4)に規定する特定子会社をいう。第六号及び第七号において同じ。)の株式等 で定めるものとする。 の保有を主たる事業とする外国関係会社で次に掲げる要件の全てに該当するものその他財務省令 法第六十六条の六第二項第二号イ4に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、
- その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によつて行われていること
- 行上欠くことのできない機能を果たしていること。 管理支配会社の行う事業(当該管理支配会社の本店所在地国において行うものに限る。)の遂
- 三
 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、 おいて、管理支配会社の役員又は使用人によつて行われていること。 その本店所在地国に
- その本店所在地国を管理支配会社の本店所在地国と同じくすること。
- 次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。
- るものとされていること。 人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この節において同じ。)を課され関係会社の所得(その外国関係会社の属する企業集団の所得を含む。)に対して外国法人税(法・ロに掲げる外国関係会社以外の外国関係会社・その本店所在地国の法令においてその外国
- に限る。)の所得として取り扱われる所得に対して外国法人税を課されるものとされているこ 得として取り扱われる外国関係会社をの本店所在地国の法令において、当該株主等である 条第十四号に規定する株主等をいう。ロ及び次条第六項第三号において同じ。)である者の所 その本店所在地国の法令において、その外国関係会社の所得がその株主等(法人税法第二 (法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社に該当するもの
- 十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九
- けるその受ける剰余金の配当等の額を除く。) 金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合にお 額の全部又は一部が当該特定子会社の本店所在地国の法令において当該特定子会社の所得の 当該事業年度の特定子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の
- 関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。)に係る対価の額 合の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係る るものとし、当該株式等の取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場 |号ハ⑴に規定する関連者をいう。以下第十五項までにおいて同じ。)以外の者への譲渡に限 特定子会社の株式等の譲渡(当該外国関係会社に係る関連者(法第六十六条の六第二項第
- ハ その他財務省令で定める収入金額
- る特定子会社の株式等その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五・当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占め を超えていること。

- 9 次に掲げる外国関係会社とする。 法第六十六条の六第二項第二号イ(5)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社は、 及び第三十二項第一号において同じ。)で、その外国関係会社に係る管理支配会社の事業の遂行 特定不動産(その本店所在地国にある不動産(不動産の上に存する権利を含む。以下この項
- 関係会社で次に掲げる要件の全てに該当するものその他財務省令で定めるもの 上欠くことのできないものをいう。以下この号において同じ。)の保有を主たる事業とする外国 に限る。)の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。 管理支配会社の行う事業(当該管理支配会社の本店所在地国において行うもので不動産業
- 前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。
- 九十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の
- 特定不動産の譲渡に係る対価の額
- 特定不動産の貸付け (特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価の額
- その他財務省令で定める収入金額
- める特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超一 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占
- ら使用するものをいう。以下この号において同じ。)の保有を主たる事業とする外国関係会社で、 次に掲げる要件の全てに該当するもの 特定不動産(その本店所在地国にある不動産で、その外国関係会社に係る管理支配会社が自
- 前項第一号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。
- 九十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の
- 特定不動産の譲渡に係る対価の額
- 特定不動産の貸付け (特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価の額
- その他財務省令で定める収入金額

- める特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占
- 次に掲げる要件の全てに該当する外国関係会社その他財務省令で定める外国関係会社 その主たる事業が次のいずれかに該当すること。

特定子会社(当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、次に掲げ

- る要件の全てに該当するものをいう。以下この号において同じ。)の株式等の保有 が有するその議決権のある株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分の十発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当該外国関係会社 のうちに当該外国関係会社が有するその株式等の数若しくは金額の占める割合又はその 以上となつていること。 当該外国関係会社の当該事業年度開始の時又は終了の時において、その発行済株式等
- (ii) 水域を含む。)において行う石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取の事業(採の役員又は使用人がその本店所在地国(当該本店所在地国に係る第三十一項に規定する するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいい、当該内国法人 に関する事業(以下この号において「資源開発等プロジェクト」という。)を的確に遂行 取した天然資源に密接に関連する事業を含む。)又はその本店所在地国の社会資本の整備 会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地国において、そ に係る他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社に該当するものの役員又は使用人 管理支配会社等(法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係

- 下この号において同じ。)の行う当該資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできな務の全てに従事している場合の当該他の外国関係会社及び当該他の外国法人を含む。以 おいて共同で資源開発等プロジェクトを的確に遂行するために通常必要と認められる業 とその本店所在地国を同じくする他の外国法人の役員又は使用人がその本店所在地国に い機能を果たしていること。
- 資金の調達及び特定子会社に対して行う当該資金の提供 当該外国関係会社に係る関連者以外の者からの資源開発等プロジェクトの遂行のための

(2)

- ことのできない機能を果たしているものをいう。以下この号において同じ。)の保有 特定不動産(その本店所在地国にある不動産で、資源開発等プロジェクトの遂行上欠く
- その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によつて行われていること。
- ていること。 管理支配会社等の行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たし
- 二 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、 において、管理支配会社等の役員又は使用人によつて行われていること。 その本店所在地 国
- その本店所在地国を管理支配会社等の本店所在地国と同じくすること。
- 前項第五号に掲げる要件に該当すること。
- 九十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の
- (1) 受ける剰余金の配当等の額を除く。) 上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその 特定子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の額の全部又は 部が当該特定子会社の本店所在地国の法令において当該特定子会社の所得の金額の計算
- (2) 関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。) に係る対価の額 の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係る のとし、当該株式等の取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合 特定子会社の株式等の譲渡(当該外国関係会社に係る関連者以外の者への譲渡に限るも
- (3) に限る。チにおいて同じ。)に係る利子の額 特定子会社に対する貸付金(資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできないもの
- 特定不動産の譲渡に係る対価の額
- (6) (5) (4) 特定不動産の貸付け(特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価の額
- その他財務省令で定める収入金額
- 第三十九条の十四の三第一項の次に次の二項を加える。 資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。 める特定子会社の株式等、特定子会社に対する貸付金、特定不動産その他財務省令で定める 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占
- の一の内国法人等の外国関係会社に係る直接保有株式等保有割合(当該一の内国法人等の有する うものとする。 該一の内国法人等の当該外国関係会社に係る間接保有株式等保有割合とを合計した割合により行 外国法人の株式等の数又は金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。)と当 前項において、発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、同項
- この場合において、同条第七項第一号中「部分対象外国関係会社の株主等」とあるのは「外国関 係会社(法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項において同 じ。)の株主等」と、「一の内国法人等」とあるのは「一の内国法人等(第三十九条の十四の三第 国関係会社」と読み替えるものとする。 社」とあるのは「当該外国関係会社」と、 項第一号に規定する一の内国法人等をいう。次号において同じ。)」と、「当該部分対象外国関係会 第三十九条の十七第七項の規定は、前項に規定する間接保有株式等保有割合について準用する。 同項第二号中「部分対象外国関係会社」とあるのは「外

等所得課税規定の適用がないものとした場合に納付するものとして計算される法人所得税の額。第所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、企業集団 6 項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。 条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項第一号」を 算還付法人所得税額)を」に、「金額」を「金額とする。」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同 という。)で」に改め、同条第五項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同項第 地国の法令の」を「本店所在地国の法令の規定 (」に改め、「相当する規定」の下に「に限る。)」を 五項第二号において「個別計算納付法人所得税額」という。)で」に改め、同項第九号中「本店所在 人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、 所得税にあつては個別計算納付法人所得税額とし、」に、「、当該」を「当該」に、「額を」を 受けるものとして計算される法人所得税の額。第五項第二号において「個別計算還付法人所得税額」 場合の当該法人所得税にあつては、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に還付を 加え、同項第十五号中「額で」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある 店所在地国の法令」を「本店所在地国の法令の規定」に改め、同項第八号中「額で」を「額(法人 二号中「額 「法令(」に、「法令をいう」を の法令」という。)の規定」を「本店所在地国の法令の規定」という。)」に改め、同項第一号中「本 第三十九条の十五第一項第四号中「満たす法人」を「満たす外国法人」に改め、 「前条第十五項第一号」を () を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人 「法令)の規定(企業集団等所得課税規定を除く」に、「本店所在地 「前条第二十七項第一号」に改め、同条第二項中「法令(当該」を 同項第五号ハ(3) 、個別計 額(法 第

(号外特第5号)

規定する納税申告書をいう。次号において同じ。)に相当する申告書を提出することとする当該 第二項及び前項第二号に規定する企業集団等所得課税規定とは、次に掲げる規定をいう。 外国法人の本店所在地国の法令の規定 団に属する一の外国法人のみが当該法人所得税に係る納税申告書(国税通則法第二条第六号に 外国法人の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、 当該企業集

法人のみが当該法人所得税に係る納税申告書に相当する申告書を提出することとする当該外国企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、当該企業集団に属する一の外国 り当該外国法人の所得の全部につき法人所得税を課さないこととされるものに限る。)の属する 法人の本店所在地国以外の国又は地域の法令の規定 る事務所を有するもの又は当該外国法人の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定によ 外国法人(法人の所得に対して課される税が存在しない国若しくは地域に本店若しくは主た

法人の本店所在地国の法令の規定 外国法人の所得を当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱うこととする当該外国

第三十九条の十七第二項各号を次のように改める。

特定保険協議者に係る特定保険外国子会社等に該当する部分対象外国関係会社

特定保険受託者に係る特定保険委託者に該当する部分対象外国関係会社

第三十九条の十七第八項第一号ロ中「第三十九条の十四の三第十五項第一号」 の三第二十七項第一号」に改める。 を「第三十九 条の

在地国の法令の規定」という。)」に改め、同号イ⑴中「本店所在地国の法令」を「本店所在地国のいう。以下この項において同じ。)を除く」に、「本店所在地国の法令」という。)の規定」を「本店所 規定がある場合の当該外国法人税にあつては、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場 合に納付するものとして計算される外国法人税の額) 第三十九条の十七の二第二項第一号イ中「〈法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をい 規定(企業集団等所得課税規定(第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定を 以下この節において同じ。)」を削り、「法令(当該」を「法令(」に、「法令をいう」を に改め、同号イ⑶中「額で」を「額(外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税 で」に改め、 同号イ(6)中 額で を [法令) 額

団等所得課税規定の適用がないものとした場合に還付を受けるものとして計算される外国法人税国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、企業

0)

三 前号の外国法人税の額は、その本店所在地国の法令の規定により外国関係会社が納付したも所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課される外国法人税の額(外国法人所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額(外国法人等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額)とする。等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額)とする。等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額)とする。が、同号を同項第二号とし、同項第二号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第二号の次に次の一号を加える。とする。 前項の租税の額は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店額)で」に改め、同項第二号と次のように改める場合に対算に基づく所得の金額につき、その本店額)で」に改め、同項第二号と次のように改める。

額 にる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定めるものを含まないものとする。 げる外国関係会社 同号イ(1)に掲げる所得の金額から除かれるその本店所にがる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定めるものを含まないものとする。 の在

た残額とする。

八項又は第九項」を「第十項又は第十一項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十十四項中「第六項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第年七項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「(第四項」を「(第六項」に改め、同項を同条第二十十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「(第四項」を「(第六項」に改め、同項を同条第二十第三十九系の十八第十九項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第 法第六十六条の七第二項に規定する政令で定めるときは、外国法人税に関する法令に企業集 同項の次に次の二項を加える 豆

等所得課税規定がある場合に計算される個別計算外国法人税額が課されるものとされるときとす

277

の三第十三項各号」と、同項第五号中「(ハに掲げる金額を含む。)のうちに次」とあるのは 項第一号」に、「は、「」を「は「」に、「第三十九条の二十の三第七項各号」を「第三十九条の二十

一のうち

項中「第三十九条の十四の三第十六項(」を「第三十九条の十四の三第二十八項(」に「第十七項 各号」に、「第十六項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八

「第二十九項」に、「第三十九条の十四の三第十六項第一号」を 「第三十九条の十四の三第二十八

十一項第二号」を「第三十九条の十四の三第三十二項第二号」に、「第十六項各号」を「第二十八項 十四の三第二十一項(」を「第三十九条の十四の三第三十二項(」に、「第三十九条の十四の三第二 たす法人」を「満たす外国法人」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第三十九条の

「金額とする。」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第十三項」を「第十九項」に、「満

該法人所得税にあつては、同項第十五号に規定する個別計算還付法人所得税額)を」に、「金額」を

「当該」に、「額を」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当

17 等所得課税規定がある場合に計算される個別計算外国法人税額とする。 法第六十六条の七第二項に規定する政令で定める金額は、外国法人税に関する法令に企業集団

を「(第九項」に、「第三十九条の百十八第七項」を「第三十九条の百十八第九項」に、「第一項から第 項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第 下に「(外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつて とし、同条第三項中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中 項から第五項まで」に改め、同項第三号中「第三十九条の百十八第一項から第三項まで」を「第三 三項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第二号中「第一項から第三項まで」を「第三 五項中「第一項から第三項までに」を「第三項から第五項までに」に改め、同項第一号中「第七項」 の十八第八項又は第九項」を「第三十九条の十八第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第十二 十九条の百十八第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項 「第十六項」を「第二十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「外国法人税の額」の 第三十九条の十八第十二項中「第六項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十四項とし 条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第八項又は前項」を「前二項」に、「第三十九条 個別計算外国法人税額。以下この条において同じ。)」を加え、「第十五項」を「第十九項」に改 同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

業集団等所得課税規定(第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以法第六十六条の七第一項に規定する政令で定める外国法人税は、外国法人税に関する法令に企 税に関する法令の規定により計算される外国法人税の額(以下この条において「個別計算外国法政令で定める金額は、当該企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該外国法人 下この条において同じ。)がある場合の当該外国法人税とし、法第六十六条の七第一項に規定する 人税額」という。)とする。

べきものとされる期限の日に課されるものとして、この条の規定を適用する。 算外国法人税額に係る外国法人税に関する法令の規定により当該個別計算外国法人税額を納付す 個別計算外国法人税額は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該個別計

十の三第七項」を「第三十九条の百二十の三第十三項」に改め、同項第二号中「額(」を「額(法項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項第一号中「第三十九条の百二 をいう。以下この号及び第三十九条の二十の七において同じ。)がある場合の当該法人所得税にあつ 人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定(同条第六項に規定する企業集団等所得課税規定 条第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項中「第三十九条の十五第七項から第九項まで」を「第 ては第三十九条の十五第二項第八号に規定する個別計算納付法人所得税額とし、」に、「、当該」を 三十九条の十五第八項から第十項まで」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第十 第三十九条の二十の三第十六項を同条第二十二項とし、同条第十五項を同条第二十一項とし、同 第三十九条の二十の二第五項第四号中「次条第十五項」を「次条第二十一項」に改める。

> 九条の十四の三第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の五項を加える。 人をいう。第七項及び第十項において同じ。)」を削り、「第三十九条の十四の三第四項」を を「第三十九条の十四の三第十項」に改め、「(法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法 条第十三項とし、同条第六項を同条第十二項とし、同条第五項中「第三十九条の十四の三第三項」 にイ」と、「金額の合計額」とあるのは「金額」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項を同

- 掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」と読み替えた場合におけ 係法人」とあり、並びに同項第六号中「同条第二項第四号ハ①に掲げる事業を主として行う外国 る同条第二項第三号ハ⑴の外国関係法人に係る第十三項各号に掲げる者とする。 関係法人」とあり、及び同号イからハまでの規定中「法第六十六条の九の二第二項第四号ハ⑴に 五号までの規定中「法第六十六条の九の二第二項第四号ハ⑴に掲げる事業を主として行う外国関 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ⑴に規定する政令で定める者は、第十三項第一号から第
- 以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収 以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者 入保険料に限る。)とする。 に係る関連者(同号ハ⑴に規定する関連者をいう。以下この項及び第十項第一号において同じ。) 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ⑴に規定する政令で定める収入保険料は、外国関係法人
- 業年度の収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。 は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ⑴に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した割合
- に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ②に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額
- 外国関係法人が各事業年度において当該外国関係法人に係る関連者以外の者に支払う再保険
- 対する割合 に規定する関連者等収入保険料をいう。次項において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に 外国関係法人の各事業年度の関連者等収入保険料(法第六十六条の九の二第二項第三号ハ⑵
- 第三十九条の二十の三第四項の次に次の一項を加える。 業年度の関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。 は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ②に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当該各事 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ20に規定する政令で定めるところにより計算した割合

外国関係法人をいう。以下この条において同じ。)に係る法第六十六条の九の二第二項第三号イ(3) ついて、同条第九項の規定は同号イ(5)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人につ について、同条第八項の規定は同号イ⑷に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人に 同号イ44に規定する特殊関係株主等である内国法人に係る他の外国関係法人で政令で定めるもの は同号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、同条第七項の規定は に規定する政令で定める要件に該当する外国法人について、第三十九条の十四の三第六項の規定 外国関係会社 各号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同条第七項中「当該」とあるのは「法第六 いて、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「同条第一項」とあるのは「法第六 十六条の九の二第一項」と、同条第六項中「外国子会社(同号イ⑶に規定する外国子会社」とあ 十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、「他の外国関係会社(管理支配会社 第三十九条の十四の三第五項の規定は外国関係法人(法第六十六条の九の二第 (同号イ⑷) とあるのは「他の外国関係法人(同項に規定する外国関係法人をいい、管理支配法 (同条第二項第三号イ仏) と、「管理支配会社を」とあるのは「管理支配法人を」と、「部分対象 「外国子法人(法第六十六条の九の二第二項第三号イ(3)に規定する外国子法人」と、同項 (同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社」とあるのは「部分対象外国

金曜日

る内国法人に係る他の外国関係法人(同項に規定する外国関係法人をいう。次項第三号イ⑴⑴に係る他の外国関係会社」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等であ るものとする。 等」と、同号ト(1)から(3)まで及び同号チ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と読み替え の外国関係会社」とあるのは「当該他の外国関係法人」と、同号イ22中「特定子会社」とあるの とあるのは「管理支配法人等(法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内十六条の六第一項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社」 分対象外国関係会社」とあるのは「他の外国関係法人のうち部分対象外国関係法人」と、「当該他 国法人に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人」と、「他の外国関係会社のうち部 号イ⑴中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号イ⑴넰中「管理支配会社等(法第六と、同条第九項第一号及び第二号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三 定子会社」とあるのは「特定子法人」と、「第六十六条の六第二項第二号ハ⑴」とあるのは「第六 おいて同じ。)」と、同項第六号イ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「特 あるのは「管理支配法人」と、同項第五号ロ中「第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人に 社を」とあるのは「特定子法人を」と、同項第一号から第四号までの規定中「管理支配会社」と 関係法人(同条第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人」と、同条第八項中「特定子会社 十六条の九の二第二項第三号ハ①」と、同項第七号中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」 (同号イ仏) とあるのは「特定子法人(法第六十六条の九の二第二項第三号イ仏」と、「特定子会 「特定子法人」と、同号口からホまでの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人

め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第三十九条の十七の三第二十一項」を「第三十九項」を「第十六項」に、「同条第十九項又は第二十一項」を「同条第二十一項又は第二十三項」に改 項第一号」を「前条第十三項第一号」に改め、同条第二十四項中「第七号まで」を「第七号の二ま四項」を「第二十五項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第八項第二号ロ中「前条第七 項中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、 の十七の三第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第三十九条の十七の 条の十七の三第二十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、 三第二十二項及び第二十三項」を「第三十九条の十七の三第二十四項及び第二十五項」に、「第十五 項第十一号ヲ」に、「第三十九条の十七の三第二十九項」を「第三十九条の十七の三第三十一項」に、 条の十七の三第三十項」に、「第六十六条の九の二第六項第十一号ル」を「第六十六条の九の二第六 条第十二項の次に次の一項を加える。 三第十八項」を「第三十九条の十七の三第二十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三 同条第十五項中「第十八項」を「第十九項」に、「第三十九条の十七の三第十九項」を「第三十九条 十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三十九条の十七の を「第三十九条の十七の三第二十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第 し、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第三十九条の十七の三第二十五項」 同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第三十九条の十七の三第二十八項」を「第三十九 で」に、「第三十九条の百二十の四第二十四項」を「第三十九条の百二十の四第二十五項」に改め、 「同号ル」を「同号ヲ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項と 第三十九条の二十の四第一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第二項中「第二十 同

とし、同条第七項中「第三十九条の十八第十六項」を「第三十九条の十八第二十項」に改め、同項 ・「第三十九条の十八第十七項」を「第三十九条の十八第二十一項」に改め、同項を同条第十一項第三十九条の二十の七第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項 は部分対象外国関係法人に係る同号ロに規定する政令で定める金額について、それぞれ準用する。 六項第七号の二イに規定する政令で定める金額について、第三十九条の十七の三第十八項の規定 第三十九条の十七の三第十七項の規定は部分対象外国関係法人に係る法第六十六条の九の二第 同条第六項中 「第八項」を「第十一項」 に、「第三十九条の十八第十五項」を「第

平成 31 年 3 月 29 日

第十五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。 三十九条の十八第十九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第六項」に、 「第三十九条の十八第六項各号」を「第三十九条の十八第八項各号」に改め、同項を同条第八項と 同条第四項中「第三十九条の十八第五項から第十三項まで」を「第三十九条の十八第七項から

について、第三十九条の十八第十七項の規定は法第六十六条の九の三第二項に規定する政令で定- 第三十九条の十八第十六項の規定は法第六十六条の九の三第二項に規定する政令で定めるとき める金額について、それぞれ準用する。

改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。以下この条において同じ。)」を加え、「第三十九条の十八第一項」を「第三十九条の十八第三項」に る法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。 二項」に、「第三項及び第五項」を「第五項及び第八項」に改め、「の額」の下に「(外国法人税に関す 第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第六項及び第九項」を「第九項及び第十 七項及び第九項」を「第十項及び第十二項」に、「第三十九条の十八第二項」を「第三十九条の十八 条の十八第三項」を「第三十九条の十八第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第 第三十九条の二十の七第三項中「第八項及び第九項」を「第十一項及び第十二項」に、「第三十

法人税及び同項に規定する政令で定める金額について準用する。 第三十九条の十八第一項の規定は、法第六十六条の九の三第一項に規定する政令で定める外国

2

及び次項において「個別計算外国法人税額」という。)は、企業集団等所得課税規定の適用がない。 前項において準用する第三十九条の十八第一項に規定する個別計算外国法人税額(以下この項 別計算外国法人税額を納付すべきものとされる期限の日に課されるものとして、この条の規定を ものとした場合に当該個別計算外国法人税額に係る外国法人税に関する法令の規定により当該個 適用する。

くは一般財団法人をいう」を「又は一般財団法人を含む」に改める。 第三十九条の二十二第三項中「法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は」を削り、

第三十九条の二十四の二第一項中「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削る。 第三十九条の二十三第一項中「(同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。)」を削る。

第三十九条の二十八の三中「第六十七条の五の三第一項」を第三十九条の二十八の二を削る。 同条を第三十九条の二十八の二とする。 「第六十七条の五の二第 項 に改

第三十九条の三十二の三第一項第二号中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第三項中「第第三十九条の三十二第四項中「第六十四条」を「第六十三条」に改める。第三十九条の二十九中「第三十九条の百二十四の四」を「第三十九条の百二十四の三」に改める。

同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項を削り、同条第十項中「第八項」を「第十項」に改め、 七項の次に次の二項を加える。 十項」を「第十二項第二号」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十二項から第十六 第

事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約とする。 額は、当該投資法人の匿名組合契約等(同号へに規定する匿名組合契約等をいう。以下この条に る財産に当該他の法人の株式又は出資が含まれるものに限る。)が二以上ある場合には、 る割合を乗じて計算した数又は金額(当該投資法人の匿名組合契約等(その目的である事業に る事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうちに占め 額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的であ 株式又は出資の数又は金額に、当該投資法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金 業に係る財産である他の法人(同号へに規定する他の法人をいう。以下この項において同じ。)の おいて同じ。)に基づいて出資を受けている者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的である事 法第六十七条の十五第一項第二号へ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した数又は金 法第六十七条の十五第一項第二号へに規定する政令で定めるものは、当事者の一方が相手方の

の当該計算した数又は金額を合計した数又は金額)とする。

関連取引に係る法第六十七条の十八第一項に規定する損失等の額が過少となる」と、同条第二十項金額と異なることにより当該法人の各事業年度の当該国外所得金額の計算上当該特定無形資産国外収益の額が過大となる」と、「を支払う」とあるのは「とした額が当該独立企業間価格とみなされる する独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該法人の各事業年度の法人税法第六十定無形資産国外関連取引につき同項本文の規定を適用したならば法第六十七条の十八第一項に規定第六十七条の十八第一項」と、同条第十六項中「の支払を受ける」とあるのは「とした額が当該特第七項第二号」とあるのは「法第六十七条の十八第四項第二号」と、「同条第一項」とあるのは「法第七項第二号」とあるのは「法第六十七条の十八第四項第二号」と、「同条第一項」とあるのは「法第七項第二号」との下に「「同条第七項第二十六項から第三十一項まで」に改め、「第三十九条の十二第十四項中」の下に「「同条項まで及び第二十六項から第三十一項まで」に改め、「第三十九条の十二第十四項中」の下に「「同条 を 法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算上当該特定無形資産国外関連取引に係る 第十八項中「につき」とあるのは「とした額につき」と、「の支払を受ける」とあるのは「とした額あるのは「法第六十七条の十八第一項」と、「対価の額」とあるのは「対価の額とした額」と、同条法第六十七条の十八第一項に規定する損失等の額が過少となる」と、同項各号中「同条第一項」と とにより当該法人の各事業年度の当該国外所得金額の計算上当該特定無形資産国外関連取引に係る となる」と、「を支払う」とあるのは「とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額と異なるこ 八第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該法人の各事業年度の が当該特定無形資産国外関連取引につき同条第八項本文の規定を適用したならば法第六十七条の十 九条第一項に規定する国外所得金額の計算上当該特定無形資産国外関連取引に係る収益の額が過大 、第二十二項及び第二十三項」に、「、第九項及び第二十項から第二十五項まで」を「から第十五二第十三項、第十四項、第十六項及び第十七項」を「第三十九条の十二第十四項から第二十項ま第三十九条の三十三の四第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第三十九条の 項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 「同条第三十一項」に、「第六十六条の四第二十五項」を「第六十六条の四第三十一項」に改め、」を加え、「第五号」を「第六号」に、「同条第十七項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十五項

(号外特第 5 号)

る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引にの資産(次に掲げる資産以外の資産に限る。)で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け(資産に係) 法第六十七条の十八第四項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他 相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の 額とされるべき額があるものとする。

有形資産(次号に掲げるものを除く。)

第三十九条の三十三の四を第三十九条の三十三の五とする。 バティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリ

2

条を第三十九条の三十三の四とする。 |一号イ」に、「第四十二条の二第六項第一号ロ」を「第四十二条の二第七項第一号ロ」に改め、同第三十九条の三十三の三第六項中「第四十二条の二第六項第一号イ」を「第四十二条の二第七項

第三十九条の三十三の二の次に次の一条を加える。

する業務を行う外国法人に係る課税の特例) (平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連

第三十九条の三十三の三 法第六十七条の十六の二第一項に規定する政令で定める外国法人は次の 第一項第一号に掲げる国内源泉所得で当該各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める各号に掲げる外国法人とし、同項に規定する政令で定める国内源泉所得は法人税法第百三十八条 業務として行う事業に係るものとする。

び第三号において「東京オリンピック競技大会」という。)の円滑な準備又は運営に関する業務次に掲げる外国法人 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会(以下この号及 東京オリンピック競技大会を主催する外国法人

において「特殊の関係」という。)のあるものに限る。) 提供を行う外国法人(イに掲げる外国法人との間に財務省令で定める特殊の関係 インターネットを利用する方法により東京オリンピック競技大会に関する映像又は音声の (第三号イ

> 滑な準備又は運営に関する業務 京パラリンピック競技大会」という。)を主催する外国法人 平成三十二年に開催される東京パラリンピック競技大会(以下この号及び次号において「東 東京パラリンピック競技大会の円

三 次に掲げる外国法人 東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会 (以下こ の号及び次号において「大会」という。)の円滑な準備又は運営に関する業務 (同号及び第五号

において「大会関連業務」という。) 大会に関する映像又は音声の制作及び当該制作の統括管理を行う外国法人(第一号イに掲

の会場内における当該結果の表示を行う外国法人 げる外国法人との間に特殊の関係のあるものに限る。) 大会において実施される競技に係る時間の測定、 当該競技に係る結果の集計及び当該競技

大会に関する紛争の仲裁及び調停を行う外国法人

二 ロに掲げる外国法人が行うロに規定する測定に係る情報の第一号イに掲げる外国法人、 号に掲げる外国法人及び次号ハに掲げる外国法人への提供を行う外国法人 前

会に関するものに限るものとする。) 会放送権」という。)に係る大会に関するものに限るものとし、ハに規定する外国関連法人にあ つては当該外国関連法人に係るハに規定する大会放送権保有法人の有する大会放送権に係る大 行うイ又は口の派遣に係る大会に関するものに限るものとし、ハに規定する大会放送権保有法 人にあつてはその有する大会に関する映像又は音声を放送する権利(以下この号において「大 次に掲げる外国法人 大会関連業務(イ又は口に掲げる外国法人にあつては当該外国法人が

大会に参加する選手団の当該大会への派遣及び当該選手団の支援を行う外国法人

る企業集団の連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される外国法人として を有する外国法人をいう。ハにおいて同じ。)又は外国関連法人(大会放送権保有法人の属す 大会放送権保有法人(第一号イ又は第二号に掲げる外国法人との契約に基づき大会放送権 大会において実施される競技の審判員の当該大会への派遣を行う外国法人

協議して指定するもの 当該大会関連業務 財務省令で定めるものをいう。) 前各号に掲げるもののほか、大会関連業務を行う外国法人として文部科学大臣が財務大臣と

入すべき金額が益金の額に算入すべき金額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当す 人の当該事業年度の同条第一項に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算 法第六十七条の十六の二第二項に規定する損失の額として政令で定める金額は、同項の外国法

の規定並びに」とする。 ク競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例) 定は、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項(平成三十二年に開催される東京オリンピッ 一項及び第二百十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定は、」とあるのは、「規 法第六十七条の十六の二第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二百三条第

削る。 第三十九条の三十四第 文部科学大臣は、第一項第五号の規定により外国法人を指定したときは、これを告示する。 一項第三号中「(法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。)」 を

第四項第五号ロ中「政令で定める関係がある法人」を「株式交換完全支配親法人」に改め、同条第 五項中「第六十八条の二の三第五項第一号」を「第六十八条の二の三第五項第二号」に改め、 改め、同条第二項第五号ロ中「政令で定める関係がある法人」を「分割承継親法人」に改め、同条 第三十九条の三十四の二中「全ての要件」を「要件の全てを満たすこと」に改める。 第三十九条の三十四の三第一項第五号ロ中「政令で定める関係がある法人」を「合併親法人」に

条の二の三第五項第五号」に改める。 三第五項第三号」に改め、同条第十三項中「第六十八条の二の三第五項第三号」を「第六十八条の 一の三第五項第四号」に改め、同条第十四項中「第六十八条の二の三第五項第四号」を「第六十八 二項第四号」に改め、同条第十項中「第六十八条の二の三第五項第二号」を「第六十八条の二の 六項中「第二号ロ及び第四号ロ」を「第三号ロ及び第五号ロ」に、「同条第二項第三号」を「同条

を加え、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」 第三十九条の三十五第二項及び第四項中「ある外国法人」 に改める。 の下に「のうちいずれか一の外国法人

同条第六項の次に次の一項を加える。 各号を削り、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第七項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、 号」を加え、「とし、同号二に規定する政令で定める要件は、次に掲げる全ての要件」を削り、同項 三十二の三第八項」を「第三十九条の三十二の三第九項」に改め、「この項」の下に「及び次項第一 第三十九条の三十五の三第四項中「(第八項」を「(第九項」に改め、同条第六項中「第三十九条の

(号外特第5号)

を満たすこととする。 法第六十八条の三の三第一項第二号二に規定する政令で定める要件は、 次に掲げる要件の全て

が百分の五十以上でないこと。 係る受託法人が匿名組合契約等に基づく出資をしている場合には、次に掲げる割合のいずれも 特定投資信託の信託財産に法人の株式若しくは出資が含まれている場合又は特定投資信託に

び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的であ当該特定投資信託に係る受託法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金額及 務省令で定めるところにより計算した数又は金額を含む。)が当該法人の発行済株式又は出資 る受託法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額に対応する部分の数又は金額として財 事業に係る財産である当該法人の株式又は出資の数又は金額のうち、当該特定投資信託に係 組合契約等に基づいて出資を受けている者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的である 当該特定投資信託の信託財産に含まれている法人の株式又は出資の数又は金額(当該匿名 (当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額のうちに占める割合

で定めるものをいう。)からのものであること。 連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。)その他の財務省令 法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関 特定投資信託に係る受託法人が当該特定投資信託に必要な資金の借入れを行つている場合に . その借入れが機関投資家(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同

る事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうちに

に改め、同項第三号中「第四項第三号」を「第三項第三号」に改め、 第三十九条の三十五の四第一項を削り、同条第二項第二号中「第四項第二号」を「第三項第二号 「第三項第四号」に改め、同項に次の一号を加える。 同項第四号中「第四項第四号

に改め、同項に次の一号を加える 削り、同項第一号中「、第五十五条の二、第五十五条の五、第五十六条」を「から第五十六条まで」 定普通法人等を」を「普通法人又は協同組合等を」に改め、「法人税法第二条第六号に規定する」を 「法第六十八条の三の四第一項に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に、「特 第三十九条の三十五の四第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中 三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二の規定 十一年改正法」という。)附則第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成」

十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二の規定 平成三十一年改正法附則第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三

> 「法第五十八条、第六十四条の二、第六十五条の八及び第六十六条の十三の」を「次に掲げる」に 第三十九条の三十五の四第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項

第三十九条の三十五の四第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。 平成三十一年改正法附則第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三 法第五十八条、第六十四条の二、第六十五条の八及び第六十六条の十三の規定 年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二の規定

第三十九条の三十六に次の一号を加える。 五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第五十二条第五項又は第

年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及びその各連結子法人の第十 を「同項第二号イ」に改め、同条第六項を次のように改める。 号に掲げる合併法人」を「同項第一号に掲げる合併法人等」に改め、 及び第六十八条の九十三の三第四項の」に改め、同項各号を削り、同条第五項第一号中「同項第三合計額に相当する金額と」に改め、同条第四項中「次に掲げる」を「法第六十八条の九十一第四項 七項第二号及び第七号に掲げる試験研究に係る同条第八項第八号に規定する特別試験研究費の額の る特別試験研究費の額の合計額(当該特別試験研究機関等研究費の額を除く。)のうち当該連結事業 結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及びその各連結子法人の同項に規定す 費の額」という。)とし、同条第七項第二号に規定する政令で定める金額は、当該連結事業年度の連 十八条の九第八項第八号」に、「金額と」を「金額(以下この項において「特別試験研究機関等研究 に、「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第六号」に、「第六十八条の九第八項第七号」を「第六 第三十九条の三十九第一項中「第六十八条の九第六項第一号」を「第六十八条の九第七項第一号」租税特別措置法第四十七条の二又は第五十五条の二の規定 同項第二号中「同項第三号」

第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額)をいう。以下第八項までにおいて同じ。)は、に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法 四号に規定する比較試験研究費の額(第八項において「比較試験研究費の額」という。)の計算に おいて「適用年度」という。)の当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の九第八項第 う。以下この項において同じ。)に該当する場合のその適用を受ける連結事業年度(以下この条に の各号に掲げる合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をい 当該各号に定めるところによる。 所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額(連結事業年度 する調整対象年度に係る試験研究費の額(連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の連結 おける同号の試験研究費の額については、当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号に規定 法第六十八条の九第一項又は第四項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次

立の日の前日までの期間を当該合併法人等の連結事業年度とみなした場合における当該連結事 経過していない連結親法人又はその連結子法人(以下この条においてそれぞれ「未経過連結親 項に規定する設立の日をいう。以下この項及び第八項第二号において同じ。)の翌日以後三年を 度とし、当該合併法人等が当該適用年度開始の日においてその設立の日(第二十七条の四第六 結事業年度(当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年 の項及び第八項において同じ。)から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連 る合併法人等 当該合併法人等の基準日(次に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。以下こ 日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。以下この号において同じ。)に係財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前 の二に規定する現物分配(以下この条において「現物分配」という。)をいい、現物分配が残余 法人」又は「未経過連結子法人」という。)に該当する場合には基準日から当該合併法人等の設 業年度を含む。 適用年度において行われた合併等(合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の 以下この号において 「調整対象年度」という。)については、 当該各調整対象年

(号外特第 5 号)

(1)

度又は事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度等のうち最も古い連結事業年口 当該適用年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度等のうち最も古い連結事業年

定する完全支配関係をいう。②において同じ。)がある普通法人て同じ。)との間に当該大法人による完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規大法人(第二十七条の四第十二項第一号イ⑴から③までに掲げる法人をいう。イにおい

なるときの当該普通法人(①に掲げる法人を除く。) 一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることと一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか② 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該

第三十九条の三十九第十二項中「第六十八条の九第八項第五号の二」を「第六十八条の九第八項第二号を次のように改め、同項第二号を次のように改める。 第二十九条の二十九第十二項中「第六十八条の九第八項第七号に規定する政令」を「第六年に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同条第十七項中「法人税法第二条第六号に定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同条第十五項第一号中「法人税法第二条第六号に規定する」で改め、同項第三号口(1)中「法人税法第二条第六号に規定する」及び「同条第十三項中「第六十八条の九第八項第五号の二」を「第六十八条の九第八項第七号」に改め、同項第三号に成立、同項第二号を次のように改める。

務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの 新事業開拓事業者等(産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者のうちそ 新事業開拓事業者等(産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者の方と 計る当該連結親法人又はその連結子法人及び当該新事業開拓事業者等が当該試験研究に要する で、当該新事業開拓事業者等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究に要する で、当該連結親法人又はその連結子法人及び当該新事業開拓事業者等が当該試験研究に要する で、当該連結親法人又はその連結子法人及び当該新事業開拓事業者等が当該試験研究に要する で、当該連結親法人又はその連結子法人及び当該新事業開拓事業者等が当該試験研究に要する はその連結子法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究に要する はその連結子法人がの定に、当該試験研究に要する はその連結子法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究に要する が当該連結親法人又はその連結子法人及び当該新事業開拓事業者等に帰属する旨及びその内容その他財 お着え、大口である事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

る各連結子法人を含む。) (当該連結親法人を含む。) (当該他の法人による連結完全支配関係にあ人 (当該他の法人が連結親法人である場合には、当該他の法人による連結完全支配関係にあ又は出資を除く。口において同じ。)の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法又は出資(その有する自己の株式)

- П 子法人を、それぞれ含む。 は当該他の者に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結 の者による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合に 額の百分の二十五以上を有している他の者(当該他の者が連結親法人である場合には当該他 当該連結親法人又は当該連結子法人に係る連結親法人の発行済株式又は出資の総数又は総
- 支配関係がある他の者 当該連結親法人又はその連結子法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する

当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法 結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には に該当するものを除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。 な部分について当該特定中小企業者等が再委託を行うもの並びに次号及び第八号に掲げる試験研究 を 「及び第二号イからハまでに掲げるもの」に改め、「行われるもの」の下に「(当該試験研究の主要 又は総額の百分の二十五以上を有している他の者(当該他の者が連結親法人である場合には当該連 連結子法人を含む。)、当該連結親法人又は当該連結子法人に係る連結親法人の発行済株式等の総数 を有している他の法人(連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各 人を、それぞれ含む。) 並びに当該連結親法人又はその連結子法人との間に支配関係がある他の者] 「、当該連結親法人及びその各連結子法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上 |十七条の四第十八項第八号] に、「次号」を「第九号」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、 |第八号||に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「第二十七条の四第十八項第七号」を「第 第三十九条の三十九第十七項第六号中「第六十八条の九第八項第七号」を「第六十八条の九第八

項が定められているものに限る。) に基づいて行われるもの(当該試験研究の主要な部分につい 試験研究の成果が当該連結親法人又はその連結子法人に帰属する旨その他財務省令で定める事 及びその明細、当該新事業開拓事業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該 役割として当該連結親法人又はその連結子法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨 委託に係る委任契約等(当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下この号及び次号におい る契約又は協定(以下この号及び次号において「委任契約等」という。)により委託するもので、 て当該新事業開拓事業者等が再委託を行うものを除く。) て同じ。)のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該新事業開拓事業者等とのその 新事業開拓事業者等に委託する試験研究(委任契約その他の財務省令で定めるものに該当す

官

金曜日

験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。)。 拓事業者等に委託する試験研究が当該連結親法人又はその連結子法人の工業化研究以外の試 という。)に該当しないものであること(その委託に係る委任契約等において、当該新事業開 る試験研究が工業化研究として財務省令で定めるもの(イ及び次号イにおいて「工業化研究」・その委託する試験研究の成果を活用して当該連結親法人又はその連結子法人が行おうとす

的財産権等が当該新事業開拓事業者等の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用し じ。)を活用して行うものであること(その委託に係る委任契約等において、その活用する知めるもの及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。口及び次号口において同 十八条の九第八項第八号に規定する知的財産権その他これに準ずるものとして財務省令で定 て行う試験研究の内容が定められている場合に限る。)。 その委託する試験研究が主として当該新事業開拓事業者等の有する知的財産権等(法第六

平成 31 年 3 月 29 日

担すべき役割として当該連結親法人又はその連結子法人が当該試験研究に要する費用の額を負 とのその委託に係る委任契約等(当該委任契約等において、その委託する試験研究における分 のを除く。)に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、 他の者(特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等及び第二号イからハまでに掲げるも 当該他の者

> 事業年度とみなした場合における当該連結事業年度を含む。以下この号において「調整対象年 をいう。次号及び第二十三項第二号において同じ。)の前日までの期間を当該合併法人等の連 場合には、基準日から当該合併法人等の設立の日(第二十七条の四第六項に規定する設立の日 を含む各売上調整年度(当該合併法人等が未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当するの項及び第二十三項第二号において同じ。)から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日

当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度に

という。)については、

の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。以下この号において同じ。)

残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の

適用年度において行われた合併等(合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配

日が

に係る合併法人等 当該合併法人等の基準日(第六項第一号に規定する基準日をいう。以下こ

定められているものに限る。)に基づいて行われるもの 研究の成果が当該連結親法人又はその連結子法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験

験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。)。 当該他の者に委託する試験研究が当該連結親法人又はその連結子法人の工業化研究以外の試 る試験研究が工業化研究に該当しないものであること(その委託に係る委任契約等において、 その委託する試験研究の成果を活用して当該連結親法人又はその連結子法人が行おうとす

場合に限る。)。 有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている あること(その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該他の者1 その委託する試験研究が主として当該他の者の有する知的財産権等を活用して行うもの 0)

号の次に次の一号を加える。 第三十九条の三十九第十七項第四号を同項第五号とし、 同項第三号を同項第四号とし、 同項第二

三 他の者(特別研究機関等、大学等、 負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該連結親法人又はその 負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該連結親法人又はその連分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該連結親法人又はその連結子法人が を除く。)と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定(当該契約又は協定にお いるものに限る。)に基づいて行われるもの 結子法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められて その内容、当該連結親法人又はその連結子法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を て、当該試験研究における当該連結親法人又はその連結子法人及び当該他の者の役割分担及び 新事業開拓事業者等及び前号イからハまでに掲げるも

「、第二号、第四号及び第五号」を「から第三号まで及び第五号から第八号まで」に改め、同項第号」に改め、同項第一号中「第五号及び第九号」を「第六号及び第十二号」に改め、同項第二号中 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 10 第三十九条の三十九第十八項中「第六十八条の九第八項第七号」を「第六十八条の九第八項第八 でにおいて同じ。)は、当該各号に定めるところによる。 の各号に掲げる合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人を

当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。 その残余財産の確定の日の翌日)から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを 上金額を合計した金額に当該合併等の日(当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には、 人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。次号及び次項において同じ。)の月別売係る売上金額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等(被合併法

配が残余財産の全部の分配である場合には当該売上調整年度のうち最も古い売上調整年度開始一売上調整年度において行われた合併等(合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分 含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等の月別売上金額を合計した金額を加算する。 対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度に係る売上金額に当該各調整対象年度に 等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の連結事業年度とみなした場合における当該 人等の基準日から当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む各売上調整年度(当該合併法の残余財産が確定したものとする。以下この号において同じ。)に係る合併法人等 当該合併法 連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)終了の日の前日までの期間内においてそ の日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度(当該前日を含む事業年度が 連結事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。)については、当該各調整 人等が未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当する場合には、基準日から当該合併法人

(号外特第 5 号)

現物分配をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「連結事業年度(当該分割等の日がその分割じ。)の」を「「連結事業年度等」という。)に係る」に改め、「(分割等」の下に「(分割、現物出資又は項第三号の合併」を削り、「係る被合併法人等の」の下に「当該合併等の日前に開始した」を加え、「同第三十九条の三十九第二十二項中「同項第一号若しくは第二号」を「同項各号」に改め、「又は同 の連結事業年度とみなした場合における当該連結事業年度を含む。イにおいて「調整対象年度」とする場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等 割承継法人等を除く。以下この号において同じ。)」を削り、「又は」を「及び」に、「売上調整年度ご該分割法人等の当該」を「は、当該分割法人等の当該各」に改め、同項第二号中「(次号に掲げる分 整年度に係る売上金額」を「各売上調整年度に係る売上金額」に「控除した金額」を「控除する。」各号」に、「金額とする」を「ところによる」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に、「売上調 結事業年度等に」に、「当該各連結事業年度」を「当該各連結事業年度等」に、「分割連結事業年度開結事業年度終了の日」を「分割連結事業年度等の終了の日」に、「分割連結事業年度に」を「分割連 に改め、同号ロ中「のうち最も古い売上調整年度から当該分割等の日の前日を含む売上調整年度ま 用年度」に、「について」を「(当該分割承継法人等が未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当 を「に次に」に、「との合計額」を「を加算する。」に改め、同号イ中「総額方式等適用年度」を「適 当該分割法人等の当該各」に改め、同号ロ中「各売上調整年度の」を「売上調整年度の」に、「、当 に改め、同号イ中「総額方式等適用年度」を「適用年度」に、「、当該分割法人等の当該」を「は、 おける同項の売上金額に」に、「の売上金額」を「に係る売上金額」に、「とき)」を「ときを含む。)」 を「又は第四項」に、「、当該総額方式等適用年度」を「、当該適用年度」に、「計算に」を「計算に 始の日」を「分割連結事業年度等の開始の日」に改め、同条第二十三項中「、第三項又は第七項」 度を除く。」を「連結事業年度等(」に、「分割連結事業年度」」を「分割連結事業年度等」」に、「分割連 法人、現物出資法人又は現物分配法人の連結事業年度開始の日である場合における当該連結事業年 設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の連結事業年度とみなした場合における当該連結 での各売上調整年度について、当該分割承継法人等の当該売上調整年度」を「(当該分割承継法人等 いう。)については」に、「当該売上調整年度」を「当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度」 と」を「調整対象年度ごと」に、「売上調整年度に係る」を「各調整対象年度に係る」に、「と次に」 整年度及び当該分割承継法人等の第二号に規定する各調整対象年度」に、「、当該各号」を「、次の に、「及び分割承継法人等の次の各号に規定する各売上調整年度」を「の第一号に規定する各売上調 業年度を含む。 未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の 。 口において 「調整対象年度」という。) については、当該分割承継法人等の当該各

> の九・九」に、「○・一」を「○・一七五」に改め、同号イに次のように加える。 九」を「百分の九・九」に改め、同号イ②中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分 下この項において「比較試験研究費の額」という。)を」に、「百分の五」を「百分の八」に、「百分の において「比較試験研究費の額」という。)が零であるときは、百分の八・五)」を削り、同号イ⑴中 該連結親法人又はその連結子法人の同条第八項第四号に規定する比較試験研究費の額(以下この項 条第八項第七号」を「同条第八項第八号」に改め、「次号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、「(当 項第一号中「(次号」の下に「又は第三号」を加え、同号イ中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同 等に」に改め、同条第二十五項中「、第三項又は第七項」を「又は第四項」に改め、同条第二十七 開始の日」を「分割連結事業年度等の開始の日」に、「分割連結事業年度に」を「分割連結事業年度 を「連結事業年度等(」に、「分割連結事業年度」」を「分割連結事業年度等」」に、「分割連結事業年度 割等の日が当該分割法人等の連結事業年度開始の日である場合における当該連結事業年度を除く。」 いう。)に係る」に、「当該各連結事業年度」を「当該各連結事業年度等」に、「連結事業年度(当該分 割法人等の」の下に「当該分割等の日前に開始した」を加え、「同じ。)の」を「「連結事業年度等」と 調整対象年度ごとに当該各調整対象年度」に改め、同項第三号を削り、同条第二十四項中「係る分 「比較試験研究費の額を」を「法第六十八条の九第八項第四号に規定する比較試験研究費の額(以

当該連結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零である場合(百分の八・

(3)

同号イに次のように加える。 分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に、「○・一」を「○・一七五」に改め、 号イ⑴中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に改め、同号イ⑵中「百 結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零であるときは、百分の八・五)]を削り、 一号」に改め、同号イ中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第七項」に改め、「(当該連 第三十九条の三十九第二十七項第二号中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第三項第 同

(3) 当該連結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零である場合「百分の八・

る金額の合計額」に改め、同号口⑴中「イ⑴に掲げる金額」を「イ⑴及び口⑴に掲げる金額の合計 項」を「第六十八条の九第七項」に、「同項第一号に掲げる金額」を「同項第一号及び第二号に掲げ 条の九第八項第八号」に改め、「口⑴」の下に「及びハ⑴」を加え、同号口中「第六十八条の九第六 十七条の四第十八項第一号及び第六号に掲げる」に、「第六十八条の九第八項第七号」を「第六十八 の九第七項」に改め、同号イ⑴中「第一項に規定する」を「第十七項第一号及び第五号並びに第二 を「第六十八条の九第七項の規定の」に改め、同号イ中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条 第三十九条の三十九第二十七項第六号を削り、同項第五号中「第六十八条の九第六項の規定の」 に改め、同号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ち同項第二号に掲げる金額に達するまでの金額に①に掲げる金額が②に掲げる金額のうちに 額から控除された金額が同項第一号に掲げる金額を超える場合のその超える部分の金額のう 法第六十八条の九第七項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税

(1) 占める割合を乗じて計算した金額 の額に算入される第十七項第二号及び第七号に掲げる試験研究に係る特別試験研究費の額 当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係る⑴に掲げる金額の合計 当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金

項」に改め、「受けた場合」の下に「(第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。)」を加え、同号イ (第一号に係る部分に限る。)」を「第六十八条の九第五項第一号」に、「同条第三項」を 第三十九条の三十九第二十七項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「第六十八条の九第四 「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第七項」に改め、「(当該中小連結親法人又はその 「同条第四

(号外特第 5 号)

げ 連 る場合以外の」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。 結子法人の比較試験研究費の額が零であるときは、百分の十二)」を削り、同号イ⑴中「百分の五」 「百分の八」に改め、同号イ②中「個別増減試験研究費割合が百分の五以下である」を 「(1) に掲

た金額にイに掲げる金額が口に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額 た場合 同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除され 法第六十八条の九第六項第一号の規定により読み替えられた同条第四項の規定の適用を受け

定の適用を受ける場合における当該中小連結親法人又はその連結子法人の特別試験研究費対額に算入される試験研究費の額から当該連結事業年度において法第六十八条の九第七項の規- 中小連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の 象金額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算 した金額

該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合とを合計し た割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合) (当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に○・五を乗じて計算した割合(当 個別試験研究費割合が百分の十を超える場合 百分の十二と百分の十二に控除割増率

口 当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合 ①に掲げる場合以外の場合 百分の十二

(1)

のうちに占める割合を乗じて計算した金額 度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる金額が口に掲げる金額 より読み替えられた同条第四項の規定の適用を受けた場合 同項の規定により当該連結事業年 法第六十八条の九第六項第二号の規定により読み替えて適用する同条第五項第一号の規定に

象金額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算 定の適用を受ける場合における当該中小連結親法人又はその連結子法人の特別試験研究費対 額に算入される試験研究費の額から当該連結事業年度において法第六十八条の九第七項の規・中小連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の した金額

対点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該合計した割合が百えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該割合に小合から百分の十を控除した割合に○・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超合から百分の十を控除した割合に○・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超 分の十七を超えるときは百分の十七とする。) 三を乗じて計算した割合を加算した割合と当該割合に控除割増率(当該個別試験研究費割 える場合 百分の十二に当該個別増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に〇・ 個別増減試験研究費割合が百分の八を超え、かつ、個別試験研究費割合が百分の十を超

割合を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨て た割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。) 個別増減試験研究費割合が百分の八を超える場合(①に掲げる場合を除く。) 百分の十 一に当該個別増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に○・三を乗じて計算した

を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じ 百分の十二に控除割増率(当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に○・五 て計算した割合とを合計した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、 個別試験研究費割合が百分の十を超える場合 (①に掲げる場合を除く。) 百分の十二と

①から③までに掲げる場合以外の場合 百分の十二

当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合

条の九第八項第七号」を「第六十八条の九第八項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第 同号イ(1)中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同号イ(2)中「第六十八 に、「同条第八項第七号」を「同条第八項第八号」に、「次号イ」を「次号から第七号まで」に改め、 六十八条の九第四項」に、「この号及び次号」を「第七号まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」 の」に改め、「(次号」の下に「から第七号まで」を加え、同号イ中「第六十八条の九第三項」を「第 二号の次に次の一号を加える。 第三十九条の三十九第二十七項第三号中「第六十八条の九第三項の」を「第六十八条の九第四

た場合 同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除され、法第六十八条の九第三項第二号の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用を受け た金額にイに掲げる金額が口に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した 定の適用を受ける場合における当該連結親法人又はその連結子法人の特別試験研究費対象金 額に算入される試験研究費の額から当該連結事業年度において法第六十八条の九第七項の規 当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の

きはこれを切り捨てた割合とし、当該合計した割合が百分の十四を超えるときは百分の十 を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があると ○・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。) た割合と当該割合に控除割増率(当該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に 増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に○・三を乗じて計算した割合を加算し をいう。以下この項において同じ。)が百分の十を超える場合 百分の九・九に、当該個別 る試験研究費の額の法第六十八条の九第八項第九号に規定する平均売上金額に対する割合 人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入され 個別増減試験研究費割合が百分の八を超え、かつ、個別試験研究費割合(当該連結親

算した割合を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切 り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。) 九・九に、当該個別増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に○・三を乗じて計 個別増減試験研究費割合が百分の八を超える場合(①に掲げる場合を除く。) 百分の

ときは、百分の六。(3)において「割増前割合」という。)と当該割増前割合に控除割増率(当 割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が百分の六未満である 割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合) 割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合とを合計した 該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に○・五を乗じて計算した割合(当該 を超える場合 百分の九・九から、百分の八から当該個別増減試験研究費割合を減算した 個別増減試験研究費割合が百分の八以下であり、かつ、個別試験研究費割合が百分の十

れを切り捨てた割合とし、当該減算した割合が百分の六未満であるときは百分の六とす じて計算した割合を減算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこ 九・九から、百分の八から当該個別増減試験研究費割合を減算した割合に○・一七五を乗 個別増減試験研究費割合が百分の八以下である場合 (3)に掲げる場合を除く。) 百分の

割合が百分の十を超えるときは、 該個別試験研究費割合から百分の十を控除した割合に○・五を乗じて計算した割合(当該 五(個別試験研究費割合が百分の十を超える場合には、百分の八・五と百分の八・五に当 下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)とを合計した割合) 当該連結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零である場合 百分の八・ 百分の十)を乗じて計算した割合

当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合計額

 \Box

定める割合は、 第三十九条の四十一第二項を削り、同条第一項中「ものと」の下に「し、同項に規定する政令で 百分の七十五と」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を

にある連結子法人(資本金の額又は出資金の額が一億円以下のものに限る。)とする。 法人が次に掲げる法人である場合の当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係 法第六十八条の十一第一項に規定する政令で定める中小企業者に該当する連結法人は、 連結親

に掲げる法人以外の法人 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人(イにおいて「判定法人」という。)のうち次

化法第二十三条第一項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその政法人中小企業基盤整備機構(判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強 る法人又は第三十九条の三十九第十一項第一号イ⑴若しくは⑵に掲げる法人をいい、独立行超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超え の所有に属している法人 組合員の出資に係る部分に限る。)及び中小企業投資育成株式会社を除く。ロにおいて同じ。) 数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が一億円を その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。口において同じ。)の総

法人の所有に属している法人 イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大規模

第三十九条の四十一第三項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」二 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

次に次の一項を加える 第三十九条の四十四の三第三項を同条第四項とし、 同条第二項を同条第三項とし、同条第一項

第二項の規定により経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて同項 に規定する主務大臣の確認を受けたものとする。 法第六十八条の十四の三第一項第一号に規定する政令で定めるものは、第二十七条の十一の二

に、「同項第五号の二」を「同項第七号」に改める。 第三十九条の四十五第一項中「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号

第三十九条の四十八第三項第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号中「第六十八条条第四項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。 第三十九条の四十六第一項中「第二十七条の六第一項」を「第二十七条の六第二項」に改め、 同

同項第九号中「第六十八条の十五の八第一項第十二号」を「第六十八条の十五の八第一項第十一号」号中「第六十八条の十五の八第一項第十一号」を「第六十八条の十五の八第一項第十号」に改め、 号」に、「第三十九条の四十四の三第三項」を「第三十九条の四十四の三第四項」に改め、同項第八改め、同項第七号中「第六十八条の十五の八第一項第十号」を「第六十八条の十五の八第一項第九号」を「第六十八条の十五の八第一項第八号」に に改め、同項第十号中「第六十八条の十五の八第一項第十三号」を「第六十八条の十五の八第一項 五号中「第六十八条の十五の八第一項第八号」を「第六十八条の十五の八第一項第七号」に改め、「第六十八条の十五の八第一項第七号」を「第六十八条の十五の八第一項第六号」に改め、同項第 号中「第六十八条の十五の八第一項第十七号の二」を 号中「第六十八条の十五の八第一項第十七号の二」を「第六十八条の十五の八第一項第十七号」に六号又は第十七号」を「第六十八条の十五の八第一項第十五号又は第十六号」に改め、同項第十四 五の八第一項第十三号」に改め、同項第十二号中「第六十八条の十五の八第一項第十五号」を「第 第十二号」に改め、同項第十一号中「第六十八条の十五の八第一項第十四号」を「第六十八条の十 の十五の八第一項第五号」を「第六十八条の十五の八第一項第四号」に改め、同項第三号中「第六 十八条の十五の八第一項第六号」を「第六十八条の十五の八第一項第五号」に改め、同項第四号中 一項第十四号」に改め、同項第十三号中「第六十八条の十五の八第一項第十

3 法第六十八条の十六第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、第二十を「第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の三項を加える。二十八条第六項」を「第二十八条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第七項中「第四号」等三十九条の四十九第一項から第五項までを削り、同条第六項中「第四号」を「第一号」に、「第

八条第三項に規定する海洋運輸業、沿海運輸業及び船舶貸渡業とする。

れるもので、第二十八条第四項の規定により国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものと規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。)又は前項に規定する沿海運輸業の用に供さ項に規定する海洋運輸業の用に供されるもの(船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項にのとして政令で定める船舶は、鋼船(船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。)のうち、前のとして政令で定める船舶は、鋼船(船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。)のうち、前 法第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に資するも

協議して指定するものとする。 するものとして政令で定める船舶は、第二十八条第五項の規定により国土交通大臣が財務大臣と、法第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に著しく資 する。

改め、同項第三号及び第四号を削り、同項を同条第六項とし、 第三十九条の四十九第八項第一号及び第二号中「第二十八条第八項」を 同条第九項中 中「第二項」を「第三項」「第二十八条第六項」に

8 法第六十八条の十六第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の一項を加える。 八項の規定により国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。 第二十八条第

第三十九条の五十二から第三十九条の五十四までを次のように改める。第三十九条の五十一中「二百四十万円」を「四百万円」に改める。

(特定事業継続力強化設備等の特別償却)

である事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び商第三十九条の五十二 法第六十八条の二十第一項に規定する政令で定める連結法人は、連結親法人 店街振興組合とする。

下この項において同じ。)の取得価額(法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定す台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以、法第六十八条の二十第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一 る個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算し 備の取得価額が六十万円以上のものとする。 は一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、 た取得価額をいう。以下この項において同じ。)が百万円以上のものとし、器具及び備品にあつて 建物附属設備にあつては一の建物附属設

(共同利用施設の特別償却)

同利用施設の取得価額(法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額第三十九条の五十三 法第六十八条の二十四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共 を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額を いう。)が二百万円以上のものとする。

第三十九条の五十四 削除

305-1-1、「いた「又は適用除外事業者に該当する連結法人」を加え、同条第六項改め、超える連結子法人」の下に「又は適用除外事業者に該当する連結法人」の下に「(法第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者(以下この条において「適法人」の下に「(法第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者(以下この条において「適法人」の下に「それぞれ」を加え、同号イ中「ある連結親第三十九条の五十六第五項第一号中「には、」の下に「それぞれ」を加え、同号イ中「ある連結親 余卟事業者で該当する重結法人」を加え、同条第八項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六く。)」を加え、同号ロ中「又は当該」を「、当該」に改め、「超える連結子法人」の下に「又は適用に「それぞれ」を加え、同号イ中「ある連結親法人」の下に「(適用除外事業者に該当するものを除 者に該当するものを除く。)」を加え、同号ロ中「又は当該」を「、当該」に改め、超える連結子法第一号中「には、」の下に「それぞれ」を加え、同号イ中「ある連結親法人」の下に「(適用除外事業 除外事業者に該当する連結法人」を加え、 人」の下に「又は適用除外事業者に該当する連結法人」を加え、同条第七項第一号中「には、」の 同条第八項中 「第六十八条の九第六項第四号」 下

第三十九条の五十八の見出しを「(医療用機器等の特別償却)」に改め、同条第一項中 第三項において同じ。)の」に改め、「いう」の下に「。第三項において同じ」を加え、同条に次 つ の」を

- 機械及び装置を含む。次項において同じ。)にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上の 法第六十八条の二十九第二項に規定する政令で定める規模のものは、器具及び備品 (医療用
- ものとし、ソフトウエアにあつては一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものとする。 れたものに限る。)とする。 等勤務時間短縮計画に記載されたもの(次に掲げる要件の全てを満たす場合における当該記載さ 結子法人が取得し、又は製作するもの の十第五項に規定する特定ソフトウエアのうち、同条第四項に規定する医師等勤務時間短縮計画 法第六十八条の二十九第二項に規定する政令で定めるものは、器具及び備品並びに第二十八条 (以下この項において「医師等勤務時間短縮計画」という。)に基づき当該連結親法人又はその連 (第一号において「計画設備等」という。)として当該医師
- 厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が第二十八条の十第四項第一号の規定により
- 結事業年度の連結確定申告書等に添付すること。 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第六十八条の二十九第二項の規定の適用を受ける連
- り証明がされたものとする。 八条の二十九第三項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に添付することによ ものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類を法第六十 る協議の場における協議に基づく同項に規定する病床の機能区分に応じた病床数の増加に資する の十第六項各号に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る同項に規定す おいて医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち第二十八条 法第六十八条の二十九第三項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する構想区域等内に

条の三十五第三項第一号」を「第六十八条の三十五第三項」 三項中「又は構築物」を削り、同条第四項中「又は構築物」を削り、[第二十九条の五第四項]を[第 十八条の三十五第三項第一号」を「第六十八条の三十五第三項」に改め、同条第二項中「第六十八 一十九条の五第三項」に改める。 第三十九条の六十四の見出しを「(特定都市再生建築物の割増償却)」に改め、同条第一項中「第六 に、「同号」を「同項」に改め、同条第

までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。 第三十九条の六十九第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、 同項第三号から第七号

第六十八条の三十五の規定 によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法一所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第六十九条第五項の規定

同号の次に次の一号を加える 同号を同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、 項第五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十四号」 を同項第二号とし、同項第四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第三号とし、同 第三十九条の六十九第三項第二号を削り、同項第三号中「第十一号」を「第十号」に改め、 「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十四号」に改め、 同号

の三十五の規定 るものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条 いて「平成三十一年改正法」という。)附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有す 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下この号及び第十六号にお

> 十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。 第三十九条の六十九第三項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号から第

第三十九条の七十一第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号 十六 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされ る平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。 によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法善所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第六十九条第五項の規定

併親法人」に、「法人。」を「合併親法人。」に改め、同条第十二項中 第三十九条の七十二第十項中「全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人」を「合 第六十八条の三十五の規定 「全部を保有する関係として政令

第三十九条の七十二の二を削る。

で定める関係がある法人」を「分割承継親法人」に改める。

に改める。 中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「百分の五」を「百分の六」 第十九項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第二十項 十五項第四号中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、 条第五項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第二号中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第第三十九条の八十三第一項、第三項第八号及び第四項中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同

第三十九条の八十六の見出し中「中小連結法人」を「中小連結法人等」に改める

に、「第三十四条第四項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項第二号中「被合併法人以外の条の六十一第一項の規定(法第五十八条第一項の規定を含む。)の適用を受けなかつた」を「がある」 に、「最後の事業年度」を「事業年度のうち、その終了の日が最も遅いもの」に、「につき法第六十八が」を「被合併法人の」に、「のうち法」を「で法」に、「最後の連結事業年度」を「連結事業年度」 結事業年度 格合併に係る合併法人」に、「合併連結事業年度において法第六十八条の六十一第一項の規定」を「連 間内の日を含む連結事業年度(」に、「につき法第五十八条第一項の規定(法第六十八条の六十一 の終了の日が最も遅いもの」に、「当該期間内の日を含む」を「その」に、「連結事業年度(」を 法」に、「最後の事業年度」を「事業年度」に、「最後の連結事業年度」を「連結事業年度のうち、そ 被合併法人」を「場合以外の場合」に、「被合併法人が」を「被合併法人の」に、「のうち法」を「で る。)」を「被合併法人の適格合併の日の前日が連結事業年度終了の日である場合」に、「被合併法人 二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に係る連結子法人に限 人(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の 合併法人の」を「場合の」に改め、同項第一号中「連結親法人又は連結子法人に該当する被合併法 超えるときは、その超える部分の金額)を控除した」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「被 る合計額に当該未処理採掘損失金額に相当する金額を加算した金額が同項第二号に掲げる合計額を 額に相当する金額(前項に規定する不適用連結事業年度等がある場合において、同項第一号に掲げ 号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「当該採掘所得金額から当該未処理採掘損失金 る」を加え、同条第四項中「(以下この項において「合併連結事業年度」という。)」を削り、「次の各 中「不適用連結事業年度等の」の下に「この項及び次項の規定を適用しないで計算した場合におけ 定(法第五十八条第一項の規定を含む。)の適用を受けなかつた」を「がある」に改め、同項第二号 結事業年度開始の日の前日までの」を「前日までの」に、「につき法第六十八条の六十一第一項の規 ち法」を「で法」に、「最後の事業年度」を「事業年度のうち、その終了の日が最も遅いもの」に、「連 に、「最後の連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日の」を「連結事業年度又は当該」に、「のう 一項の規定を含む。)の適用を受けなかつた」を「がある」に改め、同条第六項中「合併法人」を 第三十九条の八十八第三項中「連結子法人が、」を「連結子法人の」に、「のうち同項」を「で同項」 (当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年 期

第十二項において準用する同条第五項」と読み替える」に改める。は「海外採掘所得金額」と、」に、「読み替える」を「、「第三十四条第五項」とあるのは「第三十四条男」とあるのは「同条第十二項において準用する同条第四項第二号」と、「採掘所得金額」とあるの 三十四条第十二項において準用する同条第四項第一号」と、「採掘所得金額」とあるのは「海外採掘五十八条第一項」とあるのは「第五十八条第二項」と、「第三十四条第四項第一号」とあるのは「第第五十八条第一項」とあるのは「第三十四条第十二項において準用する同条第四項第二号」と、第四項」に、「「法号」とあるのは「第三十四条第十二項において準用する同条第四項第二号」と、第四項」に、「「法 条第十二項において準用する同条第四項第一号」と」を加え、「第四項」を「「第三十四条第四項第二あるのは「」に改め、「「第十項」と」の下に「、「第三十四条第四項第一号」とあるのは「第三十四 り、同条第十一項中「中「法第五十八条第一項」とあるのは「法」を「中「第五十八条第一項」との四十」に改め、同項第四号中「発行済株式等」の下に「に係る議決権」を加え、「又は総額」を削 業年度」という」を、「ついては」の下に「、当該合併連結事業年度等の開始の日から当該調整対象の適格合併」を「当該適格合併」に改め、「限る」の下に「。以下この項において「調整対象連結事 この項において「合併事業年度」という。)において法第五十八条第一項の規定の適用を受けなかつ 所得金額」と、「同条第四項第二号」とあるのは「同条第十二項において準用する同条第四項第二号」 の下に「に係る議決権」を加え、「又は総額」を削り、同条第九項第三号中「百分の三十」を「百分 「いう。」の下に「に係る議決権」を加え、「若しくは総額」を削り、同条第八項中「発行済株式等」含む。)に相当する金額を」に改め、「採掘損失金額と」の下に「、それぞれ」を加え、同条第七項中額(合併事業年度不適用の場合には、」を「未処理採掘損失金額(」に、「)に相当する金額は」を「を 度等でないものに限る。)を第三項に規定する不適用連結事業年度等と」を加え、「未処理採掘損失金 年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、第三項に規定する不適用連結事業年 事業年度(合併事業年度不適用の場合には、当該合併事業年度)」を「合併連結事業年度等」に、「そ た場合(以下この項において「合併事業年度不適用の場合」という。)を含む。)」を削り、「合併連結 に改め、「(当該連結親法人又はその連結子法人が第三十四条第五項に規定する合併事業年度(以下 と、同項第二号中 連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度(当該期間内の日を含む事業 号」とあるのは「第三十四条第十二項において準用する同条第四項第一号」と、「同条第四項第二 [定(当該合併連結事業年度等が連結事業年度に該当しない場合には、法第五十八条第一項の規定)] 以下この項において「合併連結事業年度等」という。)において法第六十八条の六十一第一項の 「第五十八条第一項」とあるのは「第五十八条第二項」と、「第三十四条第四項第

四第三十九項第一号」に改める。三十六項」に改める。「同条第三十九項第一号」を「第三十八条の四第三十九項」に改め、同条第十三項第一号中「第三十八条の四第三十五項」を「第三十八条の四第三十二項」を「第三十八条の四第三十三項」に、「第三十九条の九十七第十項中「第三十八条の四第三十二項」を「第三十八条の四第三十三項」に、

第三十九条の百十第二項第一号イ中「同条第六号に規定する」及び「同条第十三号に規定する」「第五条第一項第七号」に改める。 第三十九条の百一第四項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第四号中「第五条第一項第六号」を

第三十九条の百十二第五項ただし書及び第六項ただし書中「の割合」の下に「(その必要な調整をを削る。

額の合計額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的利益(これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。)が生ずることが予測される期間内へ 国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為によるへ 国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による

287

項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。 条の八十八第八項」を「第六十八条の八十八第十二項」に改め、同項第七号を同項第八号とし、 法を用いることができない場合に限り、用いることができる。)」に改め、同項第一号中「第六十八 しくは第七号に掲げる方法 (第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる方法に限る。)と同等の方 る。)と同等の方法は、第一号に掲げる方法又は第二号から第五号までに掲げる方法と同等の方法若 六号に掲げる方法と同等の方法及び第七号に掲げる方法(第六号に掲げる方法に準ずる方法に限 とができる。)とし、」に、「又は第七号に掲げる方法」を「に掲げる方法又は第八号に掲げる方法(第 から第五号までに掲げる方法に準ずる方法に限る。)を用いることができない場合に限り、 法に準ずる方法に限る。)は、第一号から第五号までに掲げる方法又は第七号に掲げる方法 (第二号 号」を「第七号」に、「とし、」を「(第六号に掲げる方法及び第七号に掲げる方法(第六号に掲げる方 十三項中「第六十八条の八十八第八項第二号」を「第六十八条の八十八第十二項第二号」に、「第六 の八十八第十三項」を「第六十八条の八十八第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第 六十八条の八十八第三十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「第六十八条 項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第六十八条の八十八第二十六項」を「第 八十八第二十六項」を「第六十八条の八十八第三十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第三十二 第三十九条の百十二第十八項を同条第二十四項とし、 第五項若しくは第十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第六十八条の 一同条第十七項中「若しくは第五 用いるこ 一項」を 同

該国外関連取引の対価の額とする方法 国外関連取引の対価の額とする方法 国外関連取引の対価の額とする方法 国外関連取引の対価の額とする方法 明知資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもつて当期的資産の販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率をのき含む。以下この号において同じ。)が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率をの当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率をの当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率をの当該利益の額とする方法 国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に国税庁の当該職員、連結親法人の納税地国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に国税庁の当該職員、連結親法人の納税地国外関連取引の対価の額とする方法

項の次に次の六項を加える。第一号」を「第六十八条の八十八第十二項第一号」を「第六十八条の八十八第十二項第一号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第六十八条の八十八第八項第三十九条の百十二第十三項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第六十八条の八十八第八項

2 法第六十八条の八十八第七項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その2 法第六十八条の八十八第七項第二号に規定する政令で定める資産の談渡若しくは貸付け(資産に2 法第六十八条の八十八第七項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その

有形資産(次号に掲げるものを除く。)

バティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産 一 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリ

う。以下この項において同じ。)に係る同条第一項に規定する独立企業間価格を当該無形資産国外の設定その他他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引をい使用されるものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡若しくは貸付け(無形資産に係る権利(年)の行為を含む。)以下の間で行う無形資産の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために係る国外関連者との間で行う無形資産国外関連取引(国外関連取引のうち、無形資産(同条第七、法第六十八条の八十八第八項に規定する政令で定める無形資産は、連結法人が当該連結法人に

額として当該無形資産国外関連取引を行つた時に予測される金額を基礎として算定するもので、 していると認められるものとする。 該無形資産国外関連取引を行つた時に予測されるものに限る。)の内容が著しく不確実な要素を有 当該無形資産に係る当該金額その他の当該独立企業間価格を算定するための前提となる事項(当 以下この項において同じ。)が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の 関連取引を行つた時に当該無形資産の使用その他の行為による利益(これに準ずるものを含む。

- 法第六十八条の八十八第八項に規定する政令で定める要件は、 次に掲げる要件とする。
- に基づいて計算されたものであること。 法第六十八条の八十八第八項の特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的な事実
- 通常用いられる方法により計算されたものであること
- 額を支払う場合には第二号に掲げる場合とする。 無形資産国外関連取引の対価の額の支払を受ける場合には第一号に掲げる場合とし、 法第六十八条の八十八第八項に規定する政令で定める場合は、同項の連結法人が、 当該対価の 同項の特定
- らば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額が当該特定無形資産国外関連取引 の対価の額に百分の百二十を乗じて計算した金額を超えない場合 当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十八条の八十八第八項本文の規定を適用したな
- らば同条第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額が当該特定無形資産国外関連取引 の対価の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合 当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十八条の八十八第八項本文の規定を適用したな
- 16 法第六十八条の八十八第九項第二号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 な事実に基づいて計算されたものであること。 法第六十八条の八十八第九項第二号の特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的
- 通常用いられる方法により計算されたものであること。

官

- 17 下この項において同じ。)の対価の額の支払を受ける場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価 該特定無形資産国外関連取引を行つた時に予測された金額を基礎として算定したものに限る。以 において同じ。)が生ずることが予測された期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当 下この項において同じ。)の使用その他の行為による利益(これに準ずるものを含む。以下この項 特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産(同条第八項に規定する特定無形資産をいう。以 無形資産国外関連取引(その対価の額につき、当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該 法第六十八条の八十八第十項に規定する政令で定める場合は、 額を支払う場合には第二号に掲げる場合とする。 同項の連結法人が、 同項の特定
- の額に百分の百二十を乗じて計算した金額を超えない場合 いて当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益 産の使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産国外関連取引を行つた時にお 定期間をいう。以下この項において同じ。)に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資 当該特定無形資産国外関連取引に係る判定期間(法第六十八条の八十八第十項に規定する判
- 時において当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測され た利益の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下回らない場合 無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額が当該特定無形資産国外関連取引を行つた 当該特定無形資産国外関連取引に係る判定期間に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定

条の八十八第二十八項第一号」に改め、同項第三号中「第六十八条の八十八第二十二項第三号」 「第六十八条の八十八第二十八項第三号」 に改める 第三十九条の百十二の二第一項第一号中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八 を

第三章第二十六節の節名を次のように改める。

三章第二十六節第二款の款名を次のように改める。 第二十六節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例

第二款

連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例

に、この、同項第一号及び第二号を次のように改める。「の、同条第三項中「第六十八条の八十九の二第二項に」を「第六十八条の八十九の二第二項に」を「第六十八条の八十九の二第二項第二号」に改の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を減算した」に改め、の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を減算した」に改め、 金の額に算入される金額を加算した」に、「第六十八条の八十九の二第八項」を「第六十八条の八十以下この項において同じ。)に分配すべき利益の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損 のに適用される場合を除く。)、」、、第八十一条の七第一項」及び「第二十三条の二、」を削り、関連との間に連結完全支配関係があつた他の内国法人から受ける配当等の額として財務省令で定めるも 九の二第七項」に、「を減算した」を「及び匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失 項において同じ。)により匿名組合員(第三十九条の十三の二第一項に規定する匿名組合員をいう。 者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に、「金額及び」を「金額、」に、「を加算した」 第一項に規定する配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の計算期間を通じて当該連結法人 六十八条の九十三の三第三項」の下に「及び第六項」を加え、「第八十一条の四(配当等の額(同条 「及び匿名組合契約等(第三十九条の十三の二第一項に規定する匿名組合契約等をいう。以下この 第三十九条の百十三の二の見出しを削り、同条第一項中「第六十八条の九十一第三項」 を

払う当該債務の保証料 連結法人に対して資金を供与したと認められる場合において、当該連結法人が当該関連者に支 条において同じ。)に対して当該連結法人の債務の保証をすることにより、当該非関連者が当該 う。以下この条において同じ。)が非関連者(同項第五号に規定する非関連者をいう。以下この 当該連結法人に係る関連者(法第六十八条の八十九の二第二項第四号に規定する関連者をい

められる場合において、当該連結法人が当該関連者に支払う貸付債券の使用料若しくは当該債で貸し付けられることにより、当該他の非関連者が当該連結法人に対して資金を供与したと認付債券貸借取引(法第六十六条の五第五項第八号に規定する現金担保付債券貸借取引をいう。)で譲渡され、又は現金担保先取引(法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引をいう。)で譲渡され、又は現金担保 以下この号において「貸付債券」という。)が、他の非関連者に、担保として提供され、 法人の債務の保証をすることにより、非関連者から当該連結法人に貸し付けられた債券を含む。 当該連結法人に係る関連者から当該連結法人に貸し付けられた債券(当該関連者が当該連結 債券現

十五項」に改め、同項第一号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額(法第六十八条六十八条の八十九の二第七項」に、「連結事業年度(以下第二十一項」を「連結事業年度(以下第二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第六十八条の八十九の二第八項」を「第十四項とし、同条第十九項中「第六十八条の八十九の二第八項」を「第六十八条の八十九の二第七 第七項」を「第六十八条の八十九の二第六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項 | 「「「「「」」」」」。 | 「「」」」 | 「「」」」 | 「「」」」 | 「「」」」 | 「「」」」 | 「「」」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」 | 「」」 | 「」」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | の八十九の二第二項第一号に規定する対象支払利子等の額をいう。次号及び第二十六項において同 二項第二号及び第二十三項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二 同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第十八項第二号及び第十九項第二号」を「第二十 を「同条第七項」に改め、同項各号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に改め、 法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入)」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第二十 条の八十九の二第一項」の下に「(連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例)」を加え、「(連結 十八項とし、同条第二十三項中「同条第八項」を「同条第七項」に改め、「租税特別措置法第六十八第三十九条の百十三の二第二十四項中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二務の保証料又は当該非関連者に支払う貸付債券の使用料 二項中「第六十八条の八十九の二第九項」を「第六十八条の八十九の二第八項」に、「同条第八項」 「第六十八条の八十九の二第三項」を 「第六十八条の八十九の二第二項第六号」に、「受取利子等

る関連者等」を「係る関連者」に、「「国内関連者等」を「「国内関連者」に、「各国内関連者等」を「各(同項」を「受取利子等(同項第七号」に、「第五項」を「第八項」に、「第六項」を「第九項」に、「係 の額をいう。第十八項及び第二十二項において同じ。)の合計額」を「法第六十八条の八十九の二第 を「第八項の規定により計算した」に、「関連者支払利子等の額(同項に規定する関連者支払利子等 者」に改め、「法第六十八条の八十九の二第二項に規定する」を削り、「同項に規定する政令で定める」 一項に規定する対象支払利子等合計額」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を 内関連者」に、「非国内関連者等」を「非国内関連者」に、「他の国内関連者等」を「他の国内関連

価証券に係る同項に規定する調整差益その他経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるものとす うちに含まれる利息に相当する金額、法人税法施行令第百三十九条の二第一項に規定する償還有 取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡しを行つたことにより受けるべき対価の額の で定めるものは、支払を受ける手形の割引料、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース 法第六十八条の八十九の二第二項第七号に規定する支払を受ける利子に準ずるものとして政令

(号外特第 5 号)

十八条の八十九の二第二項第四号」に、「第十二項まで」を「この条」に改め、同項を同条第十三項同条第九項を同条第十四項とし、同条第八項中「第六十八条の八十九の二第二項第一号」を「第六 を「第六十八条の八十九の二第二項第四号に規定する個人が」に改め、同項を同条第十五項とし、 項を同条第十八項とし、同条第十三項を削り、同条第十二項を同条第十七項とし、同条第十一項を 条第十六項とし、同条第十項中「第六十八条の八十九の二第二項第一号に規定する個人が当該」 第三十九条の百十三の二第十五項を削り、同条第十四項中「関連者等」を「関連者」に改め、同 同条第七項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 において、当該債券を取得した者の全部が第三十九条の十三の二第十二項に規定する判定対象取法第六十八条の八十九の二第二項第三号ホに規定する政令で定める債券は、債券を発行した日 得者及び同項各号に掲げる者である場合の当該債券とする。

額は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。 法第六十八条の八十九の二第二項第三号ホ(2)に規定する政令で定めるところにより計算した金 国内において発行された債券 特定債券利子等 (法第六十八条の八十九の二第二項第三号ホ

に規定する特定債券利子等をいう。次号において同じ。)の額の合計額の百分の九十五に相当す

官

支払利子等をいう。)」を削り、「関連者等(同項に規定する関連者等をいう。以下この条において同条の八十九の二第二項」を「第六十八条の八十九の二第二項第三号イ」に改め、「(同項に規定する じ。)が」を「者が」に改め、同項を同条第六項とし、 第三十九条の百十三の二第六項を同条第九項とし、同条第五項を削り、同条第四項中 二 国外において発行された債券 特定債券利子等の額の合計額の百分の二十五に相当する金額 同項の次に次の二項を加える。 「第六十八

次項及び第九項において同じ。)に係る支払利子等とする。 定債券現先取引等(第三十九条の十三の二第八項に規定する除外対象特定債券現先取引等をいう。 法第六十八条の八十九の二第二項第三号二に規定する政令で定める支払利子等は、除外対象特

じ。)で除して得た割合を乗じて計算した金額とする。 負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額をいう。次項において同 高を当該除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高(当該連結事業年度の当該現先取引等に係る支払利子等の額に、当該除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残 法第六十八条の八十九の二第二項第三号二に規定する政令で定める金額は、除外対象特定債券

第三十九条の百十三の二第三項の次に次の二項を加える。

る支払利子等(同項第二号に規定する支払利子等をいう。以下この条において同じ。)があつたと 関連者(当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該連結法人から受け した場合に当該支払利子等が当該関連者の課税対象所得(同項第三号イに規定する課税対象所得 法第六十八条の八十九の二第二項第三号に規定する政令で定める場合は、当該連結法人に係る

> 法人に対して資金を供与したと認められる場合とする。 から受ける支払利子等が当該非関連者の課税対象所得に含まれるものに限る。)を通じて当該連 をいう。以下この項及び次項において同じ。)に含まれるものを除く。)が非関連者(当該連結法人

に改める。 いて生じた連結超過利子個別帰属額(法第六十八条の八十九の三第六項に規定する連結超過利子個第一号中「における関連者支払利子等の額」を「開始の日前七年以内に開始した連結事業年度にお 改め、同条第九項中「第六十八条の八十九の三第七項」を「第六十八条の八十九の三第六項」に改同条第七項第二号ロ中「第六十八条の八十九の三第七項」を「第六十八条の八十九の三第六項」に 同条第十五項中「連結超過利子額の損金算入」を「連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例」 を「開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において生じた連結超過利子個別帰属額」に改め、 別帰属額をいう。次号において同じ。)」に改め、同項第二号中「における関連者支払利子等の額」 中「第六十八条の八十九の三第七項」を「第六十八条の八十九の三第六項」に改め、同条第十一項 利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「前条第十八項第二号」を「前条第二十二項第二号」に、 号」に、「以下この項、」を「次号及び」に改め、「及び第十一項」を削り、 同項第二号中「関連者支払 象支払利子等の額」に、「第六十八条の八十九の二第二項」を「第六十八条の八十九の二第二項第一 一項」に改め、同条第四項中「法第六十八条の八十九の三第三項第三号」を「同項第三号」に改め、 「同条第二十一項」を「同条第二十五項」に改め、同条第二項中「前条第十八項」を「前条第二十 第三十九条の百十三の三の見出しを削り、同条第一項第一号中「関連者支払利子等の額」を「対 る債権 (当該連結法人から受ける支払利子等に係るものに限る。)に係る経済的利益を受ける権利 転されることがあらかじめ定まつている場合における当該非関連者に対する支払利子等とする。 たとした場合に当該支払利子等が当該他の非関連者の課税対象所得に含まれるものを除く。) に移 が財務省令で定める契約その他により他の非関連者(当該連結法人から受ける支払利子等があつ 該連結法人から受ける支払利子等が当該非関連者の課税対象所得に含まれるものに限る。)が有す 同項各号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に改め、同条第十項第二号ロ 法第六十八条の八十九の二第二項第三号に規定する政令で定める支払利子等は、非関連者(当

は間接に保有されている外国関係会社で同法」に改め、「要件」の下に「の全て」を加え、同号イ中のに限る。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)によつてその発行済株式等の全部を直接又 る。) 及び当該一の連結法人との間に第三十九条の十七第四項に規定する特定資本関係のある内国法 を主たる事業とするもの又は保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するものに限 又は間接に保有されている外国関係会社で保険業法」を「一の連結法人等(一の連結法人(保険業 人(保険業を主たる事業とするもの又は同法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するも 第三十九条の百十四の二第一項第一号中「一の連結法人によつてその発行済株式等の全部を直 第三十九条の百十四第二項第一号イ中「次条第十五項」を「次条第二十七項」に改める。

業務の全てに従事していること。 は使用人がその本店所在地国において保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる その役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この節において同じ。)又

「一の連結法人」を「一の連結法人等」に改め、同号に次のように加える。

加える。 からない)」を加え、同号イ中「一の連結法人」を「一の連結法人等」に改め、同号に次のように業に関する業務を委託するものとして申請又は届出をされた者で次に掲げる要件の全てを満たすも業に関する業務を 申請をする際又は当該法令の規定により保険業を営むために必要な事項の届出をする際にその保険 には、当該他の特定保険委託者が当該法令の規定によりその本店所在地国において保険業の免許の に「(その申請又は届出をされた者が当該一の連結法人等に係る他の特定保険委託者に該当する場合 イにおいて同じ。)」を「一の連結法人等」に改め、「要件」の下に「の全て」を、「満たすもの」の下 第三十九条の百十四の二第一項第二号中「一の連結法人(保険業を主たる事業とするものに限る。

と認められる業務の全てに従事していること。 その役員又は使用人がその本店所在地国において保険業を的確に遂行するために通常必要

同条第十九項を削り、同条第十八項中「第十六項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同項を を削り、同項第四号中「第十六項各号」を 同条第三十項とし、同条第十七項を同条第二十九項とし、同条第十六項第五号を次のように改める。 第三十九条の百十四の二第二十一項を同条第三十二項とし、同条第二十項中「第十二項」を「第 合計額の占める割合が百分の五十を超える場合 保険業 当該各事業年度の収入保険料 (ハに掲げる金額を含む。)のうちに次に掲げる金額の | 同項第一号中「(不動産の上に存する権利を含む。以下この号において同じ。) | 「第二十八項各号」に改め、同項を同条第三十一項とし、

する保険に係る収入保険料に限る。) には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的と 関連者以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合

(号外特第 5 号)

- 当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から収入する収入保険料 険料(次に掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。) 及び特定保険受託者に該 当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者から収入する収入保 (次に掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。) 特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は
- (1) 者との間で行われる再保険であること。 は特定保険委託者と当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託 特定保険委託者と当該特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険又
- る事務所を有する法人に限る。)を被保険者とする保険に係るものの占める割合が百分の九 国関係会社の本店所在地国と同一の国又は地域に住所を有する個人又は本店若しくは主た 十五以上であること 再保険の引受けに係る保険に係る収入保険料の合計額のうちに関連者以外の者(当該外
- (3)収益性の向上に資することとなると認められること。 の効率的な使用と収益性の向上に資することとなると認められ、特定保険委託者と当該特 あつては当該再保険を行うことにより当該特定保険委託者及び当該特定保険受託者の資本 にあつては当該再保険を行うことによりこれらの特定保険委託者の資本の効率的な使用と 定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者との間で行われる再保険 特定保険委託者と当該特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険に
- 業務に係る対価として当該特定保険委託者から支払を受ける手数料の額 する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から受託した保険業に関する 価として当該特定保険外国子会社等から支払を受ける手数料の額及び特定保険受託者に該当 等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議その他の業務に係る対 特定保険協議者に該当する外国関係会社が当該特定保険協議者に係る特定保険外国子会社

繰り下げ、同条第四項を同条第十一項とし、同項の次に次の五項を加える。 の節において同じ。)」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第五項から第七項までを十二項ずつ 条第二十一項とし、同条第八項第二号中「法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。 ずつ繰り下げ、同条第九項中「第一項及び」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同 第三十九条の百十四の二第十六項を同条第二十八項とし、同条第十項から第十五項までを十二項 以下こ

号ハ(1)の外国関係会社に係る第二十七項各号に掲げる者とする。 して行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と読み替えた場合における同条第二項第一 同項第三号から第六号までの規定中 るのを「外国関係会社」と、「同条第一項各号」とあるのを「法第六十八条の九十第一項各号」と、 二号中 「法第六十八条の九十第二項第三号ハ⑴に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあ 法第六十八条の九十第二項第二号ハ⑴に規定する政令で定める者は、第二十七項第一号及び第 「法第六十八条の九十第二項第三号ハ⑴に掲げる事業を主と

- 13 法第六十八条の九十第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定める収入保険料は、 次に掲げる収入
- を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。) るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任 外国関係会社に係る関連者以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係
- 収入する収入保険料 (同号口⑴から⑶までに掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに 及び特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者から 該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者から収入する収入保険料 (第二十八項第五号口1)から3)までに掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。) 特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は当
- 度の収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。 外国関係会社の各事業年度の同号ハ⑴に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事業年 法第六十八条の九十第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、
- 第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。 法第六十八条の九十第二項第二号ハ2)に規定する政令で定める金額は、 第一号に掲げる金額に
- 特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険受託者に係る特定保険委託者に支払う 当該特定保険委託者と特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者に支払う再保険料及び 料(特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は外国関係会社が各事業年度において当該外国関係会社に係る関連者以外の者に支払う再保険 再保険料を含む。)の合計額
- 規定する関連者等収入保険料をいう。次項において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対 外国関係会社の各事業年度の関連者等収入保険料(法第六十八条の九十第二項第二号ハ②に
- 第三十九条の百十四の二第三項を同条第十項とし、同条第二項を同条第四項とし、度の関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。 外国関係会社の各事業年度の同号ハ2)に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当該各事業年 法第六十八条の九十第二項第二号ハ②に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、

16

同項の次に次

- 国法人(外国関係会社とその本店所在地国を同じくするものに限る。以下この項において同じ。) ある場合には、その設立の日から当該確定する日まで)継続している場合の当該外国法人とする。 の額の支払義務が確定する日(当該剰余金の配当等の額が法人税法第二十四条第一項に規定する 該外国関係会社が保有しているその議決権のある株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれ の発行済株式等のうちに当該外国関係会社が保有しているその株式等の数若しくは金額の占める 保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする は、外国子会社(同号イ⑶に規定する外国子会社をいう。以下この項において同じ。)の株式等の いて同じ。)以前六月以上(当該外国法人が当該確定する日以前六月以内に設立された外国法人で 事由に係る財務省令で定める剰余金の配当等の額である場合には、同日の前日。 余金の配当等(同条第一項第一号ロに規定する剰余金の配当等をいう。以下この条において同じ。) かが百分の二十五以上であり、かつ、その状態が当該外国関係会社が当該外国法人から受ける剰 割合又は当該外国法人の発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当 法第六十八条の九十第二項第二号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国法人は、 法第六十八条の九十第二項第二号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社 以下この項にお
- 等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。)その他財務省令で定 る収入金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること いて当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の (その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国の法令にお 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める外国子会社から受ける剰余金の配当等の

- 財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。 において同じ。)に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める外国子会社の株式等その他 当該事業年度終了の時における貸借対照表(これに準ずるものを含む。以下この節及び次節
- 号イ⑷に規定する管理支配会社をいう。次項及び第九項において同じ。)とその本店所在地国を同 外国関係会社で政令で定めるものは、当該連結法人に係る他の外国関係会社(管理支配会社(同 係会社をいう。第九項第三号イ⑴ (1)において同じ。) に該当するものとする。 じくするものに限る。) で、部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定する部分対象外国関 法第六十八条の九十第二項第二号イ44に規定する同条第一項各号に掲げる連結法人に係る他の
- 8 省令で定めるものとする。 式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で次に掲げる要件の全てに該当するものその他財務 法第六十八条の九十第二項第二号イ44に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社 特定子会社(同号イ4)に規定する特定子会社をいう。第六号及び第七号において同じ。)の株
- その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によつて行われていること
- 行上欠くことのできない機能を果たしていること。 管理支配会社の行う事業(当該管理支配会社の本店所在地国において行うものに限る。)の
- おいて、管理支配会社の役員又は使用人によつて行われていること。 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、 その本店所在地国に
- その本店所在地国を管理支配会社の本店所在地国と同じくすること、
- 次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること
- るものとされていること。 関係会社の所得(その外国関係会社の属する企業集団の所得を含む。)に対して外国法人税(法 人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この節において同じ。)を課され 口に掲げる外国関係会社以外の外国関係会社(その本店所在地国の法令においてその外国
- П 十第一項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関係会社に該当するものに限る。)の所得とし 外国関係会社 条第十四号に規定する株主等をいう。ロにおいて同じ。)である者の所得として取り扱われる て取り扱われる所得に対して外国法人税を課されるものとされていること。 その本店所在地国の法令において、その外国関係会社の所得がその株主等(法人税法第二 その本店所在地国の法令において、当該株主等である者(法第六十八条の九
- 十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九
- けるその受ける剰余金の配当等の額を除く。) 金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合にお 額の全部又は一部が当該特定子会社の本店所在地国の法令において当該特定子会社の所得の 当該事業年度の特定子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の
- 場合の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係 限るものとし、当該株式等の取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた る関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。) に係る対価の額 第二号ハ⑴に規定する関連者をいう。以下第十五項までにおいて同じ。)以外の者への譲渡に 特定子会社の株式等の譲渡(当該外国関係会社に係る関連者(法第六十八条の九十第二項
- その他財務省令で定める収入金額
- る特定子会社の株式等その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五 を超えていること 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占め

法第六十八条の九十第二項第二号イ(5)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係会社 次に掲げる外国関係会社とする。

9

- 関係会社で次に掲げる要件の全てに該当するもりそうはすら言うです。したる事業とする外国上欠くことのできないものをいう。以下この号において同じ。)の保有を主たる事業とする外国及び第三十一項第一号において同じ。)で、その外国関係会社に係る管理支配会社の事業の遂行及び第三十一項第一号において同じ。)で、その外国関係会社に係る管理支配会社の事業の遂行
- に限る。)の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。 管理支配会社の行う事業(当該管理支配会社の本店所在地国において行うもので不動産業
- 前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。
- 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の
- 特定不動産の貸付け(特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価特定不動産の譲渡に係る対価の額
- その他財務省令で定める収入金額
- める特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超二 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占 えていること。
- 次に掲げる要件の全てに該当するもの ら使用するものをいう。以下この号において同じ。)の保有を主たる事業とする外国関係会社で、 特定不動産(その本店所在地国にある不動産で、その外国関係会社に係る管理支配会社が自
- 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の前項第一号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。
- 特定不動産の譲渡に係る対価の額
- その他財務省令で定める収入金額 特定不動産の貸付け (特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価の額
- める特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占、 えていること。
- 次に掲げる要件の全てに該当する外国関係会社その他財務省令で定める外国関係会社 その主たる事業が次のいずれかに該当すること。
- (1) る要件の全てに該当するものをいう。以下この号において同じ。)の株式等の保有。 特定子会社 (当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、次に掲げ
- が有するその議決権のある株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分の十発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当該外国関係会社のうちに当該外国関係会社が有するその株式等の数若しくは金額の占める割合又はそののうちに当該外国関係会社が有するその株式等の数若しくは金額の占める割合又はその 以上となつていること。 当該外国関係会社の当該事業年度開始の時又は終了の時において、その発行済株式等
- び当該他の外国法人を含む。以下この号において同じ。)の行う当該資源開発等プロジェために通常必要と認められる業務の全てに従事している場合の当該他の外国関係会社及 は使用人がその本店所在地国において共同で資源開発等プロジェクトを的確に遂行する該当するものの役員又は使用人とその本店所在地国を同じくする他の外国法人の役員又 号において同じ。)を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事して その役員又は使用人がその本店所在地国(当該本店所在地国に係る第三十九条の十四 いるものをいい、当該連結法人に係る他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社に 条の十 三第三十一項に規定する水域を含む。)において行う資源開発等プロジェクト 係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地国において、 クトの遂行上欠くことのできない機能を果たしていること 管理支配会社等(法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関 四の三第九項第三号イ⑴⑪に規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この (第三十 0 九

- 資金の調達及び特定子会社に対して行う当該資金の提供 特定不動産(その本店所在地国にある不動産で、資源開発等プロジェクトの遂行上欠く 当該外国関係会社に係る関連者以外の者からの資源開発等プロジェクトの遂行のための
- その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によつて行われていること。 ことのできない機能を果たしているものをいう。以下この号において同じ。)の保有
- 管理支配会社等の行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たし
- 二 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、 において、管理支配会社等の役員又は使用人によつて行われていること。 その本店所在地
- その本店所在地国を管理支配会社等の本店所在地国と同じくすること。
- 前項第五号に掲げる要件に該当すること。

(号外特第 5 号)

- 九十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の
- 受ける剰余金の配当等の額を除く。) 上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその 部が当該特定子会社の本店所在地国の法令において当該特定子会社の所得の金額の計算 特定子会社から受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の額の全部又は
- 関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。) に係る対価の額 の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係る のとし、当該株式等の取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合 特定子会社の株式等の譲渡(当該外国関係会社に係る関連者以外の者への譲渡に限るも
- に限る。チにおいて同じ。)に係る利子の額 特定子会社に対する貸付金(資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできないもの
- 特定不動産の譲渡に係る対価の額
- 特定不動産の貸付け (特定不動産を使用させる行為を含む。)による対価の額
- その他財務省令で定める収入金額

官

- 資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。 める特定子会社の株式等、特定子会社に対する貸付金、特定不動産その他財務省令で定める 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占
- 第三十九条の百十四の二第一項の次に次の二項を加える。
- うものとする。 該一の連結法人等の当該外国関係会社に係る間接保有株式等保有割合とを合計した割合により行 外国法人の株式等の数又は金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。)と当 の一の連結法人等の外国関係会社に係る直接保有株式等保有割合(当該一の連結法人等の有する 前項において、発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、 同項
- とあるのは「外国関係会社」と読み替えるものとする。 象外国関係会社」とあるのは「当該外国関係会社」と、同項第二号中「部分対象外国関係会社」 十四の二第一項第一号に規定する一の連結法人等をいう。次号において同じ。)」と、「当該部分対において同じ。)の株主等」と、「一の連結法人等」とあるのは「一の連結法人等(第三十九条の百 「外国関係会社(法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項用する。この場合において、同条第六項第一号中「部分対象外国関係会社の株主等」とあるのは第三十九条の百十七の三第六項の規定は、前項に規定する間接保有株式等保有割合について準
- 六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下この節において同じ。)を除く」に、「この項」 (3) 山中「前条第十五項第一号」を「前条第二十七項第一号」に改め、同条第二項中「法令(当該) を「この項及び第三十九条の百十七第二項第三号」に、「本店所在地国の法令」という。)の規定」を 第三十九条の百十五第一項第四号中「満たす法人」を「満たす外国法人」に改め、同項第五号ハ 「法令(」に、「法令をいう」を「法令)の規定(企業集団等所得課税規定(第三十九条の十五第

令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、個別計算還付法人所得税額当する規定」の下に「に限る。)」を加え、同項第十五号中「額で」を「額(法人所得税に関する法で」に改め、同項第九号中「本店所在地国の法令の」を「本店所在地国の法令の規定()に改め、「相 団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、個別計算納付法人所得税額(第三十九所在地国の法令の規定」に改め、同項第八号中「額で」を「額(法人所得税に関する法令に企業集 に改める。 る場合の当該法人所得税にあつては、個別計算還付法人所得税額)を」に、「金額」を「金額とする。」 集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては個別計算納付法人所得税額とし、」に、 おいて同じ。))で」に改め、同条第五項第二号中「額(」を「額(法人所得税に関する法令に企業 条の十五第二項第八号に規定する個別計算納付法人所得税額をいう。第五項第二号において同じ。)) 「本店所在地国の法令の規定」という。)」に改め、同項第一号中「本店所在地国の法令」 「、当該」を「当該」に、「額を」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定があ (第三十九条の十五第二項第十五号に規定する個別計算還付法人所得税額をいう。 第五項第二号に を一本店

第三十九条の百十七第二項第二号を次のように改める。

等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額)とする。 税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、 所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課される外国法人税の額 前項の租税の額は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、

十七の二第二項第五号イ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」に第三十九条の百十七第二項第四号中「第三十九条の十七の二第二項第四号イ」を「第三十九条の 同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前号の外国法人税の額は、その本店所在地国の法令の規定により外国関係会社が納付したも 口に定めるものを含まないものとする。 九条の十七の二第二項第三号イ又は口に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ同号イ又は のとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるものを含むものとし、第三十

の百十四の二第十五項第一号」を「第三十九条の百十四の二第二十七項第一号」に改め、同号ハ中項」を「第三十二項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十項第二号ロ中「第三十九条 改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第六十八条の九十第六項第十一号ル」を「第第二十九項中「第六十八条の九十第六項第十一号ル」を「第六十八条の九十第六項第十一号ヲ」に 項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。 び第二十三項」を「第二十四項及び第二十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八 同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十二項及 に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、 二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十九項」を「第二十一項」 を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第十九項」を「第二十一項」に、「第二十一項」を「第改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項 十九項とし、同条第二十六項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「ヌまで」を「ルまで」に 六十八条の九十第六項第十一号ヲ」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二 の三第三十項」を「第三十九条の十七の三第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、 条第十八項」に改め、同条第三十項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に、第三十九条の十七「第三十九条の百十四の二第八項」を「第三十九条の百十四の二第二十項」に、「同条第六項」を「同 第三十九条の百十七の二第一項中「第三十項」を「第三十二項」に改め、同条第二項中「第三十 社の当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した収入保険料(当該収入保険 険料及び解約返戻金の合計額を控除した残額とする 再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した再保 料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した残額)及び 法第六十八条の九十第六項第七号の二イに規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会

18 ら当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金の額の合計額を控除 社の当該事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した支払保険金の額の合計額か 法第六十八条の九十第六項第七号の二口に規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会

号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第八項又は第九項」を め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項を同条第二十同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項第一号中「第二十二項」を「第二十六項」に改 項中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第六項各 「第十項又は第十一項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次 項とし、同条第十六項中「(第四項」を「(第六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五 第三十九条の百十八第二十二項を同条第二十六項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、

集団等所得課税規定がある場合に計算される個別計算外国法人税額が課されるものとされるとき 法第六十八条の九十一第二項に規定する政令で定めるときは、外国法人税に関する法令に企業

(号外特第 5 号)

集団等所得課税規定がある場合に計算される個別計算外国法人税額とする。 法第六十八条の九十一第二項に規定する政令で定める金額は、外国法人税に関する法令に企業

3

個別計算外国法人税額。以下この条において同じ。)」を加え、「第十五項」を「第十九項」に改め、「(外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、 十六項」を「第二十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「外国法人税の額」の下にし、同条第三項中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第 十九条の十八第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項と三項から第五項まで」に改め、同項第三号中「第三十九条の十八第一項から第三項まで」を「第三 第三項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第二号中「第一項から第三項まで」を「第 同条第五項中「第一項から第三項までに」を「第三項から第五項までに」に改め、同項第一号中「(第 九条の百十八第八項又は第九項」を「第三十九条の百十八第十項又は第十一項」に改め、同項を同 同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。 七項」を「(第九項」に、「第三十九条の十八第七項」を「第三十九条の十八第九項」に、「第一項から 第三十九条の百十八第十二項中「第六項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十四項と . 同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第八項又は前項」を「前二項」に、「第三十 同条第九項を同条第十一項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、

規定により計算される外国法人税の額(以下この条において「個別計算外国法人税額」という。) に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税とし、同項に規定する政令で定める金額 法第六十八条の九十一第一項に規定する政令で定める外国法人税は、外国法人税に関する法令 当該企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該外国法人税に関する法令の

べきものとされる期限の日に課されるものとして、この条の規定を適用する。 算外国法人税額に係る外国法人税に関する法令の規定により当該個別計算外国法人税額を納付す 個別計算外国法人税額は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該個別計

第三十九条の百二十の二第五項第四号中「次条第十項」を「次条第十六項」に改める。

十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下この号及び第三十九条の百二 に改め、同項第二号中「額(」を「額(法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定(第三 九項を同条第十五項とし、同条第八項中「第六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項と第三十九条の百二十の三第十一項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第 十の七において同じ。)がある場合の当該法人所得税にあつては第三十九条の十五第二項第八号に規 「第三十九条の二十の三第十一項」を「第三十九条の二十の三第十七項」

> 項において同じ。)」を削り、「第三十九条の百十四の二第四項」を「第三十九条の百十四の二第十一項」に改め、「(法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人をいう。第三項及び第六 条第八項とし、同条第一項中「第三十九条の百十四の二第三項」を「第三十九条の百十四の二第十 あるのは「金額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項を同 第五号中「(ハに掲げる金額を含む。)のうちに次」とあるのは「のうちにイ」と、「金額の合計額」と の百十四の二第十六項第一号」を「第三十九条の百十四の二第二十八項第一号」に、「は、「」を「は 八項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第三十九条の百十四の二第十六項 二第三十一項第二号」に、「第十六項各号」を「第二十八項各号」に、「第十六項第一号」を「第二十 十四の二第三十一項(」に、「第三十九条の百十四の二第二十項第二号」を「第三十九条の百十四 項を同条第十二項とし、同条第五項中「第三十九条の百十四の二第二十項(」を「第三十九条の百 とし、同条第六項中「第九項」を「第十五項」に、「満たす法人」を「満たす外国法人」に改め、同 定する個別計算還付法人所得税額)を」に、「金額」を「金額とする。」に改め、同項を同条第十三項 関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、同項第十五号に規 定する個別計算納付法人所得税額とし、」に、「、当該」を「当該」に、「額を」を 「」に、「第三十九条の百二十の三第三項各号」を「第三十九条の百二十の三第九項各号」と、同項 ○ を「第三十九条の百十四の二第二十八項 ○ に、「第十七項」を「第二十九項」に、「第三十九条 に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の五項を加える。 「額(法人所得税に 0

法人に係る関連者(同号ハ⑴に規定する関連者をいう。以下この項及び第六項第一号において同 場合における同条第二項第三号ハ⑴の外国関係法人に係る第九項各号に掲げる者とする。 う外国関係法人」とあり、及び同号イからハまでの規定中「法第六十八条の九十三の二第二項第 四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」と読み替えた 外国関係法人」とあり、並びに同項第六号中「同条第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行 第五号までの規定中「法第六十八条の九十三の二第二項第四号ハ⑴に掲げる事業を主として行う 法第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ⑴に規定する政令で定める者は、第九項第一号から 法第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定める収入保険料は、 外国関係

連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係じ。)以外の者から収入する収入保険料(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関 る収入保険料に限る。)とする。 法第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した割

事業年度の収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。 合は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ⑴に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各

金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。 法第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ2)に規定する政令で定める金額は、 第一号に掲げる

外国関係法人が各事業年度において当該外国関係法人に係る関連者以外の者に支払う再保険

ハ②に規定する関連者等収入保険料をいう。 次項において同じ。) の合計額の収入保険料の合計 外国関係法人の各事業年度の関連者等収入保険料(法第六十八条の九十三の二第二項第三号

合は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ⑵に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当該各 法第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ⑵に規定する政令で定めるところにより計算した割 額に対する割合

事業年度の関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。

第三十九条の百二十の三に第一項として次の一項を加える。

第三号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国法人について、 定する外国関係法人をいう。以下この条において同じ。)に係る法第六十八条の九十三の二第二項 第三十九条の百十四の二第五項の規定は外国関係法人(法第六十八条の九十三の二第一項に規 第三十九条の百十四

結法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社」とあるのは「管理支配法人等(法「特定子法人」と、同号イ⑴山中「管理支配会社等(法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号イ⑴中「特定子会社」とあるのはと、同項第七号中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第九項第一号及び第二号中と、同項第七号中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第九項第一号及び第二号中 からホまでの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同号ト⑴から⑶まで「当該他の外国関係法人」と、同号イ⑵中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ のは「他の外国関係法人のうち部分対象外国関係法人」と、「当該他の外国関係会社」とあるのは 第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る他の外国関係法 定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、 項に規定する外国関係法人をいう。次項第三号イ⑴⑴において同じ。)」と、同項第六号イ中「特 八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る他の外国関係法人(同 条の九十三の二第二項第三号イ41」と、「特定子会社を」とあるのは「特定子法人を」と、同項第 国関係法人」と、同条第八項中「特定子会社(同号イ⑷」とあるのは「特定子法人(法第六十八 象外国関係会社」とあるのは「部分対象外国関係法人(同条第二項第七号に規定する部分対象外 とあるのは「管理支配法人を」と、「部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定する部分対 ある」と、「他の外国関係会社(管理支配会社(同号イ4)」とあるのは「他の外国関係法人(同項 条第七項中「当該」とあるのは「法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等で 号イ(3)に規定する外国子法人」と、同項各号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同 号イ③に規定する外国子会社」とあるのは「外国子法人(法第六十八条の九十三の二第二項第三 とあるのは「法第六十八条の九十三の二第二項第三号イ③」と、同条第六項中「外国子会社(同 関係法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「同条第一項第一号ロ」 国関係法人について、同条第九項の規定は同号イ(5)に規定する政令で定める要件に該当する外国 で定めるものについて、同条第八項の規定は同号イ⑷に規定する政令で定める要件に該当する外 七項の規定は同号イ44に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る他の外国関係法人で政令 第六項の規定は同号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、同条第 人のうち、部分対象外国関係法人」と、「他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社」とある に規定する外国関係法人をいい、管理支配法人(同条第二項第三号イ⑷」と、「管理支配会社を」 「第六十八条の九十第二項第二号ハ⑴」とあるのは「第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ⑴」 「第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関係会社」とあるのは 号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号ロ中 「第六十

二第二十五項」を「第三十九条の百十七の二第二十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第三十九条の百十七の の二第六項第十一号ヲ」に、「第三十九条の百十七の二第二十九項」を「第三十九条の百十七の二第 の百十七の二第三十項」に、「第六十八条の九十三の二第六項第十一号ル」を「第六十八条の九十三 を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第三十九条の百十七の二第二十八項」を「第三十九条 三項第一号」を「前条第九項第一号」に改め、同条第二十四項中「第七号まで」を「第七号の二ま 条第十九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第 三十一項」に、「同号ル」を「同号ヲ」に改め、同項を同条第二十四項とし、 で」に、「第三十九条の二十の四第二十四項」を「第三十九条の二十の四第二十五項」に改め、同項 三十九条の百十七の二第二十二項及び第二十三項」を「第三十九条の百十七の二第二十四項及び第 二十五項」に、「第十五項」を「第十六項」に、「同条第十九項又は第二十一項」を「同条第二十一項 第三十九条の百二十の四第一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第二項中「第二 及び同号チ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と読み替えるものとする。 「第二十五項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、 同条第八項第二号ロ中「前条第 同項を同条第十九項とし、 同条第十七項中「第三十九条の百十七の二第 同条第二十二項を同条

改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。
「第十九項とし、同条第十三項中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に理を同条第十五項とし、同条第十三項中「第三十九条の百十七の二第十八項」を「第三十九条の百十七の二第二十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項」を「第二十九条の百十七の二第二十一項」を「第十九項」に、「第三十九条の百十七の二第二十一項」を「第十九項」と「第三十九条の百十七の二第二十三項」を「第十九項」と「第三十九条の百十七の二第二十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

する政令で定める金額について、それぞれ準用する。 るときについて、第三十九条の百十八第十七項の規定は法第六十八条の九十三の三第二項に規定7 第三十九条の百十八第十六項の規定は法第六十八条の九十三の三第二項に規定する政令で定め

第三十九条の百二十の七第三項中「第八項及び第九項」を「第十一項及び第十二項」に、「第三十九条の百十八第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加え、の百十八第三項」にで、「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百二十の七第三項中「第八項及び第九項」を「第十一項及び第十二項」に、「第三十九条の百十八条の百二十の七第三項中「第八項及び第九項」を「第十一項及び第十二項」に、「第三十九条の百十八条の百二十の七第三項中「第八項及び第十二項」を「第十一項及び第十二項」に、「第三十九条の百十八条の百二十の七第三項中「第八項及び第十二項」に、「第三十二項」を「第十十元条の百二十の七第三項中「第二項とし、同条第二

る外国法人税及び同項に規定する政令で定める金額について準用する。第三十九条の百十八第一項の規定は、法第六十八条の九十三の三第一項に規定する政令で定め

第三十九条の百二十四の二を削る。

に改め、同条を第三十九条の百二十四の二とする。第三十九条の百二十四の三中「第六十八条の百二の四第一項」を「第六十八条の百二の三第一

項

第三十九条の百二十六第四項中「第六十四条」を「第六十三条」に改める。十九条の百二十四の四とし、第三十九条の百二十四の六を第三十九条の百二十四の五とする。第三十九条の百二十四の四を第三十九条の百二十四の三とし、第三十九条の百二十四の五を第三

第三十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次第二十六項」を「同条第三十二項」に、「第六十八条の八十八第二十六項」を「第六十八条の八十八 条第十九項中」を加え、「第五号」を「第六号」に、「同条第十六項」を「同条第二十二項」に、「同条産国外関連取引に係る法第六十八条の百七の二第一項に規定する損失等の額が過少となる」と、同 独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該連結法人の各連結事業年度の当該連結国無形資産国外関連取引に係る収益の額が過大となる」と、「を支払う」とあるのは「とした額が当該 異なることにより当該連結法人の各連結事業年度の当該連結国外所得金額の計算上当該特定無形資 額が過大となる」と、「を支払う」とあるのは「とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額と 条の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算上当該特定無形資産国外関連取引に係る収益の 引につき同条第八項本文の規定を適用したならば法第六十八条の百七の二第一項に規定する独立企 る損失等の額が過少となる」と、同項各号中「同条第一項」とあるのは「法第六十八条の百七の二 外所得金額の計算上当該特定無形資産国外関連取引に係る法第六十八条の百七の二第一項に規定す の百七の二第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該連結法人の ら第十五項まで及び第二十七項から第三十二項まで」に改め、第三十九条の百十二第十三項中」の 九項まで、第二十一項及び第二十二項」に、「、第九項及び第二十一項から第二十六項まで」を「か の百十二第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項」を「第三十九条の百十二第十三項から第十 業間価格とみなされる金額と異なることにより当該連結法人の各連結事業年度の法人税法第八十一 各連結事業年度の法人税法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算上当該特定 とあるのは「法第六十八条の百七の二第一項」と、同条第十五項中「の支払を受ける」とあるのは 下に「「同条第七項第二号」とあるのは「法第六十八条の百七の二第四項第二号」と、「同条第一項」 「とした額が当該特定無形資産国外関連取引につき同項本文の規定を適用したならば法第六十八条 第三十九条の百二十六の四第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第三十九条 「とした額につき」と、「の支払を受ける」とあるのは「とした額が当該特定無形資産国外関連取一項」と、「対価の額」とあるのは「対価の額とした額」と、同条第十七項中「につき」とあるの 一項を加える。

(号外特第 5 号)

引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対 の他の資産(次に掲げる資産以外の資産に限る。)で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け(資産 価の額とされるべき額があるものとする。 に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。) 又はこれらに類似する取 法第六十八条の百七の二第四項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権そ

有形資産(次号に掲げるものを除く。)

第三十九条の百二十七第一項第三号中「(法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。)」 バティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリ

人」を加え、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改める。 第三十九条の百二十八第二項及び第四項中「ある外国法人」の下に「のうちいずれか一の外国

第三十九条の百三十一に次の一号を加える。

税特別措置法第六十八条の三十五又は第六十八条の四十三の二の規定 七十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第六十九条第五項又は第

削り、同条第五項中「特例対象宅地等(以下この項」の下に「、次項」を加え、「第二十項」を「第 同号ハ中「(平成十三年法律第二十六号)」を削り、同項第二号中「(平成十七年法律第百二十三号)」を |一十四項||に、「同条第六項||を「同条第七項」に改め、 同項ただし書中「並びに法」を「、法」に、 号中「(平成九年法律第百二十三号)」を削り、同号イ中「(昭和三十八年法律第百三十三号)」を削り、 第四十条の二第一項中「第六項及び第十六項」を「第七項及び第十九項」に改め、同条第二項第

> 第二十一項とし、同条第十六項中「貸付事業の」を「貸付事業(次項において「貸付事業」という。) 同条第十八項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項を同条 同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十三項とし、 とし、同条第二十一項中「第四十条の二第二十項」を「第四十条の二第二十四項」に改め、同項を 十二項中「第四十条の二第二十項」を「第四十条の二第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項 象宅地等」という。)の全て」に改め、同項第三号中「又は当該」を「、当該」に、「を取得した」を 特例受贈事業用資産のうち同条第二項第一号イに掲げるものを含む。以下この項において「猶予対 の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた法第七十条の六の八第一項に規定する 掲げるもの(法第七十条の六の九第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 「又は当該猶予対象宅地等を取得した」に改め、同条第二十三項を同条第二十七項とし、同条第二 「の全て」を「並びに法第七十条の六の十第二項第一号に規定する特定事業用資産のうち同号イに において、同項中「第六十九条の四第三項第一号」とあるのは、「第六十九条の四第三項第四号」 第九項の規定は、被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等について準用する。この場合 に、「次項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。 第四十条の二第十五項を同条第十八項とし、同条第七項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、

と読み替えるものとする。

たに事業の用に供された宅地等の相続の開始の時における価額に対する当該事業の用に供されて いたものの当該相続の開始の時における価額の合計額の割合が百分の十五以上である場合におけ は、当該事業の用に供されていた部分に限る。)のうち同条第一項に規定する被相続人等が有して いた次に掲げる資産(当該資産のうちに当該事業の用以外の用に供されていた部分がある場合に る当該事業とする。 法第六十九条の四第三項第一号に規定する政令で定める規模以上の事業は、同号に規定する新

当該宅地等の上に存する建物(その附属設備を含む。)又は構築物

業に係る業務の用に供されていたもの(前号に掲げるものを除く。) 所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産で当該宅地等の上で行われる当該事

四第三項第一号に規定する事業の用に供されていた宅地等を取得し、かつ、その取得の日以後当 たに事業の用に供された宅地等に該当しないものとする。 該宅地等を引き続き同号に規定する事業の用に供していた場合における当該宅地等は、 被相続人が相続開始前三年以内に開始した相続又はその相続に係る遺贈により法第六十九条の 同号の新

第四十条の二第五項の次に次の一項を加える。

地等の面積は、当該面積に、それぞれ当該敷地の用に供される宅地等の価額又は当該権利の価額 該宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利の全部又は一部である場合には、当該特例対象宅 する特例対象宅地等が配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される宅地等又は当 定を適用する。 がこれらの価額の合計額のうちに占める割合を乗じて得た面積であるものとみなして、 法第六十九条の四第一項の規定の適用を受けるものとしてその全部又は一部の選択をしようと 同項の規

に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十二項」同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十二項」を「第十三項」 を 項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同条第二十項を同条第二十一項とし、 め、同条第三項第二号中「第十五項及び第十七項」を「第十六項及び第十八項」に改め、同条第六改め、同条第二項中「並びに特例対象宅地等」を「、特例対象宅地等並びに猶予対象宅地等」に改 二号ハ中「又は当該」を「、当該」に、「を取得した」を「又は当該猶予対象宅地等を取得した」に 定する猶予対象宅地等(次号ハ及び次項において「猶予対象宅地等」という。)を」に改め、 第四十条の二の二第一項第一号ハ中「又は法」を「、法」に、「)を」を「)又は前条第五項に規 「第十三項」に、「第十七項」を 「第十八項」に改め、同項を同条第十六項とし、 同条第十九項を 同項第

金曜日

第四十条の四の三第三項第二号中「教育資金、」の下に「学校等、」を加え、同項第六号を削り、 号中「を控除した」とあるのは「及び猶予適用宅地等面積の合計を控除した」とする。 等の面積に四百分の二百を乗じて得た面積をいう。同号において同じ。)の合計が」と、 が」とあるのは「)及び猶予適用宅地等面積(第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る宅地 用を受ける者がいる場合における法第六十九条の五第五項の規定の適用については、同項中「) る当該取得を含む。)をした者のうちに当該宅地等について法第七十条の六の十第一項の規定の適 適用する場合を含む。)の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合におけ に存する権利をいう。)の取得(法第七十条の六の九第一項(同条第二項の規定により読み替えて 法第六十九条の五第一項の被相続人から同項の相続又は遺贈により宅地等(土地又は土地の上 同項第二 同

第五号を同項第六号とし、 同項第四号の次に次の一号を加える。

贈与者 法第七十条の二の二第十項に規定する贈与者をいう。

中「同条第四項」を「同条第四項本文」に改め、同項ただし書中「は、同号に掲げる書類を」を「は号中「第七十条の二の二第十項各号」を「第七十条の二の二第十二項各号」に改め、同条第十二項 次の一号を加える。 出した教育資金非課税申告書等に添付したときは同号に掲げる書類は、それぞれ、」に改め、同項に 除く。以下この条において同じ。)に」に改め、同条第九項第二号、第十項第一号及び第十一項第一 三号及び次条第十一項において「合計所得金額」という。)についての第三号に掲げる書類を既に提 同号に掲げる書類、同一の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額(第 第四十条の四の三第四項中「贈与に」を「贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を

三 当該受贈者の第一号の信託又は贈与により信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属す る年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類

があつたこと」を削り、「場合」の下に「又は教育資金管理契約に基づく信託若しくは教育資金管理しくは教育資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の全部につき遺留分による減殺の請求 を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「又は教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等若十五項中「同条第一項」を「同条第一項本文」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項 同条第三十一項中「第七十条の二の二第四項」を「第七十条の二の二第四項本文」に改め、同項を 同条第三十七項を同条第四十二項とし、同条第三十二項から第三十六項までを五項ずつ繰り下げ、 八項」を「第七十条の二の二第二十項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十八項中「第 に改め、同条第十六項中「第七十条の二の二第十項第一号又は第三号」を「第七十条の二の二第十 は届出書」を加え、同条第十五項中「第七十条の二の二第一項」を「第七十条の二の二第一項本文」 規定により提出された届出書(当該届出書に添付された書類を含む。)」を、「当該書類」の下に「又 三十四項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十六項を同条第三十一項とし、同条第二 第三十四項とし、同条第二十八項を同条第三十三項とし、同条第二十七項中「第二十九項」を「第 三十二項」に、「第七十条の二の二第四項」を「第七十条の二の二第四項本文」に改め、同項を同条 同条第三十六項とし、同条第三十項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「第二十七項」を「第 七十条の二の二第十三項」を「第七十条の二の二第十五項」に改め、同項を同条第四十三項とし、 一の二第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第三十九項中「第七十条の二の二第十 二項各号(第四号を除く。)」に改め、同条第十八項中「第七十条の二の二第一項」を「第七十条の 第四十条の四の三第十三項中「掲げる書類」の下に「又は第二十二項若しくは第二十三項本文の

平成 31 年 3 月 29 日

十四項とし、同条第十八項の次に次の五項を加える。 贈与者(当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した」に改め、同項を同条第二 る部分の価額を控除した残額)のうちに」に、「贈与者(第一号口に掲げる場合に該当する」を「各 のに限る。)のうち同項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当す ら当該死亡した贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(当該死亡前三年以内に取得をしたも 与者がある場合において、その死亡につき同号の規定の適用があつたときは、当該非課税拠出額か く。)のうち同条第一項本文」に、「のうちに」を「(当該教育資金管理契約の終了の日前に死亡した贈 条の二の二第十項第二号の規定の適用があつたときは、当該死亡前三年以内に取得をしたものを除 教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合において、その死亡につき法第七十 同項第三号中「に当該贈与者」を「に各贈与者」に、「のうち法第七十条の二の二第一項」を「(当該 項とし、同条第十九項中「第七十条の二の二第十一項」を「第七十条の二の二第十三項」に改め、 該請求に基づき支払うべき金銭の額(第二十七項」に改め、同項各号を削り、 た場合」を加え、「、その減少することとなつた理由」を削り、「価額(第二十二項」を「価額又は当 留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠出額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定し 契約に基づく信託若しくは教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺 百二十四条第一項の規定による取消権の行使があつた」に改め、「場合」の下に「又は教育資金管理 に該当した」を「信託法第十一条第一項の規定による取消権の行使があつたこと若しくは民法第四 同条第二十七項とし、同条第二十一項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「、次に掲げる事由 同条第二十二項中「第七十条の二の二第一項」を「第七十条の二の二第一項本文」に改め、同項を 出額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、同項を同条第二十八項とし、 契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠 同項を同条第二十五

19 法第七十条の二の二第十項第二号の贈与者が死亡した日における教育資金支出額(同号に規定 同日においてまだ同条第八項の規定による確認及び記録がされていないものを含むものとする。する教育資金支出額をいう。次項において同じ。)には、同日以前に支払われた教育資金であつて に算入しなかつた金額に相当する部分の価額を控除した残額)のうちに占める割合を乗じて算出亡前三年以内に取得をしたものに限る。)のうち同項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格 死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき同号の規定の適用があつたときは、当て贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の価額が当該非課税拠出額(同日前に 該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(当該他の贈与者の死 該贈与者の死亡前三年以内に取得をしたものに限る。)のうち同条第一項本文の規定の適用を受け みなされた金額を含む。)を控除した残額に、当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(当 る贈与を含む。次項において同じ。)により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該 育資金支出額(同日前に同号の規定により相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ず る同項の教育資金管理契約に係る非課税拠出額から同日における当該教育資金管理契約に係る教 した金額とする。 法第七十条の二の二第十項第二号に規定する政令で定める金額は、贈与者が死亡した日におけ

を超える場合には、一とする。)を乗じて計算した金額とする。 価格のうちに法第七十条の二の二第十項第二号に規定する管理残額の占める割合(当該割合が一 得した受贈者に係る同法第十七条の規定により算出した相続税額に、当該受贈者の相続税の課税 に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、贈与者から相続又は遺贈により財産を取 法第七十条の二の二第十項第四号の規定により読み替えて適用される相続税法第十八条第一項

財務省令で定める事項を記載した届出書に、これらの事由に該当することを明らかにする書類を 月の翌月末日までに、当該受贈者が三十歳に達した日において学校等に在学していた旨又は同条 添付して行うものとする 第十一項第三号に規定する教育訓練(次項において「教育訓練」という。)を受けていた旨その他 法第七十条の二の二第十二項第一号の規定による届出は、受贈者が三十歳に達した日の属する

書類は、それぞれ、」に改め、同項に次の一号を加える。 三号に掲げる書類を既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に添付したときは同号に掲げる三号に掲げる書類を既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に添付したときは同号に掲げる書類、同一の年分の所得税に係る合計所得金額についての第に改め、同条第十一項中「同条第四項」を「同条第四項本文」に改め、同項ただし書中「は、同号に改め、同条第十一項中「同条第四項」を「同条第四項本文」に改め、同項ただし書中「は、同号第一項条第四円条の四の四第三項第六号中「第七十条の二の三第一項」を「第七十条の二の三第一項本文」

る年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類三 当該受贈者の第一号の信託又は贈与により信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属す

に改め、同条第三十五項及び第三十七項中「第七十条の二の三第四項」を支払うべきことが確定した場合」を加え、同条第三十一項中「同条第一項」 とが確定した場合」を加え、「、その減少することとなつた理由」を削り、「価額(」を「価額又は当行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠出額の一部に相当する額の金銭を支払うべきこ の三第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第二十六項中「、次に掲げる事由に該当「うち同項本文」に改め、同条第二十五項第二号中「第七十条の二の三第一項」を「第七十条の二 項本文」に改める。 侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠出額に相当する額の金銭を 結婚・子育て資金管理契約に基づく信託若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を 得をした金銭等の全部につき遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、「場合」の下に「又は 該請求に基づき支払うべき金銭の額(」に改め、同項各号を削り、同条第二十八項中「第七十条の 理契約に基づく信託若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして 四条第一項の規定による取消権の行使があつた」に改め、「場合」の下に「又は結婚・子育て資金管 資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与により取 した」を「信託法第十一条第一項の規定による取消権の行使があつたこと若しくは民法第四百二十 を「同項本文」に改め、同条第二十三項中「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「うち同項」を 改め、同条第二十一項中「第七十条の二の三第一項」を「第七十条の二の三第一項本文」に、「同項」 二の三第一項」を「第七十条の二の三第一項本文」に改め、同条第二十九項中「又は結婚・子育て 第四十条の四の四第十三項中「第七十条の二の三第一項」を「第七十条の二の三第一項本文」に 「第七十条の二の三第四 を「同条第一項本文」

「特例事業受贈者」に改める。の八第二項第二号(個人の事業用資産」に、「の特例)に」を「)に」に、「特例経営承継受贈者」を第四十条の四の七第二項中「第七十条の七の五第二項第六号(非上場株式等」を「第七十条の六

第四十条の四の七の次に次の一条を加える。

する場合について準用する。 | **第四十条の四の八** 前条の規定は、法第七十条の二の八において法第七十条の二の七の規定を準用 |

> 集積円滑化団体」及び「又は当該農地利用集積円滑化団体」を削る。 第四十条の六の二第十一項中「又は農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用

とし、同項第二号の次に次の一号を加える。の七の七第四項から第十項まで」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号の七の七第四項から第十項まで」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四十条の七の七第四項から第十六項第二号中「第四十条の七の七第三項から第九項まで」を「第四十条定める事業(同号ハに掲げるものを除く。)及び同項第二号に定める事業に限る。)のために譲渡をし定める事業(同写ハに掲げるものを除く。)及び同項第二号に定める事業に限る。)のために譲渡をした。「の項第一号に第四十条の七第十項中「、同法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業(同項第一号に

消予分の相続税額で第四十条の七の十第九項から第十二項までの規定により計算されたものを猶予分の相続税額で第四十条の七の十第九項から第十二項までの規定により計算されたものを法第七十条の六の十第一項 調整前事業用資産猶予税額(同条第二項第三号に規定する納税

を削る。

を削る。

を削る。

を削る。

を削る。

の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」及び「又は当該農地利用集積円滑化団体」法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」の条第三項第一号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第四条第四項第一号」を「第に規定する事業実施地域」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第四条第四項第一号」を「第に規定する事業実施地域」に改め、同項第二号と削り、同項第三号中「第四条第四項第一号」を「農地中間管理機構の同条第三項ー項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。」を「農地中間管理機構の同条第三項ー項の規定により指定された農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定によりに対している。

定する調整前事業用資産猶予税額をいう。) 三 法第七十条の六の十第一項 調整前事業用資産猶予税額(第四十条の七第十六項第三号に規三 法第七十条の六の十第一項 調整前事業用資産猶予税額(第四十条の七第十六項第三号に規

定する調整前事業用資産猶予税額をいう。) 三 法第七十条の六の十第一項 調整前事業用資産猶予税額(第四十条の七第十六項第三号に規

第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。の七第二項第六号イ」に、「法第七十条の六の七第一項の」を「同条第五項とし、同条第三項中「法第七十条の六の七第二項第四号に規定する」し、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「法第七十条の六の七第二項第四号に規定する」し、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「法第七十条の六の七第二項第四号に規定する」に改め、同項を同条第八項と同条第六項と同条第十項とし、同条第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第七項を同条

る同条第二項第二号に規定する寄託契約(以下この項において「寄託契約」という。)の契約期間する相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の規定の適用を受けようとする特定美術品に係法第七十条の六の七第一項の規定の適用に係る相続の開始の日から当該相続に係る同項に規定

一 第三号の寄託の日まで当該特定美術品の法第七十条の六の七第一項の寄託先美術館の設置者七十条の六の七第一項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。 かつ、当該特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであるときにおける法第 美術館(以下この項において「新寄託先美術館」という。)の設置者との間で寄託契約を締結し、 託相続人」という。)が当該相続税の申告書の提出期限から一年を経過する日までに新たな寄託先 ることとなつた場合において、同条第二項第四号に規定する寄託相続人(以下この条において「寄 た場合又は当該特定美術品を寄託された寄託先美術館が同条第三項第七号に掲げる場合に該当す が寄託先美術館の設置者からの契約の解除若しくは契約の更新を行わない旨の申出により終了し

者との間の寄託契約に基づき当該特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない」当該相続税の申告書の提出期限から一年を経過する日において、当該新寄託先美術館の設置 への寄託が継続しているものとみなす。

場合には、同日において法第七十条の六の七第三項第三号又は第七号に掲げる場合に該当した ものとみなす。 当該相続税の申告書の提出期限から一年を経過する日までに当該特定美術品が当該新寄託先

当該寄託相続人との間の寄託契約は法第七十条の六の七第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該寄託の日以後は、当該新寄託先美術館の設置者と 術館は同項の寄託先美術館とみなす。

第四十条の七の七の次に次の三条を加える。

(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)

政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。 四十条の七の八 法第七十条の六の八第一項に規定する特定事業用資産を有していた個人として

当該特定事業用資産に係る事業(同号に規定する事業をいう。以下この条及び第四十条の七の与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)の時前において 十において同じ。)を行つていた者である場合 次に掲げる要件の全てを満たす者 業用資産」という。)を有していた者が法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与(贈善法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産(以下この条において「特定事 提出していること又は当該贈与に係る法第七十条の六の八第一項に規定する贈与税の申告書- 当該贈与の時において所得税の納税地の所轄税務署長に当該事業を廃止した旨の届出書を の提出期限までに当該届出書を提出する見込みであること。

条の二第三項の規定の適用に係るものに限る。)により所得税の納税地の所轄税務署長に提出第一項第三十七号に規定する確定申告書を同項第四十号に規定する青色申告書(法第二十五1当該事業について、当該贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の所得税法第二条 していること

金曜日

前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者

の七の十第一項第一号に定める者の相続の開始の直前において、その者と生計を一にしていする被相続人(以下この条及び第四十条の七の十において「被相続人」という。)で第四十条の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、同項の規定の適用に係る同項に規定 業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の十第一項の規定死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)により取得した当該特定事 第一項の規定の適用を受けようとする者が当該贈与の時前に相続又は遺贈(贈与をした者の たその者の親族)であること 前号の贈与の直前において、同号に定める者と生計を一にする親族(法第七十条の六の八

平成 31 年 3 月 29 日

を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十適用を受けようとする者が当該贈与の時前に相続又は遺贈により取得した同項の規定の適用前号に定める者の法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与の時(同項の規定の 当該特定事業用資産の贈与をしていること の適用に係る被相続人で第四十条の七の十第一項第一号に定める者の相続の開始の時) 条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、

- 者が同項の規定の適用に係る贈与の時前に相続又は遺贈により取得した同項の規定の適用を受け に係る相続の開始の日とする。 第一項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合における最初の同項の規定の適用 ようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の十 法第七十条の六の八第一項に規定する政令で定める日は、同項の規定の適用を受けようとする
- 法第七十条の六の八第一項に規定する同項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

3

- 最初に同項の規定の適用を受けた者 おいて「特例受贈事業用資産」という。)に係る特定事業用資産の免除対象贈与をした者のうち 除対象贈与」という。)である場合 同条第一項に規定する特例受贈事業用資産 (以下この条に の八第十四項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用に係るもの(以下この号において「免 与者」という。)に対する同項の規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者の法第七十条の六法第七十条の六の八第一項に規定する贈与者(以下この条及び第四十条の七の十において「贈
- 前号に掲げる場合以外の場合 贈与者
- 項第一号に定める者に限る。)の相続の開始の直前において当該被相続人と生計を一にしていた当 係る他の資産について法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする者又は受けてい 該被相続人の親族とする。 る者に限る。)の法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る被相続人(第四十条の七の十第一 けようとする者(同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に 法第七十条の六の八第二項第一号に規定する政令で定める者は、同条第一項の規定の適用を受
- 法第七十条の六の八第二項第一号に規定する政令で定める事業は、駐車場業及び自転車駐車場
- 下この項において同じ。)のうち所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産(次項においに規定する贈与者の事業の用に供されていた宅地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以係る相続の開始とする。次項において同じ。)の直前において、法第七十条の六の八第二項第一号 項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合にあつては最初の同項の規定の適用に定の適用に係る贈与の時前に相続又は遺贈により取得した資産について法第七十条の六の十第一 供されていた部分があるときは、当該贈与者の当該事業の用に供されていた部分に限るものとす て「棚卸資産」という。)に該当しない宅地等とし、当該宅地等のうちに当該事業の用以外の用に める者からのものである場合にあつては同項第一号に定める者からの贈与とし、同条第一項の規 のうち政令で定めるものは、同条第一項の規定の適用に係る贈与(当該贈与が第一項第二号に定 法第七十条の六の八第二項第一号イに規定する建物又は構築物の敷地の用に供されているもの
- 該事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該贈与者の当該事業の用に供されてい 与者の事業の用に供されていた建物のうち棚卸資産に該当しない建物とし、当該建物のうちに当 るものは、同条第一項の規定の適用に係る贈与の直前において、同条第二項第一号に規定する贈 た部分に限るものとする。 法第七十条の六の八第二項第一号ロに規定する事業の用に供されている建物として政令で定め
- 第二号に掲げる金額を控除した残額を特例受贈事業用資産の価額から控除した金額に相当する価 法第七十条の六の八第二項第三号イに規定する政令で定める価額は、第一号に掲げる金額から
- 当該特例受贈事業用資産の贈与とともに引き受けた債務の金額
- する契約書その他の書面により明らかにされているものに限る。)の金額 以外の債務(当該事業に関するもの以外の債務であることが金銭の貸付けに係る消費貸借に関 前号の債務の金額のうち当該特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの

- きは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 税猶予分の贈与税額」という。)に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であると10 法第七十条の六の八第二項第三号に規定する納税猶予分の贈与税額(以下この条において「納
- 年分の贈与税の課税価格とみなす。では、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を当該特例事業受贈者に係るその受贈者」という。)に係る贈与者が二人以上いる場合における納税猶予分の贈与税額の計算におい 法第七十条の六の八第二項第二号に規定する特例事業受贈者(以下この条において「特例事業
- じ。)の合計額 項第三号イに規定する特例受贈事業用資産の価額をいう。次号及び次項第一号ロにおいて同項第三号イに規定する特例受贈事業用資産の価額をいう。次号及び次項第一号ロにおいて同第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした全ての特例受贈事業用資産の価額(同条第二次号に掲げる場合以外の場合 当該特例事業受贈者がその年中において法第七十条の六の八一次号に掲げる場合以外の場合 当該特例事業受贈者がその年中において法第七十条の六の八
- 特定贈与者をいう。)ごとの額その年中において取得をした特例受贈事業用資産の価額の特定贈与者(同条第五項に規定する日の年中において取得をした特例受贈事業用資産の価額の特定贈与者(同条第五項に規定する相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものである場合 当該特例事業受贈者が二 法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産が二

16

- の全額を切り捨てる。

 の全額を切り捨てる。

 なった、文はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端分において、当該は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、当該は、近の場合において、特例事業受贈者に係る贈与者の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額に、前項の場合において、特例事業受贈者に係る贈与者の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額に、
- イ 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用して計算した納税猶予分の贈与税額 前項第一号に掲げる場合 イに掲げる金額に口に掲げる割合を乗じて計算した金額
- 一号に定めるその年分の贈与税の課税価格に占める割合 特例受贈事業用資産の価額が前項第 は 特例受贈事業用資産に係る贈与者の異なるものごとの特例受贈事業用資産の価額が前項第
- **第十一頁の場合こおハて、去第七十条の六の八第三頁、第四頁、第十一頁、第十二頁、第十四予分の贈与税額** 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一頁(同号に係る部分に限る。)の規定を適用して計算した納税猶二 前項第二号に掲げる場合 同項(同号に係る部分に限る。)の規定を適用して計算した納税猶二
- 用する。 項及び第十六項から第十八項までの規定は、特例事業受贈者に係る贈与者の異なるものごとに適項及び第十六項から第十八項までの規定は、特例事業受贈者に係る贈与者の異なるものごとに適13 第十一項の場合において、法第七十条の六の八第三項、第四項、第十一項、第十二項、第十四
- 経過する日までの期間を除くものとする。 経過する日までの期間を除くものとする。
- は、次に掲げる者とする。 法第七十条の六の八第二項第四号ハに規定する当該個人と政令で定める特別の関係がある者
- 当該個人の親族
- 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- 四 当亥固人から受ける 三 当該個人の使用人
- 除く。)四 当該個人から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持している者(前三号に掲げる者を四 当該個人から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持している者(前三号に掲げる者を
- 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- 次に掲げる会社
- おいて同じ。)の百分の五十を超える数である場合における当該会社、権を行使することができない株主を除く。)又は総社員の議決権の総数をいう。 口及びハに決権を行使することができない株主を除く。)又は総社員の議決権の数の合計が、当該会社に係る式又は出資をいう。 以下この条において同じ。)に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る式又は出資をいう。 以下この条において同じ。)が有する会社の株式等(株当該個人(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)が有する会社の株式等(株
- が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該ハ 当該個人及びイ又は口に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社口 当該個人及びイに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該
- 二項に規定する事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものとする。 一項に規定する特別関係者が当該個人から支払を受けた対価又は給与(最初の同条第一項の規定の適用に係る贈与の時(当該贈与の時前に相続又は遺贈により取得した当該事業と同一の事業に係る用に係る贈与の時(当該贈与の時前に相続又は遺贈により取得した当該事業と同一の事業に係る用に規定する特別関係者が当該個人から支払を受けた対価又は給与(最初の同条第一項の規定の適用に規定する特別関係者が当該個人から支払を受けた対価又は給与(最初の同条第一項の規定の適定規定する事業の大の八第二項第四号ハに規定する必要経費に算入されないものとして政令で定め、法第七十条の六の八第二項第四号ハに規定する必要経費に算入されないものとして政令で定め、法第七十条の六の八第二項第四号ハに規定する必要経費に算入されないものとする。
- 内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

 内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

 大は一部の廃棄をした特例事業受贈者は、次に掲げる事項を記載した届出書に当該廃棄をしたことが確認できる書類として財務省令で定める書類を添付し、これを当該特例受贈事業用資産の全部特例受贈事業用資産を廃棄した場合とする。この場合において、当該特例受贈事業用資産の全部定める場合は、特例受贈事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由により当該定める場合は、特例受贈事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由により当該定める場合は、特例受贈事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由により当該に対している。
- 当該特例事業受贈者の氏名及び住所
- の時における価額当該廃棄をした特例受贈事業用資産の明細及び当該特例受贈事業用資産の贈与者からの贈与
- 名称及び住所又は事業所の所在地 当該特例受贈事業用資産の廃棄の委託をした場合には、当該委託を受けた事業者の氏名又は
- その他参考となるべき事項

四

- 19 税猶予分の贈与税額のうち同条第四項に規定する場合に該当したことにより納税の猶予に係る期 限が確定したものの合計額とする。 定めるところにより計算した金額は、同条第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者に係る納 法第七十条の六の八第四項に規定する特例受贈事業用資産の価額に対応するものとして政令で
- を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があると 限が確定した贈与税の金額を除く。)に、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に占める割合 ける納税猶予分の贈与税額(既に同項に規定する場合に該当したことにより納税の猶予に係る期 して政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業の用に供されなくなつた時の直前にお 法第七十条の六の八第四項に規定する事業の用に供されなくなつた部分に対応する部分の額と 又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 適用に係る贈与の時における価額 当該事業の用に供されなくなつた特例受贈事業用資産の法第七十条の六の八第一項の規定の
- 受贈事業用資産の法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与の時における価額 当該事業の用に供されなくなつた時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例
- 21 記載した申請書を当該譲渡があつた日から一月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければな に係る特例受贈事業用資産について同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を 法第七十条の六の八第五項の税務署長の承認を受けようとする特例事業受贈者は、同項の譲渡
- 申請者の氏名及び住所
- 時における価額及び当該譲渡の対価の額 当該譲渡に係る特例受贈事業用資産の明細、 当該特例受贈事業用資産の贈与者からの贈与の
- 該当することとなる見込みのある資産の明細、 当該譲渡があつた日から一年以内に法第七十条の六の八第五項の事業の用に供される資産に その他参考となるべき事項 取得予定年月日及び取得価額の見積額
- 22 該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。 前項の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出があつた日から一月以内に当

- 事業用資産のうち、当該譲渡の対価で当該譲渡があつた日から一年を経過する日までに同号の事 した金額に相当する部分とする。 割合を、当該譲渡に係る特例受贈事業用資産の贈与者からの贈与の時における価額に乗じて計算 業の用に供される資産の取得に充てられなかつたものの額が当該譲渡の対価の額のうちに占める 法第七十条の六の八第五項第二号に規定する政令で定める部分は、同号の譲渡に係る特例受贈
- 譲渡の対価の額に相当する金銭は、特定資産に該当しないものとみなす。 から同日以後一年を経過する日又は同項第三号の取得の日のいずれか早い日までの間は、 特例事業受贈者が法第七十条の六の八第五項の承認を受けた場合には、同項の譲渡があつた日 同項の
- 税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 記載した申請書に財務省令で定める書類を添付し、 に係る特例受贈事業用資産について同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を 法第七十条の六の八第六項の税務署長の承認を受けようとする特例事業受贈者は、同項の移転 これを当該移転があつた日から一月以内に納
- 申請者の氏名及び住所
- れた当該特例受贈事業用資産の出資の額時における価額並びに当該移転により設立された会社の名称、 当該移転に係る特例受贈事業用資産の明細、当該特例受贈事業用資産の贈与者からの贈与の 本店の所在地及び定款に記載さ
- 当該移転により取得をした株式等の明細、 取得年月日及び取得時の価額
- その他参考となるべき事項
- 該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、 前項の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出があつた日から一月以内に当 当該申請の承認があつたものとみなす

- 十四項、第十六項から第十八項まで及び第二十五項の規定並びに次項及び第二十九項の規定の 用については、次に定めるところによる。
- 係る部分に限る。)、第十六項から第十八項まで及び第二十五項(同項の表の第三号及び第四当該特例事業受贈者については、法第七十条の六の八第三項、第四項、第十四項(第四号 に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。 号
- 贈与承継会社(承継会社を含む。以下第二十三項までにおいて同じ。」と、法第七十条の七の受贈非上場株式等(承継会社の株式等を含む。以下第二十二項までにおいて同じ。)又は第一項の対象「経営承継受贈者(特例事業受贈者を含む。以下第二十四項までにおいて同じ。)又は第一項の対象「経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社」とあるのは「経 税猶予及び免除)に規定する認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条の六の八第六項(個人法第六十四条第一項中」と、「第七十条の七第二項第一号(非上場株式等についての贈与税の納一項」と、「経営承継受贈者」とあるのは「特例事業受贈者」と、「同条第一項中」とあるのは「同とあるのは「原継会社」と、同条第十四項中「、第一項」とあるのは「、第七十条の六の八第とあるのは「承継会社」と、同条第十四項中「、第一項」とあるのは「、第七十条の六の八第 承継会社」とあるのは「特例経営承継受贈者(第七十条の六の八第二項第二号に規定する特例 定贈与承継会社の」とあるのは「会社の」と、「第七十条の七第一項」とあるのは「第七十条の項第一号に規定する認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条の六の八第六項の会社」と、「認 納税猶予及び免除)において読み替えて準用する同法第七十条の七の」と、「第七十条の七第二 特別措置法施行令第四十条の七の八第二十七項第二号(個人の事業用資産についての贈与税の の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)の会社」と、「同条の」とあるのは「租税 贈者」と、「対象受贈非上場株式等」とあるのは「承継会社の株式等」と、「認定贈与承継会社」十四項、同条第一項、第十一項又は第十二項」と、「経営承継受贈者」とあるのは「特例事業受て同じ。)」と、「第一項、この項、第十一項、第十二項又は第十四項」とあるのは「この項、第予中贈与税額(第七十条の六の八第四項に規定する猶予中贈与税額をいう。以下この項におい 「当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社」とあるのは「承継会社」と、同項第十に係る認定贈与承継会社」とあるのは「承継会社」と、同項第八号から第十一号までの規定中 非上場株式等」とあるのは「特例事業受贈者が承継会社の株式等」と、「適用対象非上場株式等 承継会社」とあるのは「承継会社」と、同条第三項第六号中「当該経営承継受贈者が適用対象 者をいう。以下この条において同じ。)及び当該特例事業受贈者」と、同項第九号中「認定贈与 贈者」とあるのは「特例事業受贈者(第七十条の六の八第二項第二号に規定する特例事業受贈 下この条において「承継会社」という。」と、同号ハ中「経営承継受贈者及び当該経営承継受十条の七第二項第八号中「認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条の六の八第六項の会社(以 贈者の納税の猶予に係る期限及び贈与税の免除について準用する。この場合において、法第七 継会社(同条第六項の会社を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。 事業受贈者を含む。以下第十七項までにおいて同じ。)又は第一項の特例対象受贈非上場株式等 継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額」とあるのは「承継会社の株式等を取得した日から猶 第二十五項まで並びに第七十条の七の五第十二項から第十九項までの規定は、当該特例事業受 六の八第一項」と、「第七十条の七の」とあるのは「第七十条の六の八の」と、同条第十六項中 二号中「当該経営承継受贈者」とあるのは「特例事業受贈者」と、同条第五項中「経営贈与承 法第七十条の七第二項第八号及び第九号、第三項第六号及び第八号から第十二号まで、第 (同条第六項の株式又は出資を含む。以下第十五項までにおいて同じ。)に係る特例認定贈与承 第十四項(法第七十条の七の五第十項において準用する場合を含む。)並びに第十六項から 「特例経営承継受贈者又は同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与
- における法第七十条の六の八第十四項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、 株式等について法第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けるとき れた株式等の全ての贈与をした場合において、当該贈与により当該株式等を取得した者が当該 当該特例事業受贈者が法第七十条の六の八第六項の規定により特例受贈事業用資産とみなさ 「同項」とあるのは、「第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第

四 二十一項又は第七十条の七の五第十二項若しくは第十四項の規定の適用があつた場合における号、第三項第六号若しくは第八号から第十二号まで、第五項、第十四項、第十六項若しくは第 利子税の納付について準用する。 る。)の規定は、第二号において読み替えて準用する法第七十条の七第二項第八号若しくは第九る。)及び第七十条の七の五第二十二項(同項の表の第九号から第十三号までに係る部分に限1 法第七十条の七第二十七項(同項の表の第三号及び第五号から第九号までに係る部分に限

31

- 第四号中「年」とあるのは「事業年度」と、「同条第一項の事業に係る所得税法第二十七条第一のは「所在地(法第七十条の六の八第六項の会社の名称及び本店の所在地を含む。)」と、同項 項に規定する事業所得」とあるのは「同条第六項の会社」とする。 六の八第六項の会社の株式等を取得した年月日を含む。)」と、同項第三号中「所在地」とある る次項の規定の適用については、同項第二号中「年月日」とあるのは「年月日(法第七十条の 当該特例事業受贈者が法第七十条の六の八第九項の規定による届出書を提出する場合におけ
- 法第七十条の七第二項第八号若しくは第九号、第三項第六号若しくは第八号から第十二号まで株式等若しくは当該株式等に係る会社について第二十七項第二号において読み替えて準用するは、同項中「事業が同条第三項各号に掲げる場合又は同条第四項」とあるのは、「同条第六項の 又は第五項」とする。 六の八第十四項の規定による届出書を提出する場合における第二十九項の規定の適用について、当該特例事業受贈者又は当該特例事業受贈者の相続人 (包括受遺者を含む。)が法第七十条の
- 適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、 **紀川を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、財務省令で定める書類を添付しなければ法第七十条の六の八第九項の規定により提出する届出書には、引き続いて同条第一項の規定の**
- 特例事業受贈者の氏名及び住所
- 贈与者から特例受贈事業用資産の取得をした年月日
- 特例受贈事業用資産に係る事業の所在地

官

- ける同条第一項の事業に係る所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得の総収入金額 該特例贈与報告基準日の直前の特例贈与報告基準日の属する年の前年以前の各年を除く。)にお下この号及び次項において「特例贈与報告基準日」という。)の属する年の前年以前の各年(当1、当該届出書を提出する直前の法第七十条の六の八第九項に規定する特例贈与報告基準日(以
- 事業受贈者又は特例受贈事業用資産に係る事業が同条第三項各号に掲げる場合又は同条第四項に贈与税の申告書の提出期限)の翌日から当該該当することとなつた目までの間における当該特例た該当することとなつた場合において、当該期間内に特例贈与報告基準日がないときは、当該告書の提出期限の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に当該各号に掲げる場合のいずれつた日の直前の特例贈与報告基準日(同条第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与税の申八第十四項の届出書を提出する場合には、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとな 務省令で定めるものを当該届出書に添付しなければならない。 規定する場合に該当する事由の有無その他の財務省令で定める事項を明らかにする書類として財 特例事業受贈者又は当該特例事業受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)は、法第七十条の六のユーその他財務省令で定める事項
- うちに占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未業用資産に係る事業の用に供されていた当該特例受贈事業用資産の当該贈与の時における価額の係る贈与をした特例受贈事業用資産の価額を除く。)が当該贈与者の死亡の直前に当該特例受贈事産の当該贈与の時における価額(当該贈与者が同項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用に号の贈与者の死亡の直前における猶予中贈与税額に、当該贈与者が贈与をした特例受贈事業用資 満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り 法第七十条の六の八第十四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同

- 同条第十八項に規定する認可決定日における価額とする。 号及び第二号、第二十一項第二号、第二十三項、第二十五項第二号並びに前項の特例受贈事業用 業用資産について同条第十八項の規定の適用があつた場合には、第十八項第二号、第二十項第一 応する部分の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額又は特例受贈事業用資産の ける価額のうち同項の規定により同条第一項の特例受贈事業用資産とみなされたものの価額に対 特例受贈事業用資産で同条第五項の規定による承認に係る譲渡があつたものの当該贈与の時にお 資産の贈与の時における価額は、それぞれ、同条第一項の規定の適用に係る贈与により取得した 条第一項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産とみなされたものである場合又は特例受贈事 特例受贈事業用資産が法第七十条の六の八第五項(第三号に係る部分に限る。)の規定により同
- ない。 限又は同条第十四項に規定する免除届出期限までに提出することができなかつた事情の詳細を記 二十八項又は第二十九項に規定する事項のほか、これらの届出書を同条第九項に規定する届出期 載し、かつ、第二十八項又は第二十九項に規定する財務省令で定める書類を添付しなければなら 法第七十条の六の八第十六項第一号に規定する一人の者として政令で定めるものは、 法第七十条の六の八第十五項の規定により提出する同条第九項又は第十四項の届出書には、 次に掲げ 第
- る者とする。

33

- を受けている個人 承認(同法第百四十七条の規定により当該承認があつたものとみなされる場合の承認を含む。) 法第七十条の六の八第十六項第一号の譲渡又は贈与の時において、所得税法第百四十三条の
- 持分の定めのある法人(医療法人を除く。)
- 法人を除く。)を除く。) 持分の定めのない法人(一般社団法人(公益社団法人を除く。)及び一般財団法人(公益財

団

- 号に掲げる要件に該当する債務処理に関する計画とする。 する政令で定める計画は、同令第二十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第四号又は第五 生支援協議会が定めたものである場合に限る。)とし、法第七十条の六の八第十六項第一号に規定 行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第百三十五条第一項に規定する中小企業再 行令第二十四条の二第一項に規定する事実(同項第一号に規定する一般に公表された債務処理を 法第七十条の六の八第十六項第一号及び第十八項に規定する政令で定める事実は、 法人税法施
- して政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 法第七十条の六の八第十七項に規定する特例受贈事業用資産に係る事業の継続が困難な事由と
- る事業所得の金額が零未満であること。 年」という。)のうち二以上の年において、当該事業に係る所得税法第二十七条第二項に規定す 該当することとなつた日の属する年の前年以前三年内の各年(次号において「直前三年内の各 特例事業受贈者又は当該事業が法第七十条の六の八第十七項各号に掲げる場合のいずれかに
- 二 直前三年内の各年のうち二以上の年において、当該事業に係る各年の所得税法第二十七条第 項に規定する事業所得に係る総収入金額が、当該各年の前年の総収入金額を下回ること。
- (財務省令で定める事由 前二号に掲げるもののほか、特例事業受贈者による当該事業の継続が困難となつた事由とし
- 法第七十条の六の八第十八項に規定する政令で定める評定は、次の各号に掲げる事実の区分に
- 応じ当該各号に定める評定とする。 受贈事業用資産について当該再生計画の認可の決定があつた時の価額により行う評定 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があつたこと 特例事業受贈者が有する特例
- 令第二十四条の二第 法第七十条の六の八第十八項に規定する政令で定める事実 特例事業受贈者が法人税法施行 一項第一号イに規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定

金曜日

- おおりのでは、で控除した残額を基礎として計算するものとする。を計算するときは、猶予中贈与税額から同条第十六項又は第十七項に規定する免除申請贈与税額を計算するときは、猶予中贈与税額から同条第十六項又は第十七項の限る。)を発した日までの間の延滞税の額を計算するときは、猶予中贈与税額から同条第十六項又は第十七項の申請書の提出があつた場合において、当該提出が3 法第七十条の六の八第十六項又は第十七項の申請書の提出があつた場合において、当該提出が3 法第七十条の六の八第十六項又は第十七項の申請書の提出があつた場合において、当該提出が
- け、記録又は保存をしなければならない。 事業受贈者は、それぞれの事業につき所得税法第百四十八条第一項の規定による帳簿書類の備付39 特例事業受贈者が特例受贈事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合には、当該特例
- 40 特例事業受贈者が対象事業用資産(特例受贈事業用資産及び法第七十条の六の十第一項に規定に当該贈与をしたものとみなす。
- 4 特例事業受贈者が対象事業用資産の譲渡又は贈与をした場合における法第七十条の六の八第四年 特例事業受贈者が対象事業用資産の譲渡の適用に係るから、当該特例受贈事業用資産の方ち先に同条第一項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係る部分に限る。)の規定の適用に係る贈与により取得した特例受贈事業用資産である場合には、当該特例受贈事業用資産のうち先に同条第十四項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該対象事業用資産のうる贈与によりなす。
- (個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例) に関うで、当該贈与の目の属する年に当該贈与者の相続が開始したときは、当該特例受贈事業用資産にて、当該贈与の日の属する年に当該贈与者の相続が開始したときは、当該特例受贈事業用資産にて、当該贈与の日の属する年に当該贈与者に係る特例受贈事業用資産を取得している場合におい定の適用を受けている特例事業受贈者に限る。)から同条第十四項(第三号に係る部分に限る。)のに個人の事業用資産の前等で、適用を受けている場合においる場合においる。
- (個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除) する政令で定める者は、前条第三項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。第四十条の七の九 法第七十条の六の九第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定

平成 31 年 3 月 29 日

- 政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。第四十条の七の十 法第七十条の六の十第一項に規定する特定事業用資産を有していた個人として
- 規定の適用に係るものに限る。)により所得税の納税地の所轄税務署長に提出している者七号に規定する確定申告書を同項第四十号に規定する青色申告書(法第二十五条の二第三項のて、当該相続の開始の日の属する年、その前年及びその前々年の所得税法第二条第一項第三十て、当該相続の開始の日の属する年、その前年及びその前々年の所得税法第二条第一項第三十分の直前において当該特定事業用資産に係る事業を行つていた者である場合 当該事業につい業用資産」という。)を有していた者が法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開業用資産」という。)を有していた者が法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開業用資産(以下この条において「特定事業

- 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者
- (第七十条の六の十第一項に規定する政令で定める日は、同項の規定の適用を受けようとする一方の流の大の十第一項に規定する政令で定める日は、同項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、同項の規定の適用に係る贈与者で第四十条の七の八第一項第一号に定める者からの贈与の時)後に開始条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十規定の適用を受けようとする者が当該相続の開始前に贈与により取得した同項の規定の適用規定の適用を受けようとする者が当該相続の開始の時(同項の一規定の適用を受けようとする者が当該相続の開始の時(同項の一規定の適用を受けようとする者が当該相続の開始の時(同項の一規定の適用に成る相続の開始の時(同項の一
- 贈与の日とする。

 ・
 は第七十条の六の十第一項に規定する政令で定める日は、同項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合における最初の同項の規定の適用に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の八第一項者が同項の規定の適用に係る相続の開始前に贈与により取得した同項の規定の適用を受けようとする法第七十条の六の十第一項に規定する政令で定める日は、同項の規定の適用を受けようとする
- ・ 被相続人から法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により特定事業用資産の取得をした個人が第一次特例事業相続人等(当該被相続人からの相続又は遺贈により特定事業用資産の取得をした個人で、当該相続人の申告書をいう。)にこの項の規定による期限内申告書をいう。)にこの項の規定による期限内申告書をいう。)にこの項の規定による申告書」と、「特定事業相続人等に係る事業(当該事業に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)に従事していたものをいう。)があるときは、当該第一次特例事業相続人等に係る同項の規定の適用をついては、同項中「が、当該相続に係る相続税の申告書を提出しないで死亡したものをいう。)が、相続税の申告書の提出しないで死亡したものをいう。)が、相続税の申告書の提出しないで死亡した場合にあつては、当該特定事業用資産の取得をした個人で、当該相続人の申告書(相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書の提出しないで死亡した場合にあつては、当該特定事業用資産(当該特別事業相続人等からの相続又は遺贈により当該特定事業用資産の取得をした個人が第一次特例事業相続人等のにあるものを含む。)に従事していたもしたものに限る。)で同条第二項の規定による期限内申告書の提出期業用資産の取得をした個人が第一次特例事業相続人等からの相続又は遺贈により当該特定事業用資産の取得をした個人が第一次特例事業相続人等からの相続又は遺贈により当該特定事業用資産の取得をした個人が第一次特例事業相続人等からの相続又は遺贈により国により財定事業用資と、被相続人からとは、当該特定事業用資とあるのは「第二次特別事業相続人等からの相続又は遺贈により取得をしたといる。

六の十第二項第三号に規定する特例事業用資産の価額を控除した残額

- る。 第四十条の七の八第六項の規定は、法第七十条の六の十第二項第一号イに規定する建物又は構 6 第四十条の七の八第六項の規定は、法第七十条の六の十第二項第一号イに規定する建物又は構
- ミドも特定可疾さ上耳巻月に世帯である可や等ってに見ている。現れである四条に向なって可負の見つ、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が、法第六十九条の四第三項第三号に規る面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める面積とする。7 法第七十条の六の十第二項第一号イに規定する小規模宅地等に相当する面積として政令で定め
- 一 被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が、法第六十九条の四第三項第三号に別からハまでの規定により計算した面積の合計に二を乗じて計算した面積を受ける場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 同項の規定の適用を受ける場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 同項の規定の適用を受けたの適用を受ける場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 同項の規定の適用を受けたの適用を受ける場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 同項の規定の適用を受けたの適用を受ける場合を除く。) 同項の規定の適用を受けたの適用を受ける場合としてその者が選択をした当該特定同族会社事業用宅地等の面積がある同条第一項に規定する小規模宅地等について同項の規定の適用を受ける場合という。
- 供されている建物として政令で定めるものについて準用する。8 第四十条の七の八第七項の規定は、法第七十条の六の十第二項第一号口に規定する事業の用に1 前二号に掲げる場合以外の場合 零
- 10 前項に規定する特定債務額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額項の規定を適用して計算した当該特例事業相続人等の相続税の額ら第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二二 特定価額を当該特例事業相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条かの十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該特例事業相続人等の相続税の額

- れているものに限る。)の金額を控除した残額ものであることが金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書その他の書面により明らかにさという。)に係る事業に関する債務と認められるもの以外の債務(当該事業に関するもの以外の法第七十条の六の十第一項に規定する特例事業用資産(以下この条において「特例事業用資産」法第七十条の六の十第一項に規定する特例事業用資産(以下この条において「特例事業用資産」
- きは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 税猶予分の相続税額」という。)に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であると1.法第七十条の六の十第二項第三号に規定する納税猶予分の相続税額(以下この条において「納
- ときにおける当該財産の取得をした全ての者に係る相続税の課税価格は、同条第二項第一号の規は遺贈により財産の取得をした者のうちに法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者がいる、納税猶予分の相続税額を計算する場合において、特例事業相続人等に係る被相続人から相続又きは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

定により計算される相続税の課税価格とする。

12

- き、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 特例事業相続人等が次の各号に掲げる規定の適用を受ける沿である場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとを乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとを乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとを乗じて計算した金額とする。この場合において、当該特例事業相続人等が法第七十条の六の十定める税額と調整前事業用資産猶予税額(第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前事業用定める税額と調整前事業用資産猶予税額(第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前事業用定める税額と調整前事業用資産猶予税額(第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前事業用定める税額と調整前事業用

- る調整前特分館予税額をいう。) 五 法第七十条の七の十二第一項 調整前持分猶予税額(第四十条の七第十六項第五号に規定す五 法第七十条の七の十二第一項 調整前持分猶予税額(第四十条の七第十六項第五号に規定す

式等猶予税額をいう。)

号ハに規定する必要経費に算入されないものとして政令で定めるもの及び同項第五号に規定する定の適用がある場合における法第七十条の六の八第二項第四号に規定する政令で定める期間、同、第四十条の七の八第十四項、第十六項及び第十七項の規定は、法第七十条の六の十第一項の規る調整前持分猶予税額をいう。)

政令で定める期間について、それぞれ準用する。

- の所轄税務署長に提出しなければならない。

 一きる書類として財務省令で定める書類を添付し、これを当該廃棄をした日から二月以内に納税地乗をした特例事業相続人等は、次に掲げる事項を記載した届出書に当該廃棄をしたことが確認で事業用資産を廃棄した場合とする。この場合において、当該特例事業用資産の全部又は一部の廃定める場合は、特例事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由により当該特例定める場合は、特例事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由により当該特例定める場合は、特例事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由により当該特例に対策によった場合として政令で
- 当該特例事業相続人等の氏名及び住所
- の規定の適用に係る相続の開始の時における価額 一 当該廃棄をした特例事業用資産の明細及び当該特例事業用資産の法第七十条の六の十第一項

- 当該特例事業用資産の廃棄の委託をした場合には、当該委託を受けた事業者の氏名又は名称
- 猶予分の相続税額のうち同条第四項に規定する場合に該当したことにより納税の猶予に係る期限るところにより計算した金額は、同条第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等に係る納税。 法第七十条の六の十第四項に規定する特例事業用資産の価額に対応するものとして政令で定め が確定したものの合計額とする。
- を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があると 限が確定した相続税の金額を除く。)に、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に占める割合 ける納税猶予分の相続税額(既に同項に規定する場合に該当したことにより納税の猶予に係る期して政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業の用に供されなくなつた時の直前にお法第七十条の六の十第四項に規定する事業の用に供されなくなつた部分に対応する部分の額と 又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- に係る相続の開始の時における価額 当該事業の用に供されなくなつた特例事業用資産の法第七十条の六の十第一項の規定の適用
- 渡に係る特例事業用資産について同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記法第七十条の六の十第五項の税務署長の承認を受けようとする特例事業相続人等は、同項の譲 載した申請書を当該譲渡があつた日から一月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければなら 事業用資産の法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における価額」当該事業の用に供されなくなつた時の直前において当該事業の用に供されていた全ての
- 申請者の氏名及び住所
- 規定の適用に係る相続の開始の時における価額及び当該譲渡の対価の額 当該譲渡に係る特例事業用資産の明細、当該特例事業用資産の法第七十条の六の十第一 項
- 該当することとなる見込みのある資産の明細、 該当することとなる見込みのある資産の明細、取得予定年月日及び取得価額の見積額 当該譲渡があつた日から一年以内に法第七十条の六の十第五項の事業の用に供される資産に その他参考となるべき事項
- 19 該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。前項の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出があつた日から一月以内に当
- 該譲渡に係る特例事業用資産の同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における価額に乗用に供される資産の取得に充てられなかつたものの額が当該譲渡の対価の額に占める割合を、当用資産のうち、当該譲渡の対価で当該譲渡があつた日から一年を経過する日までに同号の事業の じて計算した金額に相当する部分とする。 法第七十条の六の十第五項第二号に規定する政令で定める部分は、同号の譲渡に係る特例事業
- を受けた場合における同項の譲渡の対価の額に相当する金銭について準用する 第四十条の七の八第二十四項の規定は、特例事業相続人等が法第七十条の六の十第五項の承認
- 地の所轄税務署長に提出しなければならない。 載した申請書に財務省令で定める書類を添付し、これを当該移転があつた日から一月以内に納税 転に係る特例事業用資産について同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記 法第七十条の六の十第六項の税務署長の承認を受けようとする特例事業相続人等は、同項の移
- 規定の適用に係る相続の開始の時における価額並びに当該移転により設立された会社の名称、当該移転に係る特例事業用資産の明細、当該特例事業用資産の法第七十条の六の十第一項の 本店の所在地及び定款に記載された当該特例事業用資産の出資の額
- 匹 取得年月日及び取得時の価額 その他参考となるべき事項 (株式又は出資をいう。以下この条において同じ。)の明細
 - 当該移転により取得をした株式等

- 23 該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。 前項の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出があつた日から一月以内に当
- 定する認可決定日における価額とする。 金額として財務省令で定めるところにより計算した金額又は特例事業用資産の同条第十九項に規 のうち同項の規定により同条第一項の特例事業用資産とみなされたものの価額に対応する部分の 資産で同条第五項の規定による承認に係る譲渡があつたものの当該相続の開始の時における価額 価額は、それぞれ、同条第一項の規定の適用に係る相続若しくは遺贈により取得した特例事業用 第十八項第二号、第二十項並びに第二十二項第二号の特例事業用資産の相続の開始の時における いて同条第十九項の規定の適用があつた場合には、第十五項第二号、第十七項第一号及び第二号、 項の規定の適用を受ける特例事業用資産とみなされたものである場合又は特例事業用資産につ 特例事業用資産が法第七十条の六の十第五項(第三号に係る部分に限る。)の規定により同条第
- については、次に定めるところによる。 五項、第十七項から第十九項まで及び第二十六項の規定並びに次項及び第二十七項の規定の適用 産とみなされた株式等又は当該株式等に係る会社についての同条第三項、 法第七十条の六の十第六項の承認を受けた後における特例事業相続人等、同項の特例事業用資 第四項、第十項、第十
- 号に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。 に係る部分に限る。)、第十七項から第十九項まで及び第二十六項当該特例事業相続人等については、法第七十条の六の十第三項、 (同項の表の第三号及び第四 第四項、第十五項(第三号
- のは「、第七十条の六の十第一項」と、「経営承継相続人等」とあるのは「特例事業相続人等」 株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「承継会社」と、同条第十五項中「、第一項」とある 相続人等」とあるのは「特例事業相続人等」と、「対象非上場株式等」とあるのは「承継会社の 項又は第十五項」とあるのは「この項、第十五項、同条第十二項又は第十三項」と、「経営承継 猶予中相続税額をいう。以下この項において同じ。)」と、「第一項、この項、第十二項、第十三 は「承継会社の株式等を取得した日から猶予中相続税額(第七十条の六の十第四項に規定する 事業相続人等」と、同条第五項中「経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額」とあるの 社」とあるのは「承継会社」と、同項第十二号中「当該経営承継相続人等」とあるのは「特例 継会社」と、同項第八号から第十一号までの規定中「当該対象非上場株式等に係る認定承継会 相続人等が承継会社の株式等」と、「適用対象非上場株式等に係る認定承継会社」とあるのは「承 の二第三項第六号中「当該経営承継相続人等が適用対象非上場株式等」とあるのは「特例事業 続人等」と、同項第九号中「認定贈与承継会社」とあるのは「承継会社」と、法第七十条の七 受贈者及び当該経営承継受贈者」とあるのは「特例事業相続人等(第七十条の六の十第二項第 場合において、法第七十条の七第二項第八号中「認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条の は、当該特例事業相続人等の納税の猶予に係る期限及び相続税の免除について準用する。この 並びに第十七項から第二十六項まで並びに第七十条の七の六第十三項から第二十項までの規定 二号に規定する特例事業相続人等をいう。以下ハ及び次条において同じ。)及び当該特例事業相 六の十第六項の会社 (次号及び次条において「承継会社」という。)」と、同号ハ中「経営承継 十二号まで、第五項、第十五項(法第七十条の七の六第十一項において準用する場合を含む。) 十条の七の二の」と、「第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社] とあるのは[第 人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)において読み替えて準用する同法第七 法第七十条の七第二項第八号及び第九号、第七十条の七の二第三項第六号及び第八号から第 と、「同条の」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十条の七の十第二十五項第二号(個 「同条第一項中」とあるのは「同法第六十四条第一項中」と、「第七十条の七の二第二項第一 「第七十条の六の十第六項 (非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除) に規定する認定承継会社」とあるの (個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)の会

るものとする。 項第二号に規定する特例事業相続人等を含む。以下第十八項までにおいて同じ。)又は第一項の 株式等に係る特例認定承継会社」とあるのは「特例経営承継相続人等(第七十条の六の十第二 じ。)」と、法第七十条の七の六第十三項中「特例経営承継相続人等又は同項の特例対象非上場 項までにおいて同じ。)に係る認定承継会社(承継会社を含む。以下第二十四項までにおいて同 までにおいて同じ。)又は第一項の対象非上場株式等(承継会社の株式等を含む。以下第二十三 る認定承継会社」とあるのは「経営承継相続人等(特例事業相続人等を含む。以下第二十五項 七十条の六の十の」と、同条第十七項中「経営承継相続人等又は同項の対象非上場株式等に係 の二第一項」とあるのは「第七十条の六の十第一項」と、「第七十条の七の二の」とあるのは「第 七十条の六の十第六項の会社」と、「認定承継会社の」とあるのは「会社の」と、「第七十条の七 に係る特例認定承継会社(同条第六項の会社を含む。以下この項において同じ。)」と読み替え 特例対象非上場株式等(同条第六項の株式又は出資を含む。以下第十六項までにおいて同じ。)

おける法第七十条の六の十第十五項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同 式等について法第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けるときに た株式等の全ての贈与をした場合において、当該贈与により当該株式等を取得した者が当該株 当該特例事業相続人等が法第七十条の六の十第六項の規定により特例事業用資産とみなされ 「第七十条の六の八第一項」とあるのは、「次条第一項又は第七十条の七の五第一項」とす

(号外特第5号)

号、第七十条の七の二第三項第六号若しくは第八号から第十二号まで、第五項、第十五項、第 限る。) 及び第七十条の七の六第二十三項(同項の表の第九号から第十三号までに係る部分に限 つた場合における利子税の納付について準用する。 十七項若しくは第二十二項又は第七十条の七の六第十三項若しくは第十五項の規定の適用があ る。)の規定は、第二号において読み替えて準用する法第七十条の七第二項第八号若しくは第九 法第七十条の七の二第二十八項(同項の表の第三号及び第五号から第九号までに係る部分に

号に掲げる場合に該当することとなつた場合について準用する。 法第七十条の七の二第三十一項から第三十九項までの規定は、当該会社が同条第三十一項各

項第四号中「年」とあるのは「事業年度」と、「同条第一項の事業に係る所得税法第二十七条第 るのは「所在地(法第七十条の六の十第六項の会社の名称及び本店の所在地を含む。)」と、同 の六の十第六項の会社の株式等を取得した年月日を含む。)」と、同項第三号中「所在地」とあ ける次項の規定の適用については、同項第二号中「年月日」とあるのは「年月日(法第七十条)、当該特例事業相続人等が法第七十条の六の十第十項の規定による届出書を提出する場合にお 項に規定する事業所得」とあるのは「同条第六項の会社」とする。

する法第七十条の七第二項第八号若しくは第九号又は第七十条の七の二第三項第六号若しくは項の株式等若しくは当該株式等に係る会社について第二十五項第二号において読み替えて準用 第八号から第十二号まで若しくは第五項」とする。 いては、同項中「事業が同条第三項各号に掲げる場合又は同条第四項」とあるのは、「同条第六 条の六の十第十五項の規定による届出書を提出する場合における第二十七項の規定の適用につ 当該特例事業相続人等又は当該特例事業相続人等の相続人(包括受遺者を含む。)が法第七十

適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、 法第七十条の六の十第十項の規定により提出する届出書には、引き続いて同条第一項の規定の かつ、財務省令で定める書類を添付しなければ

- 特例事業相続人等の氏名及び住所
- 被相続人から特例事業用資産の取得をした年月日 特例事業用資産に係る事業の所在地

- つります。「項の事業に係る所得税法第二十七条第一頁こ見ぎによってででです。」における同条第一項の事業に係る所得税法報告基準日の属する年の前年以前の各年を除く。)にお該特例相続報告基準日」という。)の属する年の前年以前の各年(当下この号及ひ次項において「特例相続報告基準日」という。)の属する特例相続報告基準日(以 その他財務省令で定める事項
- 財務省令で定めるものを当該届出書に添付しなければならない。 ずれかに該当することとなつた場合において、当該期間内に特例相続報告基準日がないときは、 となつた日の直前の特例相続報告基準日(同条第一項の規定の適用に係る同項に規定する相続税 当該相続税の申告書の提出期限)の翌日から当該該当することとなつた日までの間における当該 の申告書の提出期限の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に当該各号に掲げる場合の 六の十第十五項の届出書を提出する場合には、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当すること、 特例事業相続人等又は当該特例事業相続人等の相続人(包括受遺者を含む。)は、法第七十条の に規定する場合に該当する事由の有無その他の財務省令で定める事項を明らかにする書類として 特例事業相続人等又は特例事業用資産に係る事業が同条第三項各号に掲げる場合又は同条第四項
- に規定する免除届出期限までに提出することができなかつた事情の詳細を記載し、かつ、前二項二項に規定する事項のほか、これらの届出書を同条第十項に規定する届出期限又は同条第十五項。 法第七十条の六の十第十六項の規定により提出する同条第十項又は第十五項の届出書には、前 に規定する財務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 者として政令で定めるものについて準用する。 第四十条の七の八第三十三項の規定は、法第七十条の六の十第十七項第一号に規定する一人の
- 30 定する政令で定める事実並びに同条第十七項第一号に規定する政令で定める計画について準用す。第四十条の七の八第三十四項の規定は、法第七十条の六の十第十七項第一号及び第十九項に規
- 31 産に係る事業の継続が困難な事由として政令で定める事由について準用する。 第四十条の七の八第三十五項の規定は、法第七十条の六の十第十八項に規定する特例事業用資
- 評定について準用する。 第四十条の七の八第三十六項の規定は、法第七十条の六の十第十九項に規定する政令で定める
- を控除した残額を基礎として計算するものとする。 を計算するときは、猶予中相続税額から同条第十七項又は第十八項に規定する免除申請相続税 を計算するときは、猶予中相続税額から同条第十七項又は第十八項に規定する免除申請相続税額定による通知(同条第十七項又は第十八項に係るものに限る。)を発した日までの間の延滞税の額 あつた日又は同条第二十三項に規定する納期限のいずれか遅い日の翌日から同条第二十二項の規。 法第七十条の六の十第十七項又は第十八項の申請書の提出があつた場合において、当該提出が
- あつた日から同条第二十二項の規定による通知(同条第十七項又は第十八項に係るものに限る。) を発した日までの間の利子税の額を計算するときは、猶予中相続税額から同条第十七項又は第十 法第七十条の六の十第十七項又は第十八項の申請書の提出があつた場合において、当該提出が
- 適用については、次に定めるところによる。 適用を受ける場合における同項、同条第二項及び第五項の規定並びに第九項及び第十項の規定の 定する特例受贈事業用資産について同項の特例事業受贈者が法第七十条の六の十第一項の規定の の項において同じ。)の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同条第一項に規 八項に規定する免除申請相続税額を控除した残額を基礎として計算するものとする。 法第七十条の六の九第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下こ
- る同項に規定する特定事業用資産を有していた個人として政令で定める者は、第四十条の七当該特例事業受贈者が法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする場合にお 八第一項に規定する者とする。 第四十条の七の
- 用については、同号イ中「四百平方メートル (」とあるのは「残存宅地等面積十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする場合における同条第二項第 トルから第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申 当該特例事業受贈者に係る被相続人から相続又は遺贈により取得をした資産について法第 一号の規定の (四百平方メー 適

平方メートル」とあるのは「を当該残存宅地等面積」と、同号ロ中「第七十条の六の八第二項告書に記載された同条第二項第一号イの宅地等の面積を控除した面積をいう。) (] と、「を四百 された同条第二項第一号ロの建物の床面積を控除した床面積以下の部分」とする。 七十条の六の八第一項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載 第一号口に定める資産」とあるのは「当該建物の床面積の合計のうち八百平方メートルから第 一項に規定する宅地等について同項の規定の適用を受ける者がいる場合には、当該特例受贈事当該特例事業受贈者に係る被相続人から相続又は遺贈により取得をした法第六十九条の四第

306

当該宅地等の面積のうち四百平方メートルから第七項に定める面積を控除した面積に達するま での部分に限り、法第七十条の六の十第一項の規定を適用する。 業用資産のうち法第七十条の六の八第二項第一号イに規定する宅地等に該当するものについて 同条第一項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載された

る同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「当該被相続人が」当該特例事業受贈者が法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする場合におけ 六十歳未満で死亡した場合には、ロ」とあるのは、「イからニまで」とする。

定する承認を受けている場合には、当該譲渡は法第七十条の六の十第五項の譲渡とみなし、当内に行われた当該特例受贈事業用資産に係る法第七十条の六の八第五項の譲渡につき同項に規一 当該相続又は遺贈により取得したものとみなされる基因となつた贈与者の死亡の日前一年以 該承認は同項の規定による承認とみなす。

イ 当該納税猶予分の贈与税額の計算において第四十条の七の八第八項の規定により計算され業用資産の価額とみなして当該特例事業受贈者の納税猶予分の相続税額を計算する。 額に、イに掲げる金額が口に掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額を第九項の特例事 において同条第二項第三号の債務の金額が控除された場合には、当該特例受贈事業用資産の価額(同条第十九項に規定する再計算猶予中贈与税額を含む。以下この号において同じ。)の計算当該特例事業受贈者に係る法第七十条の六の八第二項第三号に規定する納税猶予分の贈与税

た価額に相当する金額

36 業相続人等は、それぞれの事業につき所得税法第百四十八条第一項の規定による帳簿書類の備付 特例事業相続人等が特例事業用資産に係る事業と別の事業を営んでいる場合には、当該特例事 記録又は保存をしなければならない。 当該納税猶予分の贈与税額の計算に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額

第四項及び第十五項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該対象事業用資産かとみなし、同条第十五項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用に係る贈与をしたときは、同条 ら先に当該贈与をしたものとみなす。 四項の規定の適用については、当該対象事業用資産以外の資産から先に譲渡又は贈与をしたもの条第十五項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用に係る贈与をしたときを除く。)は、同条第 は同号ハに定める資産に限る。)を有する場合において、当該資産の譲渡又は贈与をしたとき(同 の事業の用に供されている資産(法第七十条の六の十第二項第一号イ若しくは口に掲げる資産又 る特例受贈事業用資産をいう。以下この項及び次項において同じ。)以外の当該特例事業相続人等 特例事業相続人等が対象事業用資産(特例事業用資産及び法第七十条の六の八第一項に規定す

四項及び第十五項(第二号に係る部分に限る。の規定の適用については、当該対象事業用資産の特例事業相続人等が対象事業用資産の譲渡又は贈与をした場合における法第七十条の六の十第 者に係るもの)から順次譲渡又は贈与をしたものとみなす ある場合には、当該特例受贈事業用資産のうち先に同項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈 分に限る。)の規定の適用に係る贈与により取得した同条第一項に規定する特例受贈事業用資産で うち先に取得したもの(当該先に取得したものが法第七十条の六の八第十四項(第三号に係る部

中「(法第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項又は第七十条の三第一項において準用す る場合を含む。)」を削り、同条第十九項に次のただし書を加える。 第四十条の八第六項第一号中「特定資産(」の下に「第二十二項、」を加え、同条第十四項第二号

> 第四十条の八第二十二項中「までに終了する事業年度の末日」を「の属する事業年度の直前の事 から同日以後六月を経過する日までの期間を除くものとする。 に掲げる金額の合計額の割合をいう。)が百分の七十以上となつた場合には、当該事由が生じた日 に係る特定資産の割合(同条第二項第八号イ及びハに掲げる金額の合計額に対する同号ロ及びハ

業年度終了の日」に改め、同項に次のただし書を加える.

年度における当該認定贈与承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の割合が百分 六月を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を除くものとする。 の七十五以上となつた場合には、当該事業年度の開始の日から当該事業年度終了の日の翌日以後 たことその他の財務省令で定める事由が生じたことにより当該期間内に終了するいずれかの事業 ただし、認定贈与承継会社の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡し

該該当することとなつた」に改め、同条第四十一項中「(平成二十五年法律第九十八号)」を削る。 た」に改め、「当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る同号の贈与者が」を削り、「に死亡 場株式等の全てについて同号に規定する贈与をした場合に限る。)のいずれかに該当することとなつ 与者が死亡した」を「同項各号に掲げる場合(同項第三号に掲げる場合にあつては、対象受贈非上 した」を「に当該各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた」に、「当該死亡した」を「当 第四十条の八第三十七項中「当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る同項第二号の贈

第四十条の八の二第三項の表中 「同法」を「相続税法」に、 その納税を猶予する

第十六項の

その納税を猶予したものとみなす -を その納税を猶予する 相続税法 第十六 同法

規定の適用については、

項の規定の適用については、 その納税を猶予したものとみなす

に改め、同条第七項第一号中「第

同項第三号の次に次の一号を加える。 四十条の七第十六項第四号」を「第四十条の七第十六項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、 三十項第一号、第五十四項及び第六十七項」を「以下この条」に改め、同条第二十項第四号中

定する調整前事業用資産猶予税額をいう。 法第七十条の六の十第一項 調整前事業用資産猶予税額 (第四十条の七第十六項第三号に規

第四十条の八の二第二十五項に次のただし書を加える

げる金額の合計額に対する前項の規定により読み替えて適用する同号ロ及びハに掲げる金額の合定資産の割合(前項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号イ及びハに掲 を経過する日までの期間を除くものとする。 計額の割合をいう。)が百分の七十以上となつた場合には、当該事由が生じた日から同日以後六月 で定める事由が生じたことにより当該期間内のいずれかの日において当該認定承継会社に係る特 ただし、認定承継会社の事業活動のために必要な資金の借入れを行つたことその他の財務省令

の事業年度終了の日」に改め、同項に次のただし書を加える。 第四十条の八の二第二十七項中「までに終了する事業年度の末日」を 「の属する事業年度の直前

における当該認定承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の割合が百分の七十五とその他の財務省令で定める事由が生じたことにより当該期間内に終了するいずれかの事業年度 以上となつた場合には、当該事業年度の開始の日から当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経 過する日の属する事業年度終了の日までの期間を除くものとする ただし、認定承継会社の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したこ

第四十条の八の四第十四項に後段として次のように加える。

49十条の入り98年1六頁中「までこ冬了する事業手度のます」 **「り属する事業手質この場合においては、第四十条の八の二第二十五項ただし書の規定を準用する。

事業年度終了の日」に改め、同項に後段として次のように加える。 第四十条の八の四第十六項中「までに終了する事業年度の末日」を「の属する事業年度の直前?

FIT まり入りに募って頂に長むことでのこのこのこの。 この場合においては、第四十条の八の二第二十七項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の五第十一項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十条の八第十九項ただし書の規定を準用する。

事業年度終了の日」に改め、同項に後段として次のように加える。第四十条の八の五第十三項中「までに終了する事業年度の末日」を「の属する事業年度の直前の

第四十条の八の五第二十二項第一号及び第三号中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合この場合においては、第四十条の八第二十二項ただし書の規定を準用する。

第四十条の八の六第十一項に後段として次のように加える。

第四十条の八の六第十三項中「までに終了する事業年度の末日」を「の属する事業年度の直前のこの場合においては、第四十条の八の二第二十五項ただし書の規定を準用する。

官

第四十条の八の六第二十二項第三号中「第四十条の七第十六項第四号」を「第四十条の七第十六この場合においては、第四十条の八の二第二十七項ただし書の規定を準用する。事業年度終了の日」に改め、同項に後段として次のように加える。

る調整前美術品猶予税額をいう。) 三 法第七十条の六の七第一項 調整前美術品猶予税額(第四十条の七第十六項第二号に規定す項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

定する調整前事業用資産猶予税額をいう。) 四 法第七十条の六の十第一項 調整前事業用資産猶予税額(第四十条の七第十六項第三号に規

に、「同項第一号イ」を「同条第十五項第一号イ」に改める。第三十八項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第二号中「同条第十五項の」を「当該」第三十八項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同条のいずれか」に改め、同条第三十七項中「二年」を「同条第十五項に規定する二年」に改め、同条第四十条の八の六第二十九項第一号及び第三号中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合

じ当該各号に定める価額とする。 法第七十条の七の七第一項に規定する政令で定める価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応

与の時における価額(同条第二項第八号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。)の規定の適用に係る贈与により取得をした同項に規定する特例対象受贈非上場株式等の当該贈号に係る部分に限る。)の規定の適用があつた場合 同条第一項に規定する特例贈与者から同項 法第七十条の七の五第十二項(第一号に係る部分に限る。)又は第十四項(同条第十二項第一

- 金額) というの五第十二項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用があつた場合 同号は第七十条の七の五第十二項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用があつた場合 同号において同じ。)の株式等(株式又は出資をいう。以下この項において同じ。)の価額(当該合併に係る合併対価(同条第十二項第二号イに規定する合併対価をいう。)の額が同号イに規定する財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に額が同号イに規定する財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額に、当該株式等の価額が当該合併対価の額のうちに占める割合を乗じて計算した。 (同号に規定する吸収合併存続の合併に際して交付された当該合併に係る吸収合併存続会社等(同号に規定する吸収合併存続
- 額のうちに占める割合を乗じて計算した金額)

 「大学である場合には、当該二分の一に相当する金額に、当該株式等の価額が当該交換等対価の以下である場合には、当該二分の一に相当する金額に、当該株式交換等に係る交換等対価(同して交付された同項第三号の他の会社の株式等の価額(当該株式交換等に係る交換等対価(同いて交付された同項第三号の他の会社の株式等の価額(当該株式交換等に係る交換等対価(同い本式交換等(同号に規定する株式交換等をいう。以下この号及び第五号において同じ。)に際の株式交換等(同号に規定する株式交換等をいう。以下この号及び第五号において同じ。)に際
- た場合 同号の合併に際して交付された当該合併に係る吸収合併存続会社等の株式等の価額 法第七十条の七の五第十四項(同条第十二項第二号に係る部分に限る。)の規定の適用があつ
- た場合 同号の株式交換等に際して交付された同号の他の会社の株式等の価額 法第七十条の七の五第十四項(同条第十二項第三号に係る部分に限る。)の規定の適用があつ

Ŧi.

同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。に改め、同項第四号中「第四十条の七第十六項第三号」を「第四十条の七第十六項第四号」に改め、常四十条の八の十二第十項中「第四十条の七第十六項第四号」を「第四十条の七第十六項第五号」

定する調整前事業用資産猶予税額をいう。) 法第七十条の六の十第一項 調整前事業用資産猶予税額(第四十条の七第十六項第三号に規

条の六の十第二項第三号」を加える。項」の下に「、第七十条の六の七第二項第六号」の下に「、第七十項」の下に「、第七十条の六の十第一項、第四十条の十第一項、第四十条の十第二項及び第四十条の十一第二項中「第七十条の六の七第一

生緊急整備地域内にある場合には、五万平方メートル以上)」に改める。以上」を「七万五千平方メートル以上(当該事業区域が法第八十三条第二項に規定する特定都市再第四十三条の二第一項第一号中「区域(」の下に「以下この号及び」を加え、「五万平方メートル

第十項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改める。

第十項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改める。

「当該特定建築物」に改め、「他の土地」の下に「(土地の上に存する権利を含む。)」を加え、同条権利の取得」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同条第五項中「(当該土地」地の上に存する権利を」に改め、同項第三号イ及びロ中「の取得」を「又はその土地の上に存する地の上に存する権利を」に改め、「、第四号」を削り、「土地を」を「土地若しくはその土地の上に存する権利及び」第四十三条の三第一項第二号中「土地及び」を「土地若しくはその土地の上に存する権利及び」

第四十四条の二第一項中「(平成三十年法律第四十九号)」を削る。

項において同じ。)」と、同令第五十四条第三項」に改める。 第四十六条の二第二項中「次項において同じ。)」と、同令第五十四条第三項」を「次項及び第三

第五十条の三第三号中「又は久米島」を「、久米島又は下地島」に改める

第五十一条の六第一項中「「大使等」」を「大使等」に改める。第五十一条の二第一項第一号ロ中「(平成三十年四月三十日までの間は、百分の百三十八)」を削る。

第五十二条の三第三項に次の一号を加える。

第五十四条の二を削る。十五一枚式会社商工総合中央金

第二十二項」を「第三十八条の四第二十三項」に改める。 第五十五条第一項中「第二十条の二第十三項」を「第二十条の二第十四項」に、「第三十八条の四

第二条 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百四十八号)の一部を (租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正

特別措置法(以下「新法」という。)」を「租税特別措置法」に、「、新法」を「、同法」に、「、新令」 正する法律(平成二十七年法律第九号。以下「改正法」という。)第八条の規定による改正後の租税 七号」を「旧令第二条第七号」に、「おいて新令」を「おいて租税特別措置法施行令」に、「個人番号 (以下この項」を「個人番号(以下この条」に、「) 又は」を 「) 及び」に、「所得税法等の一部を改 附則第三条第二項中「者(以下この項」を「者(以下この条」に、「三年」を「六年」に、「同条第

場合には、当該番号未登録者から当該受託者に前項の規定による個人番号の登録が行われたもの 六号)第七十四条の十三の四第二項の規定による同項に規定する番号等の提供を受けて確認した 下この項において「番号未登録者」という。)の個人番号を国税通則法(昭和三十七年法律第六十前項に規定する受託者が、旧登録者で同項の規定による個人番号の登録を行っていない者(以「、租税特別措置法施行令」に改め、同条に次の一項を加える。

附則第七条中「新法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下「改 法」という。)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)」に改める。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 各号に定める日から施行する 当該

四条及び第四十六条の規定 平成三十一年六月一日 部を改正する政令(平成三十年政令第百四十五号)附則第二十七条の改正規定に限る。)、第四十正規定並びに附則第四条第一項、第二十三条第一項、第四十二条(租税特別措置法施行令等の一 く。)、同令第三十八条の五の改正規定、同令第三十九条第十七項第二号の改正規定、同令第三十条第三項の改正規定、同令第三十八条の四の改正規定(同条第二十項第二号口に係る部分を除 除く。)、同令第二十二条第二十項第二号の改正規定、同令第二十五条の四第二項の改正規定、同第一条中租税特別措置法施行令第二十条の二の改正規定(同条第十一項第二号口に係る部分を 九条の九十七の改正規定、同令第四十四条の二第一項の改正規定及び同令第五十五条第一項の改

三十一年七月一日 の改正規定及び同条第二十九項の改正規定並びに附則第三十八条第三項及び第四項の規定(求成立立規定(第二十二項及び第二十三項に係る部分に限る。)、同令第四十条の四の四第二十六項 正規定、同条第二十三項の改正規定、同条第二十項の改正規定、同条第十八項の次に五項を加え 第一条中租税特別措置法施行令第四十条の四の三第三項第二号の改正規定、同条第十三項の改

第一項の改正規定及び同令第四十六条の二第二項の改正規定並びに附則第四十五条(国税収納金第一条中租税特別措置法施行令第五条の六の二第一項の改正規定、同令第二十七条の十二の三 の規定 平成三十一年十月一日 整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)附則第十七項の改正規定に限る。)

の規定 十九条の百二十の七第六項」を「第三十九条の百二十の七第九項」に改める部分に限る。)を除く。) 令第十六号)第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定(1第三十九条の十八第十 二十七第一項の改正規定並びに附則第四十一条(復興特別所得税に関する政令(平成二十四年政の十の十第六項の改正規定、同令第二十五条の十三の七第二項の改正規定及び同令第二十六条の第四条の十の改正規定、同令第四条の十一の改正規定、同令第五条の改正規定、同令第二十五条 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二の改正規定、同令第四条の九の改正規定、同令 の七第九項」に、「第三十九条の百十八第十五項」を「第三十九条の百十八第十九項」に、「第三 平成三十二年一月一日 「第三十九条の十八第十九項」に、「第三十九条の二十の七第六項」を 「第三十九条の二

次に掲げる規定 平成三十二年四月一日

並びに附則第二十五条、第三十四条及び第三十五条の規定 の三(見出しを含む。)の改正規定、同令第三十九条の百二十六の四の改正規定、同令第三十九 条の百十二の二第一項の改正規定、同章第二十六節の節名の改正規定、同節第二款の款名の改 の款名の改正規定、同令第三十九条の十三の二(見出しを含む。)の改正規定、同令第三十九条 同令第三十九条の十二の三の改正規定、同令第三章第八節の三の節名の改正規定、同節第二款 条の百三十一に一号を加える改正規定、同令第四十条の二第五項の改正規定(「特例対象宅地等 正規定、同令第三十九条の百十三の二(見出しを含む。)の改正規定、同令第三十九条の百十三 十九条の三十六に一号を加える改正規定、同令第三十九条の百十二の改正規定、同令第三十九 の十三の三(見出しを含む。)の改正規定、同令第三十九条の三十三の四の改正規定、同令第三 等に係る」に、「関連者等に係る純支払利子等の」を「対象純支払利子等に係る」に改める部分 (以下この項」の下に「、次項」を加える部分に限る。)及び同項の次に一項を加える改正規定 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定(「関連者等に係る利子等の」を「支払利子 同令第三十九条の十二の改正規定、同令第三十九条の十二の二第一項の改正規定、

七号」を「旧令第二条第七号」に改める部分及び「個人番号(以下この項」を「個人番号(以附則第三条第二項の改正規定(「者(以下この項」を「者(以下この条」に改める部分、「同条第 下この条」に改める部分に限る。)及び同条に一項を加える改正規定 第二条中租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百四十八号)

とする。」に改める部分及び「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第四十一条第二十六項」 年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内 年十月一日 を「第四十一条第三十一項」に改める部分を除く。)及び附則第十四条第一項の規定(平成三十二 第一条中租税特別措置法施行令第二十六条の四第二十四項の改正規定(「、十三年内」を「十三

平成三十四年四月一日 第一項第一号の改正規定及び同令第二十六条の二十八の七の改正規定 平成三十三年一月一日 改める部分に限る。)、同令第二十五条の十三の八第二項の改正規定及び同条第七項の改正規定 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十三第五項の改正規定(「二十歳」を「十八歳」に 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十八の三の改正規定、同令第二十五条の十八の四

企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(平成三十 の七までの改正規定及び同令第三十九条の五十二から第三十九条の五十四までの改正規定 中小 る。)を除く。)、同令第二十五条の十の二第六項の改正規定、同令第二十八条の五から第二十八条 定、同令第十九条の三(見出しを含む。)の改正規定(同条第十二項に係る部分(「同項第五号」を に限る。)、同令第六条の二の次に一条を加える改正規定、同令第二章第七節の二の節名の改正規 「同項第三号」に、「第八十四条第二項第五号」を「第八十四条第二項第三号」に改める部分に限 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定(「退職所得」を「退職所得等」に改める部分 年法律第

の四第二十項第二号ロの改正規定 第一条中租税特別措置法施行令第二十条の二第十一項第二号ロの改正規定及び同令第三十八条 建築基準法の一部を改正する法律 (平成三十年法律第六十七

及び同令第三十九条の百一第四項第四号の改正規定 正規定、同令第三十九条の四第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定 七に三項を加える改正規定(第六項に係る部分に限る。)、同令第三十九条の三第五項第四号の改 第一条中租税特別措置法施行令第二十二条の四第二項第四号の改正規定、 部を改正する法律(平成三十一年法律第 号 農地中間管理事業の推進に関する法律等の の施行の日 同令第二十二条の

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出した確定申告書(所得税法等の一部第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出した確定申告書(所得税法等の一部第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出した確定申告書(所得税法等の一部第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出した確定申告書をいう。以下 第四号(旧所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第一項第十号に規定する確定申告書をいう。以下 年法律第三十三号。以下この条及び附則第五条において「旧所得税法」という。)第一条第三項 第四号(旧所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第一項第十号に規定する確定申告書をいう。以下 第四号(旧所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第一項第十号に規定する確定申告書をいう。以下 十六条において準用する場合を含む。附則第五条において同じ。)の規定の適用については、なお従 中法律第二十三条第三項、第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出した確定申告書(所得税法等の一部第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出した確定申告書(所得税法等の一部第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出した確定申告書(所得税法等の一部第二条 この政令に対している。)前に提出した確定申告書(所得税法等の一部第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に提出した確定申告書(所得税法等の一部第二条 この政令の施行の目(以下)に対している。

(個人の減価償却に関する経過措置)

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置) 号に掲げる構築物に係る部分に限る。)の規定に基づく旧令第七条の規定は、なおその効力を有する。二項第一号に掲げる建築物(同号口に掲げる地域内において整備されるものに限る。)及び同項第二2 改正法附則第三十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十四条(第

| で適用し、個人が同日前に旧法第三十三条第三項第二号に規定する資産の損失に対する補償金を取り、個人が同日前に旧法第三十三条第三項第二号に規定する資産の損失に対する補償金を取得する場合につい 日以後に新法第三十三条第三項第二号に規定する資産の損失に対する補償金を取得する場合につい 第四条 新令第二十二条第二十項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が平成三十一年六月一

規定の適用については、同項中「第四項及び第六項」とあるのは、「第四項」とする。2.施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新令第二十二条の七第二項の

の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十四条3 新令第二十二条の九第一項の規定は、個人が附則第一条第十二号に定める日以後に行う新法第三

3

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等に関する経過措置) えられた旧所得税法第百二十条第三項第四号の規定の適用については、なお従前の例による。第五条 施行日前に提出した確定申告書についての旧令第二十五条の九第十四項の規定により読み替

(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

定する上場株式等について適用する。 同号に規定する発行法人等なら取得する同号に規第六条 新令第二十五条の十の二第十四項(第二十六号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に第六条 新令第二十五条の十の二第十四項(第二十六号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に

ては、なお従前の例による。 含む。)の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税について 新令第二十五条の十の十第七項(新令第二十五条の十三の八第二十八項において準用する場合を

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置)

替えられた所得税法施行令の一部を改正する政令(平成三十一年政令第九十五号)による改正前の2 施行日前に提出した確定申告書についての旧令第二十五条の十一の二第二十項の規定により読み一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。一年分以後の所得税について適用し、平成三十年政令第九十六号)第二百二十一条の三第二項及び第二百二十一条の六第一項の規定は、平成三十第七条 新令第二十五条の十一の二第二十項の規定により読み替えられた所得税法施行令(昭和四十

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に関する経過措置)の適用については、なお従前の例による。

所得税法施行令(次条第二項において「旧所得税法施行令」という。)第二百六十二条第五項の規定

適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。十一条の三第二項及び第二百二十一条の六第一項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について第八条(新令第二十五条の十二の二第二十四項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百二)

る。 あ替えられた旧所得税法施行令第二百六十二条第五項の規定の適用については、なお従前の例によみ替えられた旧所得税法施行令第二百六十二条第五項の規定の適用については、なお従前の例により読施行日前に提出した確定申告書についての旧令第二十五条の十二の二第二十四項の規定により読

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

する。 項の規定の適用については、同項第三号中「特定新株予約権」とあるのは、「特定新株予約権等」と**第九条** 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新令第二十五条の十三第六

(非課税口座異動届出書等に関する経過措置)

条の十三の二第一項に規定する非課税口座異動届出書については、なお従前の例による。り提出する同条第三項の非課税口座異動届出書について適用し、施行日前に提出した旧令第二十五第十条 新令第二十五条の十三の二第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第二項の規定によ

(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

方法による提供については、なお従前の例による。による提供について適用し、施行日前に行った旧令第二十五条の十三の八第三項に規定する電磁的第十一条 新令第二十五条の十三の八第三項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法

規定の適用については、同項第五号中「十八歳」とあるのは、「二十歳」とする。2 施行日から平成三十四年十二月三十一日までの間における新令第二十五条の十三の八第十二項の

とみなして、同号の規定を適用する。依頼書の提出をした者が十九歳又は二十歳である場合には、その者を同日において十八歳である者依頼書の提出をした者が十九歳又は二十歳である場合には、その者を同日において、新令第二十五条の十三の八第十二項第五号に規定する出国移管

のは、「特定新株予約権等」とする。 十項の規定の適用については、同項の表第二十五条の十三第六項の項中「特定新株予約権」とある 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新令第二十五条の十三の八第二|

日前に受理した旧令第二十五条の十三の八第八項に規定する書面については、なお従前の例による。は、施行日以後に受理する新令第二十五条の十三の八第八項に規定する書面について適用し、施行5 新令第二十五条の十三の八第二十項において準用する新令第二十五条の十三の六第五項の規定

関係会社の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合につい定する金融子会社等部分課税対象金額をいい、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国額等(同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規 する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社て適用し、旧法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の平成三十年分以前の各年分の同項に規定 等部分課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。 、居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置 定は、新法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の平成三十一年分以後の各年分の課税対象金 新令第二十五条の二十第二項、 、第五項及び第六項並びに第二十五条の二十二の二第二項の

310

規定する特殊関係株主等である居住者の平成三十一年分以後の各年分の同項に規定する課税対象金第十三条 新令第二十五条の二十六第十六項から第十八項までの規定は、新法第四十条の七第一項に(特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置) 株主等である居住者の平成三十年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額を計算する場合に に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧法第四十条の七第一項に規定する特殊関係 ついては、なお従前の例による。 (当該居住者に係る同項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度 3

する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、新令第二十六条の三第三項に規定する居住第十四条 新令第二十六条の三第三項(新令第二十六条の四第二十四項の規定により読み替えて適用(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する証明書等に関する経過措置) て同じ。)のいずれかの年分の所得税につき新法第四十一条第一項の規定の適用を受けた個人に対し各年分に限る。)又はその翌年以後八年内(同条第三項に規定する八年内をいう。以下この項において「居住日」という。)の属する年分(平成三十一年から平成三十三年までの する証明書については、なお従前の例による。の適用を受けた個人に対し平成三十二年十月一日以後に交付する新令第二十六条の三第三項に規定分に限る。)又はその翌年以後八年内のいずれかの年分の所得税につき新法第四十一条第一項の規定 み替えて適用する場合を含む。)に規定する証明書及び居住日の属する年分(平成三十年以前の各年し、同日前に交付した旧令第二十六条の三第三項(旧令第二十六条の四第二十四項の規定により読平成三十二年十月一日以後に交付する新令第二十六条の三第三項に規定する証明書について適用

2 第十項に規定する認定住宅及び同条第一項に規定する土地等に関する事項並びに当該居住の用に供その適用に係る同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条の四第二十四項の規定の適用については、新令第二十六条の三第三項中「から」とあるのは「から は「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第百二号)附則第十四条第げる事項についての」とあるのは「当該」と、新令第二十六条の四第二十四項中「前条」とあるの げる事項についての」とあるのは「当該」と、新令第二十六条の四第二十四項中「前条」とあるのした年月日についての」と、「次の各号に掲げる」とあるのは「当該申請に係る」と、「当該各号に掲 施行日から平成三十二年九月三十日までの間における新令第二十六条の三第三項及び第二十六条 「項の規定により読み替えて適用される前条」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に関する経過措置)

第十五条 新令第二十六条の二十六第十一項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百二十 用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。一条の三第二項及び第二百二十一条の六第一項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適 (法人税の特例に関する経過措置の原則) し、平成三十年分以前の所得税については、

3

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新令第三章の規定は、法人(租税特別措置法第二条第二項 人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。 による連結完全支配関係 (同項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下同じ。)にある 税及び連結親法人 (同項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下同じ。)又は当該連結親法人 第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人 以下同じ。)が施行日以後に開始する連結事業年度 (同項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下同じ。)の連結親法人事業年度 (租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定す (法

> 方法について受けた認定と、旧令第二十七条の四第九項の分割等に係る同項の分割法人等及び分別第十七条 法人が新令第二十七条の四第九項の規定の適用を受ける場合には、旧令第二十七条の四第九項の規定の適用を受ける場合には、旧令第二十七条の四年(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置) 承継法人等がした同項に規定する届出は新令第二十七条の四第九項に規定する届出と、それぞれ

理的な方法について受けた認定と、旧令第二十七条の四第二十四項の分割等に係る同項の分割法人十四項に規定する合理的な方法について受けた認定は新令第二十七条の四第二十四項に規定する合、 法人が新令第二十七条の四第二十四項の規定の適用を受ける場合には、旧令第二十七条の四第二

日前に行われたものである場合における同条第九項又は第二十四項の認定及び届出に関し必要な!項の分割等(前二項の規定の適用に係るものを除く。)が施行日以後最初に開始する事業年度開始!新令第二十七条の四第九項又は第二十四項の規定の適用を受ける法人の同条第九項又は第二十! と、それぞれみなす。 過措置は、財務省令で定める。 経の四

等及び分割承継法人等がした同項に規定する届出は新令第二十七条の四第二十四項に規定する届

出

第十八条 法人の施行日前に開始した事業年度における新令第二十七条の六第一項の規定の適用につ(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置) るのは「出資」と、「、資本」とあるのは「又は資本」と、「又は第二十七条の四第十二項第一号イ若いては、同項第一号中「出資(その有する自己の株式又は出資を除く。次号において同じ。)」とあ

2 項の規定の適用については、法律(平成三十一年法律第 する。 しくは口に掲げる法人をいい」とあるのは「をいい」とする。 施行日から中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一 同項第一号中「第二十三条第一項」とあるのは、「第十七条第一項」と号)の施行の日の前日までの間における新令第二十七条の六第一業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する

第十九条 新令第二十七条の十三第五項(第二号ハに係る部分に限る。)の規定は、施行日後に新法(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置) は、なお従前の例による。の四第一項に規定する公益法人等に該当することとなった同項に規定する特定普通法人等についての四第一項に規定する公益法人等に該当することとなった同項に規定する特定普通法人等について適用し、施行日以前に旧法第六十八条の三法人及び同項第一号の四に規定する協同組合等について適用し、施行日以前に旧法第六十八条の三法人及び同項第一号の四に規定する協同組合等について適用し、施行日以前に対象に対して 一条第二項第一号の三に規定する公益法人等に該当することとなる同項第二号の二に規定する普 通第

(法人の減価償却に関する経過措置)

得又は製作をした旧法第四十五条の二第一項に規定する医療用機器については、なお従前の例によ製作をする新法第四十五条の二第一項に規定する医療用機器について適用し、法人が施行日前に取り、新令第二十八条の十第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又はる新法第四十四条第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。 第二十条 新令第二十八条の四第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若し第二十条 新令第二十八条の四第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をす る。

三十五第一項」と、「第三十九条の六十四第三項」とあるのは「租税特別措置法施行令等の一部を改おその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の 得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第六十九条第五項の規定によりの効力を有する。この場合において、同条第五項中「法第六十八条の三十五第一項」とあるのは「 項第二号に掲げる構築物に係る部分に限る。)の規定に基づく旧令第二十九条の五の規定は、なおそ二(第三項第一号に掲げる建築物(同号口に掲げる地域内において整備されるものに限る。)及び同 るものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の六十四 正する政令(平成三十一年政令第百二号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有す 改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十七条 な所

□ ┣️ 女三生付川穹豆一三次)見ご口に)ならた(新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置)

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過措置)条第四項第一号中「以後」とあるのは、「から平成三十一年三月三十一日までの間」とする。の二の規定に基づく旧令第三十二条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同第二十一条 改正法附則第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条

受けた同項の外国法人については、なお従前の例による。行日前に旧令第三十四条第八項又は第九項の認定を受けた法人及び施行日前に同条第十項の認定を受ける法人及び施行日以後に同条第十項の認定を受ける同項の外国法人について適用し、施第二十二条 新令第三十四条第八項から第十項までの規定は、施行日以後に同条第八項又は第九項の第二十二条

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

合については、なお従前の例による。する場合について適用し、法人が同日前に同号に規定する資産の損失に対する補償金を取得した場月一日以後に租税特別措置法第六十四条第二項第二号に規定する資産の損失に対する補償金を取得第二十三条 新令第三十九条第十七項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が平成三十一年六

規定の適用については、同項中「次項及び第五項」とあるのは、「次項」とする。2 施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新令第三十九条の四第三項の

(特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供に関する経過措置) 法第六十五条の五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。 大五条の五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧 3 新令第三十九条の六第二項の規定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以後に行う新法第六

告事項については、なお従前の例による。 について適用し、施行日前に開始した同号に規定する最終親会計年度に係る同項に規定する国別報告事項十六条の四の四第四項第七号に規定する最終親会計年度に係る同条第一項に規定する国別報告事項第二十四条 新令第三十九条の十二の四第一項の規定は、施行日以後に開始する租税特別措置法第六

(対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置)

(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置) 度に係る旧法第六十六条の五の三第一項に規定する超過利子額について適用し、法人の同日前に開始した旧令第三十九条の十三の三第二項に規定する対象事業年度に係る新法第六十六条の五の三第一項に規定する超過利子額第二十五条 新令第三十九条の十三の三第一項の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始す

規定する課税対象金額(当該内国法人に係る同項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以一二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に1二十七条 新令第三十九条の二十の三第十六項から第十八項までの規定は、新法第六十六条の九の(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

311

定する課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規後に開始した事業年度に係るものに限る。を計算する場合について適用し、旧法第六十六条の九の

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例に関する経過措置)

ては、なお従前の例による。について適用し、施行日以前に行われた旧令第三十九条の三十五の四第四項に規定する合併につい第二十八条(新令第三十九条の三十五の四第三項の規定は、施行日後に行われる同項に規定する合併

(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置

は新令第三十九条の三十九第八項に規定する届出と、それぞれみなす。
は新令第三十九条の三十九第八項に規定する届出
該分割承継法人等が連結親法人である場合には、当該分割承継法人等)がした同項に規定する届出
支付た認定と、旧令第三十九条の三十九第八項の分割等に係る同項の分割法人等の連結親法人(当
支付と認定と、旧令第三十九条の三十九第八項の分割等に係る同項の分割法人等の連結親法人(当
支付表の三十九第八項の規定の適用を受ける場合には、旧令第三十九条の三十九第八項に規定する合理的な方法について
中国の方法について
は新令第三十九条の三十九第八項に規定する届出と、それぞれみなす。

定する届出は新令第三十九条の三十九第二十三項に規定する届出と、それぞれみなす。親法人(当該分割承継法人等が連結親法人である場合には、当該分割承継法人等)がした同項に規法人(当該分割法人等が連結親法人である場合には、当該分割法人等)及び分割承継法人等の連結親は人(当該分割法人等が連結親法人である場合には、当該分割法人等)及び分割承継法人等の連結親理的な方法について受けた認定は新令第三十九条の三十九第二十三項に規定する合理的な方法につ井九第二十三項の規定の適用を受ける場合には、旧令第三十九条の三十九第二十三項に規定する合理的な方法につまる。

号イ(1)若しくは(2)に掲げる法人をいい」とあるのは「をいい」とする。 のいては、同項第一号イ中「出資(その有する自己の株式又は出資を除く。口において同じ。)」とついては、同項第一号イ中「出資(その有する自己の株式又は出資を除く。口において同じ。)」と業年度が施行日前に開始した連結事業年度における新令第三十九条の四十一第一項の規定の適用に業年度が施行日前に開始した連結事業年度における新令第三十九条の四十一第一項の規定の適用に第三十条。連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事第三十条。連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事

頁」とする。 第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「第二十三条第一項」とあるのは、「第十七条第一第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「第二十三条第一項」とあるのは、「第十七条第一法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新令第三十九条の四十一条第一項では、「第一とする。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

2 たと、「『まちによう』」。 「これでは、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」では、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「一人」と、「 一人」と、「一人」という。)第二十九条の五第一項第一号」、「一人」という。)第二十九条の五第一項第一号。「一人」という。)第二十九条の規定による改正前の租税十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税 び同項第二号に掲げる構築物に係る部分に限る。)の規定に基づく旧令第三十九条の六十四の規定三十五(第三項第一号に掲げる建築物(同号口に掲げる地域内において整備されるものに限る。)及 改正法附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の 法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項」と、「第二十九条の五第四成三十一年法律第六号)附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同 あるのは「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第百二号)附則第二 は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第二十九条の五第一項第一号」と 項」とあるのは「旧効力措置法施行令第二十九条の五第四項」とする。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

四十三の二の規定に基づく旧令第三十九条の七十二の二の規定は、なおその効力を有する。この場ポ二十二条(改正法附則第七十条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の 同条第四項第一号中「以後」とあるのは、「から平成三十一年三月三十一日までの間」

3

人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法、新令第三十九条の八十三第二十項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配

第八項の認定を受ける連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人及第三十三条 新令第三十九条の八十八第七項から第九項までの規定は、施行日以後に同条第七項又は(連結法人の探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過措置) 関係にある連結子法人及び施行日前に同条第九項の認定を受けた同項の外国法人については、なお九条の八十八第七項又は第八項の認定を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配び施行日以後に同条第九項の認定を受ける同項の外国法人について適用し、施行日前に旧令第三十 5

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)

一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事第三十四条 新令第三十九条の百十二第五項から第七項までの規定は、連結法人の平成三十二年四月 業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置)

する連結超過利子額について適用し、連結法人の同日前に開始した旧令第三十九条の百十三の三第開始する同条第二項に規定する対象連結事業年度に係る新法第六十八条の八十九の三第一項に規定第三十五条 新令第三十九条の百十三の三第一項の規定は、連結法人の平成三十二年四月一日以後に 子額については、なお従前の例による。 一項に規定する対象連結事業年度に係る旧法第六十八条の八十九の三第一項に規定する連結超過利 8

(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

二項の規定は、新法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人の施行日以後に終了する連結事八項及び第二十九項、第三十九条の百十五第二項、第五項及び第六項並びに第三十九条の百十七第第三十六条 新令第三十九条の百十四の二第一項から第四項まで、第二十五項、第二十六項、第二十 部分課税対象金額及び同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をいい、当該連結業年度に係る個別課税対象金額等(同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別 度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧法第六十八条の九十第一項各号に掲げる 法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始した事業年 計算する場合については、 に規定する個別部分課税対象金額及び同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額を 結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、 同条第六項

第三十七条 新令第三十九条の百二十の三第十二項から第十四項までの規定は、新法第六十八条の九 事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。 六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日前に終了した連結 十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、 係る同項に規定する個別課税対象金額(当該連結法人に係る同項に規定する外国関係法人の平成三 十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に (相続税又は贈与税の特例に関する経過措置) (特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置) 旧法第

第三十八条 施行日から平成三十一年六月三十日までの間における新令第四十条の四の三第十六項の 規定の適用については、同項中「第四号」とあるのは、「第二号」とする。

に規定する贈与者をいう。)の死亡前三年以内に取得をしたものに含まれないものとする。 は、新令第四十条の四の三第二十項又は第二十四項第三号の贈与者(新法第七十条の二の二第十項 七十条の二の二第一項の規定の適用に係る同項に規定する信託受益権又は同項に規定する金銭等 施行日前に租税特別措置法第七十条の二の二第二項第二号に規定する受贈者が取得をした旧法第

た場合については、なお従前の例による。 相続に係る旧令第四十条の四の三第二十項第一号又は第二十三項の遺留分による減殺の請求があっ る相続に係るこれらの規定の遺留分侵害額の請求があった場合について適用し、同日前に開始した 新令第四十条の四の三第二十五項及び第二十八項の規定は、平成三十一年七月一日以後に開始す

あった場合については、なお従前の例による。 相続に係る旧令第四十条の四の四第二十六項第一号又は第二十九項の遺留分による減殺の請求が る相続に係るこれらの規定の遺留分侵害額の請求があった場合について適用し、同日前に開始した 新令第四十条の四の四第二十六項及び第二十九項の規定は、平成三十一年七月一日以後に開始す

なお従前の例による。 滑化事業のために譲渡をした旧法第七十条の四第一項に規定する農地等に係る贈与税については、 附則第一条第十二号に定める日前に旧令第四十条の六第十一項第四号に規定する農地利用集積円

第七十条の四第二十二項に規定する営農困難時貸付けを行った場合については、なお従前の例によ 法第七十条の四第二十二項に規定する営農困難時貸付けを行う場合について適用し、同日前に旧 新令第四十条の六第五十二項及び第六十一項の規定は、附則第一条第十二号に定める日以後に新 法

従前の例による。 のために譲渡をした旧法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、 附則第一条第十二号に定める日前に旧令第四十条の七第十項に規定する農地利用集積円滑化事業 なお

七十条の六第二十八項に規定する営農困難時貸付けを行った場合については、なお従前の例による。 第七十条の六第二十八項に規定する営農困難時貸付けを行う場合について適用し、同日前に旧法第 新令第四十条の七第五十六項及び第六十項の規定は、附則第一条第十二号に定める日以後に新法

む。)の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する財務省令で定める事由が生ずる場合について を含む。)及び第二十二項ただし書(新令第四十条の八の五第十三項後段において準用する場合を含 新令第四十条の八第十九項ただし書(新令第四十条の八の五第十一項後段において準用する場合

合を含む。)の規定は、 六第十三項後段 (新令第四十条の八の八第三項において準用する場合を含む。)において準用する場 る場合を含む。)及び第二十七項ただし書(新令第四十条の八の四第十六項後段及び第四十条の八の 八の六第十一項後段(新令第四十条の八の八第三項において準用する場合を含む。)において準用す 新令第四十条の八の二第二十五項ただし書(新令第四十条の八の四第十四項後段及び第四十条の 施行日以後にこれらの規定に規定する財務省令で定める事由が生ずる場合に

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第三十九条 許税については、なお従前の例による。 八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有 土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免 の保存の登記に係る登録免許税について適用し、 新令第四十三条の二第一項 (第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に新法第 施行日前に旧法第八十三条第 一項に規定する国

登 業者又は適格特例投資家限定事業者が取得する同項に規定する不動産の所有権の移転の登記に係る 新令第四十三条の三第一項の規定は、施行日以後に新法第八十三条の三第一項に規定する特例事 いては、なお従前の例による。 例投資家限定事業者が取得した同項に規定する不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税に 録免許税について適用し、 施行日前に旧法第八十三条の三第一項に規定する特例事業者又は適格

(印紙税の特例に関する経過措置)

2 第四十条 に作成したものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、 納付された印紙税を印紙税法 九十一条の四第二項に規定する消費貸借契約書で平成三十年五月二十日から施行日の前日までの間 法第九十一条の四第二項に規定する災害に係る同項に規定する消費貸借契約書について適用する。 新令第五十二条の三第三項の規定の適用により印紙税を課さないこととされる租税特別措置法第 同条の規定を適用する。 新令第五十二条の三第三項の規定は、 (昭和四十二年法律第二十三号) 第十四条第 平成三十年五月二十日以後に発生した租税特別措置 一項の過誤納金とみなし 当該

第四条の六の

二第

二十一項の表

を

「第四条の六の二第二十1

一項の表」

に

第

四条の六の

二第

第四条の六の

第

十三

項

(復興特別所得税に関する政令の 一部改正

第四 1十一条 復興特別所得税に関する政令の一部を次のように改正する

項

第十三条第一項当該所得税	「	得 を 規 税 デ 定	得 税	を 「 所得税の額 を 「 所得税の額	の所 合得	<u> </u>
当該所得稅	これらの税		が当該所得税			
K] 	得			の所合得	
計額税及び復興特別所得税	得税の額 に、「第四条の六の二第十七項」を	十七五		「第四条の六の二第十八項」に、「第	に、「第	
四条の六の二第十八項」	八項」を「第四条の六の二第十九項」	世に、		「第四条の六の二第十九項」を「第	第四条	
の六の二第二十項」に、	一年四条の六の二第二十項	措受置け	措置法 程置法 租税特別	えて適用される租税特別措の特例等)の規定により読別所得税に係る所得税法のう。第三十三条第一項(復持監法(以下一等別措置法)、銀行、一等別措置法の施保に関するとのための施策を実施するたのための施策を実施するたのための施策を実施するたのための施策を実施するたのための施策を実施するたのための施策を実施するたのための施策を実施するたのとのを対象がある。	福租 編租	」
		法「租	税特別措置	れる租税特別措置法の規定により読み替えて適「特別措置法第三十三条第	スて適 三条第 一項の行	<u> </u>

旭行令(租税特別措置法

置法施行令(
で成二十四年政令第十六号)
で呼ばれる相が特別措
の特えて適用される相が特別措
の場合により読
では、一個の規定により読

の行税 二令特

第第別

_四措 二四指 十条置

の法

の六の二第二十の租税特別措置の日本の一年別時間である政治を開ける政治を関する政治を関する政治を関する政治を関する政治を関する政治を関する政治を関する政治を関する政治を関する政治を関する政治を関する政治を関

項 穴の二 第四条 二 第四条の 十一 に 十一 に に に に に に に に に に に に に	施行令(
一項を持つの一角によりでは、一項をある。一項の場合の一角の人の一角二十一年の規定により読み十三条第一項の規定により読み復興特別所得税に関する政令第	置法施行令(で成二十四年政令第十六号) 第十三条第一項の規定により読 第十三条第一項の規定により読 のでは二十四年政令第十六号) 復興特別所得税に関する政令	
ž	<u>\$</u>	
第四条の六の二第		

二十七

用一 さ項 を

置み適興と特め復 法替用特い別に興

第四条の六の 第 --項 措置法 法. 租税特別措置 れる租税特別措置法の規定により読み替えて適用さの規定により読み替えて適用さい場所が

に、

「第四条の六の二第二十六項」を 第四

条

場株式等に係る配

守男りた	î)	314
号イ」を「第四条 の九第一項第一号 の六の二第二十八	同項各号 同項各号 から	同条第三項
条の九第二項各号」に、「第三十九条の十八第十五項」を「第三十九条の十八第十九号イからハまで及び第二号イからハまで並びに第二項第一号イ、第二号イ及び第三八項」に、「第四条の六の二第二十八項」を「第四条の六の二第三十項」に、「第四条	三項各号の一部の額から特別措置法第三十三条の額から特別措置法第三十三条の額がら特別措置法第三十三条の額がら特別措置法第三十三条の額がら特別指置法第三十三条の額がら、	特別措置法第二十八条第三項お出策の主の二第三項又は規定により読み替えて適用され規定により読み替えて適用され特別措置法第三十三条第一項の

九条の百二十の七第九項」に改める。 八第十五項」を「第三十九条の百十八第十九項」に、「第三十九条の百二十の七第六項」を 項」に、「第三十九条の二十の七第六項」を 「第三十九条の二十の七第九項」に、「第三十九条の百十 第三十

第四十二条 を次のように改正する。 (租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正) 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 (平成三十年政令第百四十五号) の 部

第一条のうち租税特別措置法施行令第四条の二の改正規定を次のように改める

第四条の二第九項の表中	イ並項第び第二	**びに第四項第一号 第一号及び第二号 第二号五十八条第三 総	総所得金額		の金額 額 額、 額、	金額、上
	_	項第一号及び第二号第二百五十八条第三	- 7 —	総所得金額		の 金所 額 金
場株式等に係る配当所得等		項第二百五十八条第四		受けた		四号け の規租
	- を			法		の規定に特
			77	及び法		及び同号
		項第一号イ第二百五十八条第五		総所得金額		の総 金所 額得 金

上場株式等に係る配当所得等

定により読み替えられた税特別措置法第八条の四第一 三項第

より読み替えられた法 別措置法第八条の四第三項第四号

に改め、

同条第十四項を同条第十六項とし、

同条第十三

項

の規定により読み替えられた法

上場株式等に係る配当所得等

を同条第十五項とし、 同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

> 条の十一第三項において準用する場合を含む。)の規定により計算した金額とする。 の六の二第十二項第一号に掲げる金額(法第九条の三の二第三項の規定により控除された金 三の二第一項に規定する上場株式等の配当等をいう。以下この項において同じ。)に係る第四条 項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける上場株式等の配当等(法第九条の る所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額は、法第八条の四第 に限る。)及び当該上場株式等の配当等について第四条の九第六項(第四条の十第三項及び第四 法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項に規定す

第十七項まで」を「同条第十五項から第十八項まで」に改め、同令第三十九条の三十五の三第四項め、同令第三十九条の三十二の三第十四項から第十七項までを削る改正規定中「同条第十四項から条の十八第十二項」に改め、同条第十三項の改正規定中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改 等」に改め、同令第三十九条の十八第十項の改正規定中「第三十九条の十八第十項」を「第三十九第一条のうち、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七第一項の改正規定中「調整」を「調整 条第九項から第十二項まで」を「同条第十項から第十三項まで」に改める。 定中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第九項から第十二項までを削る改正規定中 の改正規定中「第八項」を「第九項」に、「第六項各号」を「第七項」に改め、 の額を除く。)及び法第八条の四第一項の規定による所得税の額(附帯税の額を除く。)とする。和三十七年法律第六十六号)第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。) 第一章から第四章までの規定に準じて計算した所得税の額(同法第百六十五条の五の三及び第 号イに掲げる国内源泉所得に係る所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二編 項に規定する政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の同法第百六十四条第一項第 百六十五条の六の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税(国税通則法(昭 法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第百六十五条の五の三第 同条第八項の改正 一規

3」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第三十九条の三十二の三第十四項から第十七項ま附則第一条第四号中「(同条第十一項に係る部分を除く。)」を削り、「同条第十項」を「同条第十二

を「第三十九条の三十二の三第十五項から第十八項まで」に改める。

第四十四項」を「同令第三十八条の四第四十五項」に改める。

条の十八第二十三項」に改める。 附則第二十九条第三項中「新令第三十九条の十八第十九項」 を 「租税特別措置法施行令第三十九

条の二十の七第十三項」に改める。 附則第三十条第二項中「新令第三十九条の二十の七第十項」を「租税特別措置法施行令第三十九

に、「同条第二十一項」を「同条第二十五項」に改める。 法施行令第三十九条の百十八第二十四項及び第二十五項」 附則第四十二条第三項中「新令第三十九条の百十八第二十項及び第二十一項」を「租税特別措置 に、「同条第二十項」を「同条第二十四項」

に、「同条第十二項」を「同条第十五項」に改める。 置法施行令第三十九条の百二十の七第十四項及び第十五項」に、「同条第十一項」を「同条第十四項」附則第四十三条第二項中「新令第三十九条の百二十の七第十一項及び第十二項」を「租税特別措 を「租税特別措

第四十三条 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令(平成三十年政令第百四十九号)(復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令の一部改正) 部を次のように改正する。

の

条の二第九項の表」に、「第四条の二第十四項」を「第四条の二第十二項」に改める。第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定中「第四条の二第十項の表」 を 第四

第四十四条 (地方自治法施行令の一部改正)

三項」に改める。 十三項」を「第二十条の二第十四項」に、「第三十八条の四第二十二項」を「第三十八条の四第二十別表第一租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の項第一号中「第二十条の二第四十四条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

「前条第三十八項」を「前条第三十九項」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第四十五条 国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を次のように改正する。 第二条第十五号中「第二項若しくは」を「第二項又は」に改め、「又は同法第九十七条の二第一項

に規定する特別還付金」を削る。 附則第十七項中「千分の九百六十」を「千分の九百六十二」に、「千分の四十」を「千分の三十八

に改める。

第四十六条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成十七 年政令第二百三号)の一部を次のように改正する。 (日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正) 第九条第二項中「第三十八条の四第三十八項第一号」を「第三十八条の四第三十九項第一号」に、

内閣総理大臣 財務大臣 麻生 晋三 太郎